

頭の命ごなし之を流罪に處し額は沒官せり中尾は命に依り致仕す省齋云義は則義なり然れ共人を罪に陥るゝは之不仁なりと直に致仕省齋と號す時に年三十四五と云

一、西依問答 寶曆五年正月西依成齋と森省齋問答の書なり省齋の録と見れば草野先生の序あり省齋は肥後玉名郡江田村森石見祐望退野の門人なり

一、言語の戒再往御自反成れ病根御省察届き大益を得られ候旨委細仰下され且又自問自答の御文をも御示奉讀再三感服無限ござ候先日御報も石見に示申候へば分にては御省察届不申恨言申候今度の御紙面も見せ申候へば殊の外感心仕り喜悅不少に見へ申候石見申候は此一段は言語の上の御過にてと申計ならず御學意にも此段の障有之と乍憚存此間疑居申候に今度の御反觀にて右の御障脱然と聞へ申候此以後は後學の御誘引も明日に異り可申と大慶仕と申候此段も鄙意も同然にござ候

一、省齋先生森君は父は瀬助母は高儀氏正徳四年甲午十一月□□日生伯父森長門に養はれ熊野宮の社司となり石見久大と稱す二十歳の比より大塚退野先生に從ひて古人爲己の學を學び先生の門下一人の高弟其名四方に布く亦弟子多し安永三年甲午七月二十八日沒享年六十一歳其室人幼女を旁に葬るものなり憐みて埋み玉へ時に安永九年庚子七月日孝男久誠謹記

一、草野先生既長也聞道于退野塚子 及慎菴藪氏頗究奥究講究孜孜老猶不倦與其友森尙齋百里往來談論剖毫其誘後進丁寧誨告發矇而後已

七、古庄 常陸

古庄氏、名は惟貞常陸介といふ。玉名郡腹赤村石宮の祠官なり。大塚退野の門人にして、同門屈指の高弟たり。寛永四年四月一日突然温泉岳崩壊して、海嘯起りし時腹赤の浦に溺死す。享年六十二。正野神社は祠官渡邊氏は古庄氏と近縁の間柄なりしかば其の死屍を求めて渡邊氏代々の墓所たりし立願寺村蛇ヶ谷に葬れり。

八、西 依 墨 山

西依氏、名景翼、字翼夫、通稱を丹右衛門と稱し、墨山と號す。玉名郡富尾村の人なり。叔父西依成齋に從つて學を受く、成齋子なかりしかば墨山を養ふて子とし先師へ（強齋）の後を受けて望楠軒に帷を垂れしむ。明和七年若狹侯に聘せられて須造館の教授となる。寛政十二年七月十一日歿す。年七十五。講學日知録及墨山文集の著あり。墓所明かならず。

西 依 墨 山

先生姓西依名景翼字翼夫天俗稱丹右衛門墨山其號也生於肥後國玉名郡富尾邑考曰三郎右衛門長雄妣三原氏先生其中子也嘗從叔父成齋先生遊於平安居業七年成齋先生養而爲子遂使先生守先師之遺跡望楠軒以教諸生明和七年庚寅五月應召筮仕若藩教授干須造館矣先生呂享保十一年丙午歲七月十三日生呂寛政十二年庚申歲正月十一日終享年七十有五

一名は景翼字は翼夫丹右衛門と稱す京の人成齋の子なり若州侯に仕ふ家學に於て大に性理の説を發明すること多し寛政十年五十八にして歿す

一先生無子以兄子景翼爲子字翼夫號墨山爲酒井君儒者孫男四人女一人庶長孝禎嫡長孝孜皆先歿次孝鐸次孝潛從父在若狹女嫁某氏

一延享四年五月從子景翼至自肥後云々遂使景翼在望楠軒授諸生業云々酒井君又招景翼將赴焉云々酒井君又送金若干助之先生乃命景翼鳩工役夫明年告成云々九年丁巳夏七月先生微恙閏七月朔景翼至自若狹四日終于寢行年九十有六同上

一友人三野源藏云安永三年予京都にありて西依丹右衛門に相見あり丹右衛門は肥後の人なり墨山と號す父を義平と云成齋と號す皆朱子學なり成齋學術を以て若州小濱侯に尊敬せらる時に京師より若州に赴き國政に與ると云ふ墨山云當時小濱侯二十三歳なり修理大夫と稱す

一略上 先是丹右衛門二百石にて小濱侯に仕ふ

一西依墨山名景翼字翼夫稱丹右衛門寛政十二年五月十一日歿年七十五葬于若狹國遠敷郡今富村青井第十二號字聖谷西福寺其長子名孝禎稱貞助第三子名孝鐸稱三郎平文政十一年九月八日歿年五十四孝鐸之長子名孝博稱求三郎安政五年正月三日歿年四十九

一西依朴菴若狹之儒臣也其籍々手聞于世者不在茂才宏辭之科而以頌德行修爲古之徒也若狹侯已以其望楠

翁之子而繼濟其美聘而招之祿而優之任以文教而矜式其國豈不善學成其德者乎

一西依翼字翼甫一字丹右衛門號墨山本藩人今仕于若狹侯

盈科書院

白雲生戶牖、青嶂入幽襟、机上三皇曲、牀頭大古琴、庭松如舊識、澗水送清音、解得額漁趣、超然遺世心

一墨山先生は成齋の姪なり成齋晩年に墨山もはや耳が遠くなりて役に立ませぬとて云笑はれたり墨山先生は若州に仕へ子孫代々教授たり

一望楠軒には西依何三郎とか云人居たりしが生來多病にて學問もできず、子も無かりしかば梅田源次郎をして手紙を持し予をあてにして肥後の同姓を養子にせんとて下せり名和先生と申談し柏原家の臣西依某を所望して先遊學として望楠に上せり此者情弱の風にて甚氣遣はしく思ひ居しが其後五年計して果して大酒のみして學問もできずと云て追返したり「笠夕山談話記」

九、草野 潛 溪

草野氏、名は雲平、字は士龍、潛溪又は草雲と號す。玉名郡十町村（緑村内）の人にして、佐藤固菴の次子なり故ありて草野姓を名乗る。大塚退野の門に學び、博學多才殊に能書を以て世に知らる。細川侯に仕へ時習館助教となり祿三百石を領す。氏は父の志を繼ぎ儒者を以て自ら任するの人なりしかば世人

より書家として待遇せらるることを痛く厭ひたりといふ。晩年風塵を避けて郷里十町村に閑居し只管詩文を友として樂む寛永八年三月五日歿す。享年八十二、十町村橋上區の小丘に葬る。

草野先生墓誌銘

大 城 壺 梁

嗚呼、是肥藩有道君子、草野先生之墓也、先生之德、敦龐雅純、先生之行、優柔周悉、人皆稱善、先生未必稱善、人皆以不可、先生未必以爲不可、必覈其實、先生自幼好學、既長也、聞道于退野塚子、及慎菴數子、頗究奧窔、講求孜孜、老猶不倦、與其友森尙齋、百里來往、談論剖毫、其誘後進、丁寧誨告發蒙而後已、善屬文辭、尤工書、刻意松雪、間出新趣、清人汪竹里、贊先生之書曰、濯如春柳、乞書之人、相踵于門、先生未始拒之、必使之得其所欲而去、先生諱雲、字士龍、一字雲平、姓草野氏六世祖曰草野隼人、筑後草野城主也、和仁之役戰歿、實天正十五年也、考字長之進、號固菴、師事竹塙佐藤子、竹塙之嗣、曰潭水、有病、夙致仕、養固菴爲嗣、於是、冒佐藤氏、更字半七。食邑入三百石、爲儒員、潭水晚有男、日半彌、固菴病將歿也、生纔二年、時先生長於半彌七歲、舍先生而立半彌、時人義之、公特命賜先生稍食三口、以爲學資、元文二年爲中扈從、寶歷四年爲府學訓導十年、賜廩米祿百石、明和三年爲府學助教、班銃隊長、安永元年、賜加秩百石、班行人、十年、以廩祿爲邑入、天明四年、增賜加秩百石、班二十名銃隊長、六年告老、命子嘉善、襲其邑入、別賜先生、以稍食七口、寛政八年三月五日終、春秋八十二、娶野中氏、生一男三女二女早夭、一女適不破九郎次、男名嘉、字伯信、一字嘉善、世子近

侍、銘曰、玉名之北、蕘里之陽、其山嶺々、其水湯々、營宅於此、想見其人、於千萬載、令聞如新、

(壺梁遺稿)

草野潛溪傳

此翁は元松風の關(今俗に南の關と云ふ)のほとりの人なり文學は退野翁(傳別にあり)の門に學べり若き比佐藤某(今の佐藤壽八家の由なり)養ひ子となれり然せし後其家に男子生れたれば辭して歸れり君(靈感公)此事を聞き召されて儒臣となし給ふ(御中小姓になし給ひ五人扶持賜ふ)後助教となりて日々學校に赴き諸生を導かれにき文學はさらなり臨池の業に殊に長せりむねとせらるる所は趙松雪董太史の二家によれば墨跡所々の家に傳へて人之を賞愛す官庫にも残りざれば翁の筆とられたる折は必傍よりの賞賛に乗じて毫を揮はれけるとなん蘭陵翁(傳別にあり)は此翁の隔てぬ友なりければ翁を招きて書を乞はんと思ふ人は高きも卑きも必蘭陵翁も招きけるとなん其比官物の屏風を書しめ給んとて政所に招きけるに其時もまた蘭陵翁も同く召されけり斯て翁の云やう臣は酒を好み少しく酔ざれば筆はしらす酒を賜へかして申されければ素より政所は酒を禁する所なれどもよのためしには同じかるまじ連時の執政もよそめ見て酒肴ごもうちくゝに賜ひけるとぞ余が十歳計りなる比叔父の君(兼輝君大木の家を繼玉ふ)のもとにてひたすら翁のかかれけるを見侍りぬ余は墨を磨しあるは紙をまもりなごして侍りける其比翁は齡七旬にもあまらぬやう見ねける筆とられては手殊の外にふるひける墨を□□めるにも毫末

も忘るる計ならして筆を紙に落しては露ふるふことなくいと美しく書きなされける或人に語られけるは今時の人嘉膳などを(翁の男)初としてよき筆よき紙にて物書き候手のあがると云ふことは翁が若かりし時は盆に砂盛て習たりしとぞ申されけるとなん又或人翁の書を乞けるに年月を経る迄書ておこせざりける傲富の輩の下には忽ち筆をとられけるを此人いかかや思ひけん翁は物をも辨へぬ傲富どもの書を乞申時は立どころに筆取玉ひてまろが日頃の願は願み賜ぬこそ心得ねど申ければいや彼傲富共はよき酒よき肴ども多く携へ來るぞかし酒は翁が好なり一杯一醉又一杯醉にうかれて筆もおのれと走るなんめりとぞ申れけるとなん

一、翁の生まれける栖を辛夷館(辛夷俗に云こぶし)と名づく大きな辛夷一木ある觀音橋のほとりなり此所をば昔より天怪のありけると世に傳へり或人君の住玉ふ所は狐木玉の變化の物の住けるとこそ承り候へいかなる不思議や候やらんと尋ければ其化物こそ出よかし出ぬやうに申して聞せ申さんとて申されけり固より何の不思議もなかりけるとぞ

一、翁苦かりし時より世にうとき振舞のみ多かりければ妻にうとまれひたすらに暇乞んと云けれどもあながちに申なだめて止められきされどもあながちに乞ければ斯迄まろが止め申とも聞入れざらんにはすべなし汝の乞にまかせ申すべし然れども年比日頃ちざりぬるいもせ川流絶なんも名殘惜し暇乞の盃申さんとて下部を酒買に走らしめられけり時移るまで歸ざりければ其間に妻の心やとけにけん思ひ止

りて野中の清水元の契にかはらすいもせ年老ぬる迄陸かりけるとぞ

一、會津屋孫兵衛(傳別)にあり)と云は名高き傲富なり或時翁の申されけるは汝に黄金若干貫を返し與ふることはべるなりとりて給へかしと申されければ孫兵衛大に驚きこはいかなる仰言かな君に金貸申したりしこと夢にも覺せずと云翁さな云そ予が亡師退野翁いと貧しかりけり何時の比にか有けん汝より金かり申されたることこの侍るめり終に臨み給ふ時申されし言に予が玉の緒もやがて絶ぬべし心安く終るべし只事の心に懸るは先の比孫兵衛へ金借たることこの侍るなり彼も今は忘れやしつるべけれども歸さざること念なしと申されしを若かりし時傍に聞居たりあはれ世にも出て時にも逢なばかほどの金は吾よりも返すべきものぞと思ひたりしぞかし賢も雨露の惠深く家に餘る黄金若干を蓄へたり我返し與ふるに非す亡師の返し與へ給ふなりとぞ申されける孫兵衛は彌々色をかへ譬今亡師の世に在玉ふとも心に覺なき金子を返給ふとて取るべきことわりやある連あながちにふせぎて返したるとぞ

一、寛政の始にもありけん今の君世を繼給ひて先の君の御志を空しくせさせ給はざる御心にやひたすらに學校になぞ入らせ給ひ孤山翁と此翁は老養ふ禮もて遇し玉ひけり神無月の初にやありけん山々のもみち露霜に染出す千入の色こがる計なる木々の錦をめでさせ給ひて此國の立田の山も所の名におひて麓なる泰勝精舎にまかり給ひて孤山翁と此翁と同一召させ給ひつつ孤山翁に仰せて□□ふせしめ給ひければ斯なん(本書其詩無し故に不能記)此詩をば翁に仰せて其座にて書せしめ給ぬ其時主の和

尙近く居寄て筆のさまごも殊の外にめでひとりごちて云よう世に珍しき翁かな去ばこそ大磐若轉讀の度々には翁の身のすこやかなれかしと祈願申なりと申されければ翁は只よそこにしていらぬ程の世話かなと申つつ外の言葉も無りけるとなん寛政八年三月五日身まかりぬ齡八十二故郷なる松風の關のあなたなる山かげにかくし葬る

潜溪先生遺事

- 一、先生或夜召出されて初鴨を下さるべく候御意にて色々御咄にてやがて御夜食を下され御酒も御盃も下され候したたか頂戴致され候處初鴨うまかつたと御意遊され候へば先頃御家老共がたべさせ申候今夜下され候よりはうまく覺申候と申上られ候へば御側に澤村尉太夫居申候に雲平杯が咄は先輩者共は心を付て聞置候へと御意遊ばされ候由中西格助申聞せ候(此事湍川私記に云とて遺集にも出でたり)
- 一、中西格助内侍監の時御庭へ御出遊され候節御供仕候處不斗格助へ御意遊され候は其方は孟子學者にて理屈が得手なり雲平方へ咄に參り心をつけて仕直せよと御意遊され候由
- 一、大詢院様御若年の時古屋鼎高本敬藏兩人御師役付られ江戸へ登られ候やがて如何なる事にや兩人共に御下し遊され候有馬源内へ其方は中務が氣性をよく知りたるゆゑ御側にて御教導申上候へと召置かれ候其時分御府中にては兩人の事を色々評判仕候先生堀太夫より招請に參られ候て咄には兩人共に若殿様へ聖人の道を丸ぬけに申上げたる由承申候扱も々々おかしき事に候と申され候由是は後に堀

太夫蘭陵へ申され咲ひ申され候由

- 一、御奉行の村山九郎次郎江戸にて亂心御門に出候て裸になり大小をさしながら土に平座致し萬人見咎候故直に差下され候其節先生の咄には出頭鼻つく九郎次郎は才氣高くして智少し學文もすかぬ故放心したりさぞ殿様も氣の毒に思召さるべく其上三十にもならぬ者を大役とは御家老衆が聞わぬと申され候。

- 一、先生某に申され候には貴様も段々書物も讀める漢書を何篇も讀むべし學問があがると申され候扱又論語は讀度に此章は五經の内いづれより出たると申事を能心をつけて讀むべしさなければ論語は讀めぬ書じやと申され候

- 一、九月比出府致したる時筑紫丹右衛門先生へ禮にとて參り候其子細は丹右衛門二十七歳にて御郡代仰付られ候節先生へいかか相心得勤申べくやと尋申候へばやはり丹右衛門にて勤めるがよいと申され候由二十八九年相勤五十石の御足をも下され此間隱居致し御羽織も下置れ候禮とて參候なり某へ丹右衛門咄には永良及八が御掃除頭仰付られたる時某申には及八にて勤むべし御掃除頭は勤めるなど先生の御口うつしを申聞候へ共彼人事仕好にてとくとなかつたと申候

- 一、易に約を納るること窓よりす終に無咎とあるを人にはごぞ明なる所あるもの故明なる所より言納れば其人合點するものなりと申され候某先生へ問申候へば家語に魯哀公孔子へ問れたるは寡人深宮の

中に生れ婦人の手に長じ未嘗て憂を知らず哀を不知など申され候時御答には夫君者舟也臣者水也水能舟を浮べ又能船をくつがへす君之を以て危を思はば危を知るべしと仰られ候此ことなど約を納るるを窓よりすと云なるべしと申され候を殊の外に嬉くて終身覺ゆ居たり

一、或時出府致し未飯も不吃内に蘭陵先生見われ貴様には高瀬町での大先生門人も數多ある由熊本にても大評判はや忌ものありて高瀬町では娘子共にかはゆがられて揚枝さしなど多くもらはると人々申候と申され候へば先生内人答に敬助ごのは雲平の門人として近在の在宅寺方惣庄屋等も弟子になり候由楊子さしをつかはしたうてもねんがござりますまい敬助ごのもよもやさ様には致されまいと雲平とも常に咄申と申され候へば蘭陵それくそれでこそ御夫婦共に此人を可愛がらつしやると申され候

一、御郡代七八人論語の會始りたる比出府致したるに嘉善申され候は次の間から聞候へ色々馬鹿咄が出るに申され候故ひそかに承り居申候内益田慶次申すには民は治好きものにて御座候君を上にしたたき役法にて治候故治り安く御座候と申たる時先生暫くありて夫は御器用なる事に候私は一人僕が治り不申候と申され候へば外々の御郡代御免下され候

一、坂下手永の惣庄屋河野八兵衛と申は其時御國中惣庄屋の内にて古物なりし窟竟の好物にてややもすれば御郡代を轉役致させ候男子四人共某へ頼みて指南を受させたり某出府致したる時分八兵衛も出府致しわざと先生の宅へ参りて子供を残らず敬助ごのにあづけ申候御禮に参上仕たると申候へば先生の

答に御念入たることに御座候子供衆を御頼のかはりに若輩の敬助事御心付られ候へと申され候へば忝存じ奉り候扱當御役は心遣なる事に御座候夜門をたたき候へば又何事か申参りたるやと毎もく安き心是なき由申候へば先生それはかはつた事なせに兼々心安からぬことを成され候や心安からぬ事がある故にたまがらつしやると申され候へば八兵衛赤面して奉畏候御教諭難有奉存候と申候て歸申候由

一、古者民有三疾 今也或是之亡也とあることを某問たりしによき心付なり世降り風變してとかく古の事には疾さね及ばぬ様になりたるを夫子の歎きたまへるなり今の愚やいつはるのみ馬鹿ものと云ものは大方正直路にてかさらぬ者なるに世下りては馬鹿にさへ姦なものが出来るに申され候

一、不破萬平と申人は弟の文平(幸馬)にも某が父(幸馬)の門人なり後は萬平の御使番にて殊の外のかま切なり文平は御取次にて是又切ものなり或時萬平御用にて早下りして二三日ありて先生へ見廻に見候由其後先生の咄には萬平も御役が手に入れてめでたい事なれどもまだく目がきよろつくと申され候

一、蘭陵先生は某が先生と同時に三丁目の御用宅に壁一重ごしに三四年も居られたり後に先生は雪踏屋町へ轉居蘭陵は宗岳寺の隣に住居朝夕出かけ入かけ是非先生をさそひ申され脇方へ案内にても大かた兩先生を招かれ候衆多かりしなり何方へも参られず候節はてりふりを云す一日一度は先生へ咄に参られ候面白き咄ごもいつも承りたり

一、孤山先生崇孟を著述にて板も出来先生へも一部送られたる時先生人に逢れたれば某も餘程留めたれ

ごも聞かずに板にされたるなり思ふて見るに太宰か生きて居るならば能けれども死んだ後にて出來たるは何の役にも立たぬ事なりと申され候故崇孟はやりめてに成候

一、寛政の比高本慶藏を教授に仰付られたり其時俄に大學はやり立て館生にてなき人にも弓手手棒片手に是非大學を懷中にて仰山なることなり先生は隱居にて聞申され程大學にて無ればならぬと云は書經論語は何になるぞと申され候へば此言館生聞つけて大學懷中減じ申候

一、先生は大塚退野の門人にてきはめたる宋學なり然れども其數年教訓を受たる内つひに先生の咄に是は體用或は持敬又は工夫本未天理等と申され候事一切承らず候蘭陵先生の所謂重厚簡默外貌愚なるが如なれども實に大聰明の先生なりと申され候事適論と存候

一、某先生へ申候には周茂叔の事を階前の草不掃して云ふ自家の意思と一般なりと有之候は如何なることにて御座候哉と申候へばいや／＼是は禪坊主の悟のやうなことで貴様などの聞ずともよき事なりと申され候

一、中庸の註に徹上徹下と申事を尋候へば是は禪語なり是様な事を門人が書た故に徂徠等も色々と評判があるめつたに吾書中の語でなきことは書ぬがよいと申され候事は松岡八郎平も承申候

一、一比御城住居の説起りたる時先生へ御意に城住はよからまし人の居り所は見るさきのつまりたるがよきと南郭が云たるなりと御意の時先生御答になる程南郭申上たる通り唯今の御時節御城住居は宜し

かるまじと奉存候時々山野に参りたるは氣もひろく相成申候へども歸り候ては事の外くたびれ候ものにて御座候と申上られ候へばげにも其通りなり城住居は止たるがよいと御意の由

一、先年先生大城多十郎は玉山の恩顧の人なり今は玉山一代の書籍多く賣拂に成候由金持の公役に買へばよいものをと申され候を多十郎聞及び善本をねらみ買取りたり

一、先生六七八にて隱居相濟候へども助教職は持居申され候八口下されたり或十二月甲斐清兵衛へ錢三百目やられたり是は愼庵女子を嫁せらるゝ時甚手づかへにて先生よりの世話にて清兵衛がとりかへたるなり清兵衛も取替たるまで年久敷事なれば忘居たる由先生より存がけもなく拂申されたることを感悦致し五經集註一部先生へ禮にとて贈りたるなり此事は先生おきに咄有之候其節孤山兄弟一向に存申されず候

一、某二十四五の比より熊本も高瀬も女子の輩羽織を着候事流行在中にても庄屋のかかむすめも羽織を着申候先生申さるには近年は女が男の眞似をするやがて男が女の眞似をするであらうと申され候某五十年を経て句讀師仰付られ度々高覽に御花畑へも出たるに御用人御小姓頭衆も皆赤裏もみうらの小袖裕を着てばたつかれたるを見て先生の先見を恐入候

一、先生五十ばかりにて女子出生伶利なる生れ付なり六つにて死去なり其吊儀に出府致したるに先生常座の柱に無服之殤不祭 殤以日易月と禮の文を書張り付てありこれにて先生の心中を察しあはれに

御座候

一、某を或時呼に参り申候に付あただに出府致し候へば坐するや否や先生貴様は離國の心があるさうな
いかごと申され候に付答申候には南關の御世話にて参居申候へども邊鄙にて人情も至つて六ヶ敷筑後
川の柳川にさかひ人柄悪く門人も一向にふね申さず其内に高瀬明教寺南關へ参り長須の清源寺など申
談じ高瀬町へ招請御座候て先生へ高瀬より申上候て彼方へ轉居仕候處すぐに門人五六人付き先生の
御口そひたる人なりとて木村兩人町別當古庄理左衛門わけて世話致し次第に仕合もよく成申候へば離
國の存念は止め申候御存成され候通江戸へ参申候は父が従弟に伊奈備前守居申候竹中周防守も居申候
其外會津の御家中父が故主の間部家にも親類共居申候へば獨身の私世渡も快御座あるべくと存申候へ
ども今になり申候ては少もく其心は之なき由申候へば夫なれば安心なり早く歸られよと申され候に
付翌日高瀬へ歸り申候處明教寺木村嘉源太同甚三郎古庄理左衛門四人私宅へ参り先生よりおまへの足
の動かぬやうに茶わかしを世話致せよと仰下され候近日つれて参べしとやがて八十が母をつれ参りた
り夫より町中女子の弟子も多くなり次第に繁昌致したるなり其後先生へ禮に出府致したる時貴様も存
知なるべし山鹿町の左右田丈九郎四五年まへ久留米へ御かかへ竹間詰とやらにて百五十石下され御儒
者に成候處貝原家の門人筋に中津善右衛門と申者丈九郎が古屋流の學文をあやしみ度々参りて詰問す
る故丈九郎も是にはこまりたる由或者狂歌に

山鹿ではさうだこうだですんだれど

久留米に来ては丈九郎する

今は無首尾にて御馬回と申役に成たる由めつたにわきには之ぬがよいと申され候げに離國致したりと
も先生の言の如くさきの事ははかられず今まで高瀬に居ればこそ人々の崇敬にも逢ひ家事も相應に暮
すなれば離國せざりしは身の幸と存候

一、某十七歳にて父に別れ十九歳にて母を喪ひそれより先生の内人の郷里南關町野中某なる人の家を主
人とし寓居六年にして高瀬町へ轉居し三十餘年田舎にありて其色々の艱苦をも經て常に先生の顧倦の
徳を荷ひ年五十にて始て巡按司の屬吏になり大理局の横目を經夫より宮社寺院の横目に命せられ都合
四ヶ年半にして府學の授讀を授られ十二年を經て病を移して本城の守衛士となり又五年をこわて終に
職を辭して留守更衛士と成思に先生の庇蔭によりて處士と云ども人に重せられ朝に入て上司の侮を受
けず無難にして今は老を養ふこと先生覆幐再生の恩にして既に亡るの家を起せり今此に先生に親炙し
て六十餘年時々承りたる事を愚なる筆記につづりて子孫に遺し永く家の戒鑒となすものなり

文政七年甲申五月

七十五翁藤敬記

(佐藤敬助)

潜溪先生遺事

先生複姓草野、名雲、一名惟國、字士龍、一字雲平、潛溪其號也、先生之大父、佐藤半七君、以有懿行靈雲公之世、賜先生月俸三口、半七君歿、諡曰固菴先生、喪畢、先生從藪慎菴大塚野退二先生問道、二先生視之猶子也、先生幼而至孝、其事則審固菴先生之墓誌也、其後、露感公立、立而五年、首營學宮、以秋子羽先生、爲府學教授、先生藏二十有四、辟爲府學訓導、又數年賜祿百石、又數年加賜百石、列鳥銃頭爲府學助教、又數年加賜百石、例鳥銃二十挺頭之班、先生有女一人、名能惠、適縣尹不破九郎次、男一女、名嘉善、見今爲佐敷番騎之組脇也、先生爲人重厚質直、人不見其喜愠之色焉、寶曆十三年六月八日龍田口失火此日東風急、先生之宅至危焉、先生謂內人曰、勿顧衣器、唯護歷世神主、避于不危之地時門生故舊、救火者相尋而至、先生謂來者曰、弊家無一長物勞諸君者、厚謝而罷之、既而風東轉、火熄矣、先生之宅無恙也、後有賊夜入其室、先生獨覺之、以齋杖追之、賊窘究而伏牆壁間、先生捉其腕引出之、何故爲賊、賊曰以貧故也、先生徐言曰、以汝壯夫、不能自食、甘爲賊乎、若改行則止、否則吾屬汝吏也、賊拜泣而乞命、先生與二緡錢而去之、家人無有知者、賊後庸賃六間街、終爲平民、先時先生與志水大夫爲隣、俄而大夫爲參政、威張焉、掌邸吏某者、以媚大夫之故、取先生之宅地三之一、以益大夫之邸焉、門生故舊聞之、更來問先生所置、先生恬而無言矣、衆皆歎息焉、後移居于觀音川之上、人或以往事問內人者、則內人對以他語、不言及邸吏侵宅地之事、都下傳聞之、服先生之卓行云、先生之遺事如右、今之論先生之行事者、或失其實也、不佞從事先生數十年耳目之所經、今猶古也、今茲文政甲申五月、謹條三事、欲

傳之無窮也、若其大德行者、蓋官府之史策存焉爾、門人留守衛士、七十五翁藤敬記、

曩者所示潛溪先生之遺事、盥漱淨手、誦讀者三矣、文辭質實簡明、可謂得真屬事之體也、豈予不佞之所得贊一辭乎、夫行狀及墓誌之類、蓋要質實而不欲富麗、富麗則多失其真矣、簡明則便于不朽、今此篇可謂不朽之盛事也、迺緘呈左右兄其領承、書餘面陳、不具

佐敬尊敬几前

池 謙 拜

(池邊謙助)

僕嘗聞之、本藩泮宮之興也、碩學鴻儒、彬々輩出、以列爨職、而於德行也、莫艸夫子若焉云、僕窮以爲學有數科而德行爲首、今也不求諸遠而在邇、斯焉不可取斯、乃欲尋其遺事也久矣、第恨僕一家之宰、矻々乎塵務、不遑及其它也、加旃五六年來、流寓山野、與雉兔菟蕘爲伍、則何望其得所欲哉、忽賜尊棧、恍如天降、乃采薪之傍、薰盥披之、則先生所著雅稿一篇、國字記一冊、僕嚮所欲尋者矣、天耶時耶、何圖愜我願之至此、詩云、他人有心、予忖度之、先生之謂歟、且駭且喜、奉讀數過、僕之素願於是乎達矣、高惠深情、可謂俗溟否啻、艸夫子之徒八百初傳其狀者、其唯先生歟、是猶涿泗三千、而原琴二子傳其語歟、詩云、永錫爾類、先生焉有、僕既受其錫、不敢自揣、乃從秋夫子之教、謄寫藏家、謹以尊稿二冊璧上、不日容樞趨奉謝、不罄

藤先生案下

安 正 亮 頓 首 拜

一、享保九年二月亡父佐藤半七養子佐藤半彌二十二人扶持拜領御中小姓召加られ私へ三人扶持拜領御奉行所觸文學の議勵候て相勤先には半彌申談御用に立候様相心得可申執行の様子次第仰付られ候思召有之候由仰出され候右半彌儀後左太夫と相改隱居仕當時左助と改佐藤三郎右衛門一處に在宅仕居申候元文二年持懸の御扶持にて御中小姓寛保元年御合力米拾石同三年實方の苗字草野と申候處外に名乗申者無御座斷絶仕候依之草野と苗字を改申度奉願候所願之通仰付られ寶曆四年二人扶持増時習館出勤仰付られ同八年十一月御足拾石同十一年御藏米百石明和三年助教御物頭列安永元年百石御足御使番列同年地面天明四年百石御足二十丁頭同列同六年八月隱居子嘉善嗣ぐ御番方御小姓役句讀師若殿様御近習佐敷御番隱居後習書師三代半次佐敷御番四代半七御書方(諸家先祖附)

一、潜溪先生疾病なりし時に見舞として御家老衆より鳥か魚か参りしに其の返事を傍に居しもの書て見せしに文句に難有とありければ先生最早此時分は事切せんこせし容體なるに頭をもたげられ難有とは殿様に云事と云て頭をふられける故其人認直しけるとかや

一、公雅先生云潜溪先生は書を讀て書面計を穿鑿せらる事なし其文言を先讀渡して心に認め靜に工夫して其旨を得らるゝことなり或時敬は寝てもさると云れければ孤山先生寝て敬の出來ると云は如何と云れけるに潜溪先生不佞は爲て見候に隨分なり候と申され候となり杯は能く身に體して味る故丈夫なるものなり同上

一、潜溪先生兼て人に申て聞せられしは松の木は竹山に生ても松又竹は松山に生れても竹と申されし人にまざれんとしても本の差あればしると云儀なるべし

一、中山默齋乞潜溪先生揮毫久矣、而不染翰、一日會津屋某、提自讓之桂花酒以乞焉、先生一揮而成、默齋聞之不喜、謂先生曰、小子雖劣、久在先生之門、不料先生之視小子、不如買豎也、先生莞爾笑曰如汝論究、雖欲揮豈成乎、如酒賈之携醇釀、則欲不揮、自然而成、其不拘々乎瑣節、可以觀而已、田中氏雜錄、

一、及秋子羽歿、藪子厚代爲教授、年甫二十八、訓導中相謂曰、子厚才雖大、年未壯、吾儕老矣、豈爲之下乎、皆欲辭職、先生曰、訓導仕于君公耶、將仕于子厚耶、皆有慙色、同上

一、先生晚年夜に入て毎々御裏へ召され御夜食の御相伴仰付られ候或夜の御咄に中庸の大本達道と申ことを御尋成れ候へば先生御答に餘は入不申御前の御思慮が大本にて道に叶候へば御政道無滯行わたり申候夫を達道とは申候と申上候へば御安心成され候餘人へ御問遊ばされ候へば得てして六ヶ敷成御手に取らせられ候様に無之候始て御合點参りたること殊の外御機嫌の由和田文八郎御給仕致し直に承りたる由、

湍 川 松 記

一、先生助教になられてより一ヶ月に二十日ばかりは大方引入にて藪一人にて萬事濟申候或時松岡八郎平先生も時々御出勤成れ候へかし書生も物足らぬ様に存候上藪先生一人にては届まいと學監兩人も

申さると申されると申され候へば毎日館へ出るは馬鹿じやらうと申され候事を八郎平後迄も某へは申出し致感心候事、同上

一、靈感院様或時訓導以上の者其の詩を御取寄にて御慰に點を御取遊ばされ候節此蘭陵の詩（送堀大夫之東都）を第二に成し潜溪を第一に成れ候詠は詠富獄日本從來神秀地中天映出玉蓮花此の詩を殊の外に御譽成れ候由有馬源内より承候事 同上

一、大學一部にて聖人の道は埒明くと云事は藪慎庵より始たる由或日中山市之進先生の宅へ來り咄の序に孤山の申され候は君子之於天下無適無莫義與之比と申章の謝氏圈外の註に可もなく不可もなしと本註あるを可もなく不可もなきの間に於て義有て存す然ば則君子の心果して依る所あるかどあるを依る所あらんやと讀むがよきと申され候こと疑にて御座候と申候へば先生夫は藪家の癖にて候慎庵よき人なれども物をおす癖がありたりすて茂次郎は文義に戻る私説が多くござると申され候へば市之進も笑ひ申候是は某同座にて承置申候 同上

一、孤山紅梅緋桃と申す妾を二人かかへられ表向には絹を織らせると申立られ候處潜溪先生態と孤山の宅へ參られ候處みりん酒をもらひ候上げ可申と孤山申され候へばいや私は甘き酒はきらひなり會津屋の鬼殺を御出し候へと申され候へば其まゝ出し申され候處紅梅緋桃は居不申候やと申され候故酌に兩人共出し申され候先生茂次郎様おまへは絹織の笠縫のとうそを云すに勝手がよくて手かけ兩人かかへ

たど人々に御申成れ候へ話を仰られ候ては人々が合點致しますまい、成程よい器量の女中去ながら茂次郎様の目にさはらうごわやくまじりにて歸り申され候果して其明春よりつらの皮ひつぱりけん引致し死なれ候まで直り不申候人皆教授のつら地震とて笑ひ申候事 同上

一、前日雲平來訪にて兩日滞在にて講習致候近來功夫實地に力を用られ候味承之、大慶致候致知の功も大に進申候出府候はば其旨御聞成さるべく候此人文字を兼られ候故他人の類に非ず候故此道不孤と殊更致喜悅候最早無餘日明春可得御意候不具（大塚退野與栗崎 履齊書字齋存稿）

一、先生年少、受業于退野慎菴二翁、性重厚簡默、家人未曾其喜愠之色、蘭陵常稱曰其容貌如愚、而實明敏可畏之人也（田中氏雜錄）

一、先生曾住乎鄙、實與田夫相伍、拜恩命後、一年產一男兒、會田夫兩人來訪、頻話舊交、歡不可言田、夫賀舉子、問其名、先生曰未命也、且曰汝兩老、一爲嘉七、一爲善助、乞分兩名一字、遂名曰嘉善

同上

一、邦俗曰丙午歲所生之女、不利其夫、先生大疾鄙說之不然、躬赴野中某、携其年男女而歸、人不言其淫 同上

一、感公先東行數月、使先生書、下紙其家、久而不上、駕發有日、堀老領旨、召之于政府使書、筆墨備具、先生曰無酒不能逞技倆、堀老乃使力丁買酒乎新湫、市酒至、先生曰、若側無蘭陵、則不可也、

堀老爲招蘭陵、於是先生欣然曰、政台對酌、不亦奇乎、獻酬之際日行過申、書終不成 同上

一、先生往々留於杜康生吉井某、而不赴館者累日、門人某々言其不可、先生曰、致官薪慙在、不必役吾輩 同上

一、先生曾揮筆于公前、妙解寺護國和尚亦在座、稱曰善哉先生曰果見真佳處乎、和尚有耻色 同上

一、奥田退雲少寓于先生塾、先生有所藏之一硯、漢石也、春鏤荷葉、石質太硬、先生臨書、囑退雲費諸年少磨墨苦其之澆墨甚鈍、相謂曰、此硯無面文、而有春刻、何漢人不解事之甚也、先生問之不豫論曰、汝輩平日但知飾人所見、而不知敬人之所不知、故謗此硯之鏤背也、其心所根、終與倫兒欺人一般、今後深戒焉 同上

一、孤山先生と中村忠亭と忠信の論十三年一定せざりければ潜溪翁さ迄六かしの忠信なら忠亭身少し忠信になられたら分りなんとありければ是より互の論も止みけるとなん(池松筆記)

一、誦了公御初年楓山にて花の節御詩會ありけるに孤山の詩を潜溪翁書れけるを泰勝寺の和尚不惟舉られければ潜溪筆を停和尚の面を暫く見好き所が御目にかかり候やとの噂なり公御歸座の後雲平は餘り直なる生質にてあるぞ我等も今日の挨拶は和尚に對し少し氣の毒に思ひしと御笑ありきとなり松田氏話なり 同上

一、草野先生移居干觀音橋側、固稱凶宅、住殆一國、庭生南瓜、一夕大如鞠、於是、先生欣然、呼厨刀

切之、烹食、爾後不再見妖、大槻軍五父子、今住其宅 (田中氏錄雜)

一、先生名雲字士龍の外往々惟慶とあるを見る潜溪遺事に一名惟國として字を脱せり必慶字ならん元文五年緒方氏席上詩には左親相とあり其比迄は佐藤を氏とし寛保三年本氏草野に改めらる肥後孝子傳中寶曆三年の阿蘇大利村九藏碑文には草野親郷とあり初親相なりしを親郷と改め又惟慶に改められしなり 編者識

雜懷二首

辛 鳥 鹽 井

潜翁風月樂、官路亦江湖、善孤哉山子、不必責走趨、廉恥由君在、清風灑天區、茲事已千古、已矣小人儒、

辛川貞次郎番士也

往年潜溪翁、爲館助教、常病不赴館、而增祿秩至千三百石、幸因順市問之教教授曰、翁病不出、而特恩如此、不亦幾濫乎、教授云、汝不知乎、學中有廉恥之風者、以翁在也、則特恩如此、亦其宜也 順甫唯々而退、先生崇人德赦過皆此類也

冥鴻如有求、焉逃弋者繳、俗儒一汲々、其弊招侮諷、寸心毫釐謬、千里竟差錯、獨如白圭水、鄰國爲之壑

鹽 井 遺 稿

一〇、赤松助次郎

赤松氏、名は助次郎と稱す。玉名郡山田村(築山村内)の農家に生れ、幼より學を好む。初め前原文軒

西依成齋に就きて學び、後に大塚退野の門に入りて勤學甚だ力む。而も老に至るまで怠らざりしかば、藩府より其の奇特を賞せられたり。或年成齋京師より書を寄せて上京を勸めしに助次郎は快からず思ひ「予は我が身の立身出世の爲めに書を學ぶに非ず」といひて赴かざりき。其の志の存する處を見るに足る。文化四年に至り總庄屋直觸となり氏を稱することを許され年米五俵を賜る。同六年九月十二日病みて歿す、年九十一、山田村段山に葬る。

赤松助次郎

一、赤松助次郎之墓（紫瀛遺稿○文獻叢書第二卷）

赤松翁略傳

翁赤松助次郎と稱す、玉名郡山田村の農民なり、父を助市と云、翁幼にして學を好み、前原丈軒、西依成齋に從て、業を受け、後大塚退野の門に入り、勤學怠らず、老に至て止まず、其篤學の狀、高本紫瀛の撰せる翁の碑文に詳なり、藩屢之を賞し、寛政九年三月、吉凶事に上下服を著し、傘を用ることを許し、文化四年十二月、翁八十九歳の時、惣庄屋直觸となり、氏を稱するを許し、毎歳米五俵を下賜せらる、同六年九月十二日病歿す、享年九十一、山田村に葬る、翁三子を生じ、長平九右衛門、十兵衛と云十兵衛熊本吏岩崎氏を繼げり、岩崎敬次監川一門其孫なり皆士分なる其他松川後藤、田久保等血縁の者多し、長平九右衛門分家して、子孫相繼ぎ、今に存せり、翁幼なるや、毎朝馬草切に行きしが、草を切らずして、土手に腰掛て、書を読み居たり、近

隣の同輩、自身の草を刈終て後、今より助殿の草を刈らんと、相共に切て遣はせしを、持歸りしとぞ、翁の讀居たりし書籍、多く存せしが、遺言して曰、讀書を好む人あらば、之を與へよ、必賣却すること勿れと、今其家に一書を存せり、時年予が弟幸男、翁の玄孫圓に乞得たる翁の遺墨一葉、其人の一斑を見るに足れり、曰學者所以學爲人也、唯在全其本性之善而已、古說八十九謹寫、圓の家に翁の遺言書一篇を藏せり、曰

此兩家之者共、子孫迄火葬と云事は決而致問敷候、娘共産死致候はば、向方へ此段申、火葬之儀は、幾重にも、斷可申候、若向方聞込無之候は、喪禮相濟候上は、死體をもらひ受、此方之墓所に掘込可申候、其節諸人如何申候共、少も構申間敷候、此事は手前甚きらひ申候儀に候間、以後迄大切に心得守り可申事、死人衣類の事は、白木綿を用るに不及、洗濯致し候物時に相應之品をさせ可申候事、棺之事は、心の届迄はかめに入可申也、髪をそる事も、見苦敷見へ申候得ば、無用に候也、右之次第籠略に心得候は、此者詞を可申候也、爲其屹度申置候也、墓所之事、兩家共子々孫々迄も、無異儀たんにほり入可申候事

寛政七乙卯正月 七十七歳之老人書

成齋の京師に遊ぶや、書を翁に寄せて上京を勸む、翁甚快とせず、予は身建立の爲に、學問を爲すに非ず、折角の御厚意なれども、命に應ずること能はずと答へしかば、成齋更に籠忽を詫て、懇に謝せしと

ぞ、翁の篤學、成齋の交義、二美存せりと云べし、成齋の謝狀、近頃迄家に存せしが、今は失亡せりと云、圓及後藤河原某御山支配役を勤め、小代山の麓に住せり、一日郡代某來て曰、山田村に赤松とて、篤學の人ありと聞けり、請ふ子を紹介せよと、於是相伴ひ行しが、郡代より一二言を發せし末、翁云様は聖經に因て御尋あらば、私骸分丈御答申上べし、所謂問はず語は、御斷り申上ますと申しければ、郡代自分は學問を爲さず、問て發すること能はずと云て歸りしが、甚不首尾なりし由、翁亦氣高き所ありしにや、河原某の孫某赤松の家米田氏末家の給地百姓なり、嘗て長岡内膳殿より召されしが、翁答て云、給人殿より垣普請等の御用あらば、鎌と索とを持って行くべきなれども、他よりの御召は、御斷申さんと辭せしとぞ、圓等の話の前原文軒の事、相似たり、孰實なるや、長岡監物殿よりは格別懇に召され、且給人米田氏の本家にもありし故行きしことあり、此事碑文に詳なり○圓の話嗚呼翁の如き、篤學の隱居子と云べきなり、余搜索數年、得し所の逸事を録して、翁の略傳を作ること如此

明治二十九年二月

嚴 男 識

一、高瀬の農助九郎は助次郎を誤り、大塚退野の門人にて、大分の學者なり、成齋下られる時、彼農中庸の二十五章首節を論じ、大塚の説を主張せり、上は自然の自、下は獨自の自と、成齋は二つ共獨自の義となり、論決せず、彼農退野に問ふ、退野曰、これらの處は云ても分らぬ、汝謹せよと、農三年計思ひ、遂に成齋の説成程と覺れり、其より上京して、お前の説はここなるべしと云、成齋成程をこな

りとして大に悦び、誠自成也、道自道也と大書して遣はせり、老衰に及び、先主人の隱宅竹部茶屋に居られしが、一度逢はんとて案駄を以て迎に遣はさる、農曰、私など百姓の身分、轎には恐多し、ふごに入て參らんとて、ふごにて建部に來り、書など書けりと、其書残りたりと聞き、餘程さがせ共見當らず、(笠夕山談筆記)

一、大塚退野の門人、山田村の民助次郎と申者、程朱の學に功者なりけるが、退野翁の事を、孔子の坐さば、斯もありなんと、毎に人に語りしと、翁死せられて後、同門の人々も多く逝きければ、敬の話をする人なきと、常に歎じけるとなり (中村嘉善話、池松筆記)

一、右の助次郎を、監物殿より招かれけるに、助次郎八旬に超たる身なれば、歩行自由ならず、案駄に乗て參らんと、子息共申けるに、助次郎辭して、我は土民の身なれば、思もよらず、ふごを作り乘せて參れと申ける、子共御尤の儀に候へど、ふごに入ては子の身に於て難濟候、平に案駄にと申せども得心致さず、漸品をかへ手をかへ、高貴の人に召さるゝに、ふごには如何なりと申ければ、漸得心しけるとなり、是存養の功夫に因てなりとかや、(中村嘉善話 同上)

玉名郡坂下手永山田村庄屋長平父

助 次 郎

八十四歳

右助次郎と申者、壯年の比、大塚退野門人にて、學問仕、及老年候ても、無退轉、先師の教訓を、篤實

に相守申候儀、農民には無比類、奇特の者にて御座候、依之時習館出席の面々も、折々罷越、致對面、益を得申候事多く、教導の一助にも相成候、尤先年被賞候而、吉凶事之節上下著用、御免被成置候由に御座候へ共、右之通に付、格別之御詮議被成下、猶又被賞被下度、於私乍恐奉願候、左様御座候は、一體學問仕候者之風俗之爲めも宜敷可有御座哉と奉存候、可然様被仰談可被下候 以上

四月 享保二年なり

高 本 慶 藏

學校方

御舉行衆中 教授局教授自筆の草稿

一、伊形靈雨

伊形氏、名質、字大素、莊助と稱し、靈雨と號す。玉名郡木葉村の農家に生る。幼より學を好みて耕作を怠りしかば郡代の怒に觸れ獄舎に投せらる。氏は獄舎にありて詩を賦し却りて其の才を認めらる。明和二年擧げられて時習館に居寮し、姓を稱し刀を帶ぶることを許さる。後國學研究のため京師に上り、籍紳の間に入出して才名を待す。居ること五年業なりて國に歸るや時習館に出仕して國典を教授す。然れども氏は塵界を厭ふて城下にあるを好まず、即去つて北鄙猿掛村に隱棲し李白を以て自ら任せり。是の時薩藩貴戚島津兵庫氏の名を聞きて聘す。氏隅州に遊び詩論を上下し令名を轟かす。天明七年六月遂に歿す。年四十三、木葉兩山の下に葬る。

伊形靈雨

靈雨山人墓表 石面往々有脫文以石上狹溢也

靈雨山人、詩酒颯然、在子人間、四十餘年、高踪殆乎堙滅不傳矣、山人有弟、淳字太朴、先山人歿、故府學教授孤山藪先生、爲之傳、旁及山人之事、山人駕鶴之六十年、同里後進水津諤、撰其軼事、以表其墓曰、山人諱質、字太素、伊形氏、稱莊助、誕于靈雨山下木葉里、幼善詩、稍長、個儻有豪志、家貧而不事作業、里正以告縣、郡尹怒逮于縣廨舍、數日而得釋、山人在繫中、作五言古風五十首、以述其懷、樂泮集中所載是也、明和二年舉爲費生、許稱族帶刀、於此、益攻詩學、旁通國史、又善國歌、居七年、奉藩旨遊京、專治國學、習衣紋、衣紋謂着朝服法式也、留五年、其所作詩歌、多稱于籍紳間、既歸、給俸歲賜米銀、以詩及國學、誘掖國子弟、而山人素貧且厭塵囂、不欲住治下、請而屏居山本郡巖野村、定日上費、後又擇北鄙猿掛村者、構草堂而徙焉、自號猿崖居士、不復措意於官途、蓬頭垢衣、混跡於野老、而藩亦不規以法度、山人平生以李太白自期、詩亦刻意於太白、所作多五七言古體、而最長於絕句、興意所會、雖里巷猥俚之事、無不化爲佳韻者、有時聽然至治下、存問時流、戲笑調謔、爲詩爲國歌、或曠達自任、高談劇飲、扶於人、而後止、是時薩藩貴戚島津兵庫氏善詩、喜賓客、以其家食隅州柘城地、而爲侯庶弟、時人推尊稱柘城公子、嘗聞山人名、招而共游焉、山人欣然赴之、至則公子

虛_レ左、延_ニ于其所謂名山樓者_一、豪氣相投、言論爛發、山人自引_レ白、頽然潦倒、既而古風長歌、腹稿已成、朗々湧吟、累_ニ于餘言_一、一坐爲_レ之蕩_ニ濂查垢_一、有_ニ御_レ風凌_ニ霧之想_一、公子拍_レ掌曰、青蓮再被_レ謫矣、先是、孤山先生游_レ薩、作_ニ名山樓記_一、與_ニ山人詩_一、稱爲_ニ聯璧_一、山人以_ニ天明七年六月某日_一歿、行年四十有三、先_レ歿之二年、增_ニ俸祿_一、班_ニ中扈從_一、始住_ニ于治下頽尾巷_一、猶眷_ニ戀北山幽僻_一、快々不_レ樂、遂病而不_レ起、歸_ニ葬于靈雨山下_一、弟太朴幽_ニ宅左方_一、娶_ニ小野氏_一、生_ニ二女一男_一、女一適_ニ人_一、一殤、男即子重、子重石面作伯華以下同稱_ニ重次郎_一、以_ニ父蔭_一食_ニ二口俸_一、班_ニ諸吏_一、而刀筆非_ニ其所_一能也、詩若國歌、尊_ニ守家風_一、吟哦自嬉、居_ニ木葉里_一、咕噀課_レ童之餘、療_ニ瘡痍_一、以活_ニ數口_一、而事_ニ母小野氏_一盡_レ歡、初山人遊_レ京、凡所_ニ傳習_一、皆書寫而歸、藏在_ニ費庫_一、故教授鹽井辛島先生、憐_ニ子重貧窶不_ニ自給_一、爲_ニ請賜_一價金若干、事出_ニ意外_一、里人皆勸_ニ其買_レ田緩_ニ活計_一、子重唯而不_レ忤、既而新營_ニ父叔瑩域_一、碣垣登碑、以至_ニ盛水插花之具_一、石製備至、未_レ及_ニ錢_一題_レ鏤_レ文、而金已盡矣、予嘗謂_ニ子重_一曰、太朴碣、孤山先生文在焉、山人墓表、豈無_ニ所_一屬乎、予將_ニ爲_レ子斡旋、以成_ニ其事_一、子其勉_レ旃、子重亦諾而不_レ能_レ果、雖_ニ晚就_一祿仕、落魄則益甚、遂齋_レ志而歿、予亦執_ニ事治下_一、簿書忙迫、不_レ能_レ踐_ニ前言_一、日月逾邁、及_ニ於山人之諸老相踵辭_一世、無_ニ復所_一屬、而予亦將_レ老、是以忘_ニ謫劣_一、敢作_ニ山人傳_一、并錄_ニ子重梗概_一、以終_ニ伊氏之事_一云、

嘉永二年秋七月

水津芳徳撰

一、伊形正助と申すは、木葉村の百姓なりしが、詩上手なりとて、選舉せられて俸祿を玉はり、其比堀平太左衛門、公所にて始て出合、正助に對面し、此後は懇に致したし、拙者屋敷にも參らるべし、佳作などあらば見せ玉ふべし、さて拙者へ用事あらば、取次を頼まず、直に書狀を玉はるべし、左なくては詩文とりやりは致し難き故、必遠慮し玉ふなど申されける、他日正助用事の節、直書は憚と存じ取次まで用事申遣しければ平太左衛門他の儒者に對談の節、さて學徳と申すものは、不思議なるものなり、先日用事に付、伊形正助に返書を書調へし上にて見れば、何とか無禮なる辭あるやうにて落付かず、又書き直し見ても、兎角宜しからず、凡_{五度一作三度}五度調直して、漸く成就したり、日用の書狀を調直したることは多くはなかりしに、さて_{（龜井道藏所著 肥後物語）}不思議なるものなり、正助は輕き新參の扶持人なれども、ひとへに學文の徳におされたるなりと物語せしとん

一、彼國博奕とりあつかふ者なき由、兼て承りけれども、此事は天下一統の御法度にて、何方にても禁制あることなれど、止むと云こと甚稀なり、彼國も沙汰の通ならじと、信疑相半せしに、彼地の儒者伊形正助と申す人の物語を聞て、餘程禁制行届きたりと云ふことを知ぬ、右正助は先年、侯の命を受け、京師に職原學問に上り五六年滯留しけるが、一日伏見に遊び、返りに行暮れ、六條邊に止宿す、明朝に至り、宿の亭主、戸板の如き物にかるたをつけ、數枚干けり、正助近眼なるゆゑ得度分り兼、近く立より見れば、かるたなり、正助得と見しことなき故、心を附け、ひたすら見ければ、亭主申しける

は、此品何くの國々とても、参らぬ所はなきに、九州にて、肥後の國のみは、賣買ならぬ故一向に差下さざる由承り、不思議のことなりと物語す、右正助は詩歌の上手にて、學問によけれども、政事の筋のことには、一向氣を付ぬ人なれば、自國にかかるた賣買なく、京より下さぶるを始めて聞き、さては國の政事餘ほど面白き所も有よと感じける由申けり(同上)

一、伊形莊助、名質、字太素、肥後木葉村の民なり、學問を以て擢られ、嘗て職原抄研究として、京都に遊學仰付らる、其時藪孤山送別の狂歌

登ることも心づくしの木葉猿

いかでか雲の上を知るべき

太素上京、堂上方に参りけるに、詠歌致し候やと尋ければ

京小袖着ても似あはぬ木葉猿

生公家の真似なんと少助

とよめり、或時洛外にて、堂上方にてや、有けん、人して何者なるぞ、姓名を申すべしとありければ、問れても何と伊吹のさしもぐさ

さして答ん言の葉もなし、

と詠歌して答けり、又日野大納言殿にて、酒宴の時、誤て花瓶の花をこぼせし時、滿堂歌落梅の詩を

即坐に作り、堂上にも賞せらる、右の詩樂洋集に載たり、吾藩詩文に於ては、玉山翁に亞て、外に並なき名家と云、(國友氏雜錄)

一、松井大夫主水 問高本教官曰、今日國子弟孰爲俊才好學、教官曰、有二人而微賤、大夫問其人、教官以伊形莊助答、大夫乃招莊助講經、躬在上座、莊助臨講、如有欲請、大夫使侍臣報曰、勿辭、莊助侃然曰僕雖微者、未嘗北面講聖學也、大夫稱善、佗日大夫賜酒莊助、語次從容曰、吾采八代、風氣固野、學問之道、至今未開也、爲之如何、莊助曰、大夫憂之、但當饗僕輩上屬有醉飽而已、大夫不豫曰、屬饗汝輩飽以酒魚、則學問果行乎、汝言何輕妄、莊助曰、大夫有問、僕豈妄對、古云、上之所好、下必有甚焉者、大夫國政之暇、屬招儒者、飲之以酒、施之以惠、好文之德、有聞於下、則大夫之臣皆曰、吾主方信學、招儒愛士、苟知文學雖莊助輩不己、故欲有獲於士、則無若孜孜讀書修文也、其俗一行、至賈豎備夫、亦當奮興知所向矣、然則百乘之家、千室之邑、豈可不出其人乎、大夫大然其言、爾後八代之地果稍趨文學、佗日有以儒鳴于國者、凡十餘人 (田中氏雜錄)

一、伊形大素在京師、東方花方盛、公卿士庶、就其下、設宴歡賞、大素野服肅然、誤冒一貴族之幕、從隸捕大素、詰曰、汝何地者也、何無禮於殿下、叱責不已、大素漸答曰、肥後產也、貴族乘醉曰、果肥人則當善歌、試詠一篇、不然則無放也、大素應口賦曰、登波連天波、奈仁騰伊不

幾乃左之毛久叙、佐志天古登宇留、古登乃葉毛奈之、貴族聞之、感歎殊深、直延之乎其筵、饗禮優渥、其後大素之歌名、大顯於指紳之際云、又一日有始接之人、問曰、子詠歌乎、大素立賦一首、以示之、字久以寸茂、加波春茂左江耳、奈久茂乃仁、以加天加宇多遠、與真天越久邊支、靜修先生所說、同 上

一、伊形莊助舉爲詩文學師數年、一旦心有不屑、致仕歸隱鄉里、李紫溟、辛島鹽井、貽書招之、莊助囂々然曰、余之於出處、豈二子所知哉、遂不出 (續近世叢語)

一、民草ぶりと云一冊は、安永天明の比にやありけん、伊形莊助が書集めしを、大村源内(勝長)手づから寫したるを、文化の頃、借受(中略)其後寫取ぬ、此民草ぶりは、士農工商の部類を分ちて、夫々歌共を集んとて、先一冊を作り出せし、(中略)次に士ぶりと云か、物部ぶりと云か云ものを作らんとせしと云、(略)莊助名は質、字太素、玉名郡木の葉の産なり、其居所の上なる山を雨山と云、其山の巖壁を猿崖と云因て靈雨山人と號す、又猿崖の民、質又素とも書れたり、後山本郡の岩野にも、暫く居住あり、因て又岩野の民某なども書れたり、根元民籍より出たる人なる故、民とは書れたるなり、先生學業人物の事は、世の知る所なり、嘉永六年八月盡日佐吉七十三歳 (民草ぶりと跋佐田氏本)

一、伊形大素命せられて京師に遊び、滋野井公の門に入、職原抄研究、且衣紋の事を學ぶ、後藩に歸り時習館にて之を教ふ、嘗て公に従ひ、内侍所神樂の儀を拜觀す、宮殿廊下に睡る、公郷之を誰呵す、

太素答曰、滋野井殿從者某なりと、後常に人に語て云、宸極の餘光を拜するを得るは余一人のみと、終身自負すと云、太素學成、將に歸らんとす、某公切に之を留む、太素取敢ず、憐れさは雲の上まで聞ゆらし子を思ふ鶴の澤に鳴聲、公甚感賞し、復強て留ざりしとぞ、太素固より仕途の望なし、其詩文師となる、缺勤多きを以て、間々誹謗するものあり、太素益厭ひ、遂に草野潛溪翁に至て、將に辭して歸郷せんとするを告ぐ、翁曰亦可ならん、然れども一言の告べきあり、今君人言を厭ひ、歸郷せんとす、己に謗る者あれば亦譽る者あり、今日君去に臨み、其好する者に辭謝して歸るべし、吾其姓名を録して與んと云、於是太素忽曰、吾過矣々々々、吾復歸郷を止んと、翁云亦可矣、高本紫溟嘗て門生を率ひ、太素を木葉里に訪ふ、太素正に臥す、詩を呈して出でず、其意今會々睡に就く、餘日猶酒肴を携へ來れど、紫溟笑て其儘歸りしとむ、 (長瀬翁話)

一、韓退之以文窺道、李太白以詩窺道、雖未知其果得道與不得、然其文與詩之卓越千載、蓋亦在乎是乎、今太素亦以詩窺道者也、故其詩云、詩之大原出乎天地、天地授之仲尼老聃、仲尼老聃之後、寥寥莫繼、獨陶潛得之晋、李白得之唐、今太素欲繼詩統之傳乎天載之後、其所期望、豈淺々乎、今雖未知其果得道與不得、然亦知太素之詩之超出時輩、蓋亦在乎是乎、太素勉旃、

(藪孤山評伊太素雜感五十首語)

一、又曰、陸子靜有云、陶淵明、李太白、有志吾道、如子靜、謂之牝牡驪黃之外、今太素亦並

稱、可謂有見解 (同上)

一、公雍先生論語會、遠伯玉人を孔子に使用するの章にて曰 當時伊太素京師に職原抄の稽古杯の爲に行て居られし時、中院様より肥後は政善して、總體きびしくよいと聞及びつるが、總體どの様にあるかと御尋ねありしかば、太素御答申されて、私式のどうとは申されず候へども、國中に怨申者はござあるまじと存られ候と申上られしとぞ、此答など謙て宣き所も見ゆるなり、能くできたる返答なり、怨みぬと云は誠に難きことなりと申され候、是は靈感公の御時の事なり、(雲双堂秘録)

一、伊太素、京に遊學の折、嵐山とかに、花見に罷りてありしに、殿上人と見ゆる人、數多幕打廻し、管絃など有けるに、太素も瓢を傾け、獨酌を催し、石に踞り有ければ、童一人參り、誰人にて候と問ければ、太素取敢ず、

問はれても何と答へんさしも草

さして答る言の葉もなし

と口すさみければ、童立返り、幕に入りしが、管絃も暫は止て、いとも興させ玉ひし有様なりけるとぞ (池松筆記)

一、太素 孤山先生に陪し、遊學の節、竹山か、平洲かの宅へ參られ、始めは詩文の話にて、いとも興がられけるが、後は經義の話に移りければ、いとも不興氣にて、孤山使用に立し後、彼茂次郎は、何も

存知たる者には候はねど、平太左衛門、從弟にて、彼が取成もて、國許にて、教授申付置れ候と、申されしとぞ、 同上

一、伊太素は、究て貧き人なりければ、後は李先生に多く養はれてありけるに、餘り酒など過ければ、先生慇懃の書狀を送り玉ひ、折檻ありしが、太素つらく讀了り、□□□□、高本慶藏、是れ何者ぞと、高らかに罵られしとぞ、 同上

一、糺が都に上り侍りけるを、國には得歸らずして、玉しきの都に留まれよと、宮人の集ひて、留め玉ひけれども、老たる母の嘆く由申て、斯くよみて奉りければ、歸ることを免し玉ひけるとなん、
嘆くとも雲の上まで聞ゆらし

子を思ふ鶴の澤に鳴聲

つゝつゝとつゝとさへづるつゝ鳥の

三つ四つ五つむつれつゝ鳥

此歌は、公家方御會の終に、つゝ文字の多き歌によみ給ひけるに、糺にもよみてよと、仰せられければ斯くよみて奉りける、つゝ文字をおかしく讀たりと、宣ひしとぞ (肥後の歌)

一、脇愚山、熊本遊學の時、伊形靈雨に、詩を問ひしが、袴著しまゝ、晝寢し居たるに、靜に起きて、盥ひ嗽きて、詩經の國風を讀むに、和歌を引き、萬葉伊勢源氏なども引きて、得意の趣ありしとぞ

(愚山著見世人記)

一、^上略伊形の質が、幼くて父の家に在し時、耕す男共に、取すどて、つゝほのもちゐを搗きたりしを、めのわらはが、つきに盛て質が前にさゝげければ、母の驚き、それなまゐらせそ、つゝほなりどて、殊更に搗もうけたるに取かへてすゝめたりしを、質が怪みて、など彼等どこにはし給ひにけん云たりければ、男は君にも仕ふべし、生ききめでたきものなれば、斯するぞと答へられしに、あれもたいなしや、わはらも民なりと云ひ、耕も亦君に仕ふるにあらざらめやと聞しも、いわけなき心にどまりて、安れ難くなんと語りしとかや、(民艸ぶり)

一、手引の絲の、あら〜しき絹を、織出たるを、思ひかけずも、國の守御覽せさせ玉ひて、いとをかしくものにや思したりけん、御衣に調せさせ給ひける由、仰下されけるに、守の御身にふれさせ給はんことは、おほけなく更にも云はじ、女房たちの錦にあける御目うつしには、さそなむさしとも見給ふべきを、御手づから、裁縫はせ玉はんこと思ひやれば、はつかしくて、木葉の質が母、

思ひきや賤機布を七夕の

雲の錦にたちそへんとは、

伊形の質が曰、是予が民たりし時、たらちめの詠りしなり、彼絹いと短くて、君も御たけ高く御座しければ、御衣には片袖たらざりけりどて、又織繼て奉るべき由、仰せ言ありけるに、余に代りてよめ

よどて、よませけるに、斯なん質

國民をはぐむ君が御衣なれば

はたはり廣く織らましものを

彼絹を奉りければ、君御悦の餘りに、質が母に祿かつけ給て、有難仰せ言など、聞わさせ玉ふとなん斯て其由をめぐらし文して、野の末山の、奥の民迄も、知せ玉ひしかば、聞者皆悦びて、絹を織る事廣まりにけるとなん 同上

一、^上略正輔本農夫、先是十年、以後秀擢拔、居學數年、伎進於詩、兼善和歌、侯器之、命講禮京師、居六年矣、業成而還、遂以詩師授學生、余已聞其說、未見其詩、請而見之、其詩豪宕雄健、洸洋自恣、蓋青蓮之流也、余一誦驚愕、因嘆曰、有是哉、詩實有天授別才乎、遂語教授曰、願俾已氏專門於詩、則有晚成、可以今日測量乎、教授曰然、足下之言是、余亦思之久矣、余曰、加以華音、猶虎博翼、不益願乎、教授又頷、正輔色喜、蓋其情願云、舉座咸醉、使余品論其詩、卒爾對曰、富田氏、池邊氏、隱括李王、修以愷悌、豈萬曆之餘響、復聞于今日者乎、大城氏、詩非其長所、才優於文、文宏麗有法、足以償其責矣、藪氏、刻意盛唐諸家、融而和之、故精密渾厚、往々有驚人者、而絕句變之中晚、勢之必至也、唯伊形氏、天授別才、非余所敢知、後二十年、益勤不倦、廣以學問、而所不掩諸名家、之美者、有如此酒、因舉觴自飲、合座抵掌稱善略(南遊紀行)

一、伊形莊助明和二年三月四日、時習館居寮命せられ、追々留學、八年三月、居寮中苗字帶刀御免の處心懸能出精に付、御郡代直綱、苗字帶刀御免、居寮中は今迄通、草野雲平支配、同年六月、職原稽古として、上京を命せられ、七月出發、滯京中、老母大病に付、看病六十日願にて安永二年二月下着、同年七月又上京、衣紋方も三傳授濟、四年五月下着、直に入塾、同年六月、三口十俵下され、和學並詩學指南を命せられ、同年十二月、御心附銀五枚宛下さる、五年三月、居敷拜借、妻子引出退塾、同年十二月、増米十俵、然るに不勝手に付、願に依て、日勤御免、在宅より衣紋方稽古定日を立て出勤米十俵は上る、山本郡岩野村に住す、天明五年六月、五人扶持十五石、學校方御奉行觸御中小姓、又引出日勤、七年六月六日病死、右養子九八郎、病身にて、實子十次郎十歳なり、十次郎、諸役人段萬名村鹽硝藏御番人、御穿鑿所御横目、御藏番人、天保七年六月病死、右養子末喜、御掃除坊主、十二年九月、江戸にて欠落 (御奉公附)

藤公賜宴、既夜、予醉甚、誤觸床上瓶梅、花萼散亂、一坐大笑、因走筆奉謝 并以解嘲、

伊 形 質

芳宴宜春夜、厭厭不解回、誰將金谷數、能使玉山頽、拂袂紛飛雪、滿堂歌落梅、欲吟天上月、乘鶴向瑤臺

過赤馬關

長風破浪一帆還、碧海遙環赤馬關、三十六灘行欲盡、天邊始見鎮西山 (以上二首樂洋集)

贈伊太素

高 本 紫 溟

大素約諸子、同用馮韻作五言律詩數十首、請余同賦余已衰謝、不能以險韻爲律體、因作五言古風六十韻、以贈大素、蕪詞冗長、雖不足覽、然篇中所述、皆是實事、他日爲太素立傳者、其或有所考也歟、
 亭々靈雨山、神秀贊玄化、時生膚寸雲、甘澤灑炎夏、下有虎牙村、奇巖自黠齶、伊氏家其中、何年歲星下、穎敏垂髫日、讀書如噉蔗、飯牛抱經濟、捫虱談王霸、賤者能忠直、低頭承叱咤、貴人苟姦回、瞪目箕踞罵、縣尹東濕薪、秋毫不肯假、駸々千里駒、一跌落阱獲、逍遙園土中、吟誦未嘗罷、適會左驢贖、如出市人跨、咏懷五十篇、奔激懸河瀉、曄々玉井蓮、開花照太華、惠風育菁莪、髦士競相迂、身著青々衿、擔簦入爨舍、銳志耽墳籍、寸陰匪荒暇、一朝嘆匏繫、恐負桑弧射、欲觀漢官儀、云命千里駕、汎舟指長安、澱水清似瀾、藤公天喉舌、藤公大納言諱公麗班列三台亞、一見解顏笑、青箱爲君寫、春宴羅珍饋、瓶梅奪薰麝、舉袂拂瓊枝、雪點紅錦靶、藤公有令子、公子諱實古于時中將親衛執玉肥、禁闥携君入、金吾不敢嚇、沈々紫宸殿、皓々寒月夜、橫眠枕玉階、笑視群鄉訝、釣天夢忽醒、歸來事躬稼、蕭索巖野中、巖野地名茅簷映桑拓、農夫日往還、相課種粳稌、甘爲葛天民、不見齊入詐、醉舞東村社、狂歌西里稽、家々老瓦盆、殊勝爵與單、北望玉名郡、山川何溫藉、乘輿挈妻孥、翛然就姻媿、三畝翠微間、古竹結幽架、其歲名白雉雉戶前、山有白雉太素嘗作白雉歎玄猿窺窓罅、地名擾々簪纓輩、謔折如拉幣、自憐頭上巾、漉酒不須醺、但恨芳草夢、半途失小謝、大素弟諱淳字太科幸生掌上珠、已動連城價、傍讀太清經、丹鼎調玉姪、每尋千載芥、松下行燃樺、巖岫多白

雲、大素嘗著怡悅堪自詫、世路險巫峽、風波真可怕、恒厭舊文傳、萬人稱膾炙、四方來呈卷、如獸聚表楫、大國闡文教、才賢必所借、果鶴頭書、促君釋犁耙、人孰無君臣、幡然動征靶、割情辭丘壑、改步赴臺榭、府下多舊明、盍簪樂休假、時々生故態、壚上解衣貫、憶昨訪田廬、巾車恣碾研、滿酌持紫螿、狂呼喉欲噎、仰視南雲夕、山坻火揚燬、流光似天笑、拍手俱歌々、百年如俯仰、葛事從隆窳、名山儻再遊、待我畢婚嫁
(紫溟遺稿)

題靈雨山人遺稿首

葉 室 黃 華

明和安永之間、我藩詩人之盛、冠乎諸州矣、而靈雨山人尤稱巨擘、山人名質、字太素、生靈雨山下、因自曰靈雨、家世業農、獨至山人、讀書好詩、嘗獻五言古風五十篇于府、自是聲名噴々、轟乎四方、四方之士、推以爲詩宗、爲人洒落、有晋人之致、其於詩也、尤慕李青蓮、片言隻句、皆無不本青蓮者、注意故也、余獲其遺稿于中山公幹氏、因謄寫一本、藏諸篋笥之中、他日好事之士、有愛山人之詩者、則斯稿足以窺其一斑也、文化十二乙亥秋九月、葉室世和題

伊大素之京問禮天朝名公因贈別

藪 孤 山

孟母金刀機上寒、休辭此去路漫漫、馬從西極飛聲價、魚向南溟生羽翰、詞賦千草添氣色、鶯花三月入平安、當時文獻多寥落、誰家周家柱下官
(孤山遺稿)

贈靈雨山人

高 木 紫 溟

靈雨山人落人間、引領時々望故山、故山安在白雲外、世網嬰身未得還、一夜孤鶴初度河、抱琴携酒就我歌、風淒々兮月皎々、緬想白石與青蘿、余亦生來好山水、豈能役々老城市、今霄且盡一杯酒、他日相求萬山裏
(樂泮集)

一一、佐 藤 龍 谷

佐藤氏、名は親安、字仲和、敬助と稱し龍谷と號す、辛島平馬(雲嶽)の二男なり。母佐藤氏は鯖江藩士佐藤半兵衛の妹なりしかば、龍谷は幼より母家に養はれて佐藤氏を冒す。五歳父に従つて熊本に來り故ありて國に歸らず。専ら草野潛溪に就きて教を受け、南關及高瀬に居寓す。殊に高瀬は三十餘年の教學の地として門人も多く、町内の信用も厚かりき。寛政十年御郡目付御横目仰せ付られて高瀬を去れりそれより所々の横目を経て文化元年時習館句讀師となる。同十年十一月十一日年七十九歳を以て歿す。本妙寺常住院に葬る

佐 藤 龍 谷

名は親安、字は仲和、敬助と稱し、龍谷と號す、所々横目を勤め、中小姓時習館句讀師となれり、文政十年十一月十一日歿す享年七十九、匏託郡中尾本妙寺中常住院に葬る

佐藤龍谷先生墓碑

見郎府學授讀先生龍谷翁之墓也、諱親安、字仲和、稱敬助、龍谷其號、益其先自勝國蒲生家出、其后七

世、皆以文武仕諸侯、先生幼孤、能事母孝、博文強記、嘗處高瀨講學、受業數百人、後徵府學授讀、既而致仕、休居龍谷文政十亥十一月十一日卒、壽七十九、哀子諸孫慟器悲泣、葬于發星塔中、越高瀨生徒建一片碣、以謝不朽德云爾

草 野 善 撰

一、佐藤龍谷 名親安、字仲和、通稱敬助、龍谷と號す、辛島平馬の二男なり母は越前鯖江間部侯の臣佐藤半兵衛の妹なり、幼にして母家の養子となる、五才の時、實父平馬に従つて熊本に遷る其後佐藤の家御國勝手にて鯖江に遷り、又男子出生せり、依て敬助終に肥後に留り、佐藤氏をつがす復姓を願ふと雖も許されず、猶佐藤氏を冒す、草野潛溪父平馬の同僚たるを以て潛溪の門人となり万事世話になり高瀨に教導し數年後時習館句讀師となる文化元年本役、晩に御本丸御座敷支配に轉じ、文政十年十一月病没す年七十九配は高瀨木屋十兵衛女嗣なし、女子を生む、中島七五郎の子善藏を養ふて嗣とす其子純助明治の始辛島に復姓す、純助の直言、敬助著述閑窓夜録、有余力齊漫錄、潛溪遺事、練兵日記、國字解五冊、歌集有り、家に傳ふ、敬助墓本妙寺中常住院にあり、敬助の高瀨に教導する、塾生甚多、肥前筑後等より來り學ぶ、後熊本に遷る、又櫻馬場邊の大家皆其門人となり、會讀に來る者甚多し、眞野吉山兄弟の如き門弟なり、板井氏の門生大里八内の如き、亦古註を以て來學ふと言

一、某十七歳にて父に別れ、十九歳にて母を喪し、其より先生の内人の郷里、南關町野中某なる人の家を主人とし、寓居六年にして、高瀨町へ轉居し、三十余年田舎にありて、其色々の艱苦をもへて、常

に先生の顧倦を荷ひ、年五十にて、始めて巡按司の屬吏になり、大理局の横目を経、夫より宮社寺院の横目に命せられ、都合四ヶ年半にして、府學の授讀を授られ、十二年をへて、終に職を辞して留守更衛士と成、思に先生の庇蔭によりて、處士と云とも人に重んぜられ、朝に入て上司の悔を受す、無難にして今は老を養ふこと先生覆轡再生の恩にして、既に亡るの家を起せり、今此に先生に親灸して六十余年承たる事を、愚なる筆記につりて、子孫に遺し、永く家の戒鑑となすものなり

一、某を或時呼に參り申候付、あたごに出府致候へば、坐するや否や、先生、貴様は離國の心があるさうな、如何と申され候に付、答申候には、南關に御世話にて參居申候へ共、邊鄙にて、人情も至て六ヶしく筑後の柳川に界ひ、人柄悪く、門人をも一向にふへ申さず、其内に、高瀨明教寺、南關へ參り長須の清源寺など申談、高瀨町へ招請御座候て、先生へ高瀨より申上候て、彼方へ轉居仕候處直に門人五六十人付き、先生の御口添たる人なりとて、木村兩人、町別當古莊理左衛門、わけて世話致し次第に仕合もよく成申候へば、離國の存念は止申候、御存なされ候通、江戸へ參申候はご父が從弟に、伊奈備前守居申候、竹中周防も居申候、其外會津の御家中、父が故主の間部家にも、親類共居申候へば、獨身の私、世渡も、快御坐あるべくと存申候へども、今になり申候ては、少も少も其心は無之由申候へば、夫なれば安心なり早く歸られよと申され候に付、翌日高瀨へ歸申候處、明教寺、木村嘉平次、同甚三郎、古莊理左衛門四人、私宅へ參り、先生よりおまへの足の動ぬ様に、茶わかしを世話致

せと仰下され候、近日連て參べし迎、頓て八十かの母を連參りたり、夫れより町中女子の弟子も多成次第に繁昌致したるなり

一、佐藤敬助儀、安養院支配浪人、高瀬町居住の處、寛政十一年三月、御郡御目附御横目仰付られ、十二年十一月御穿鑿所御横目、享和二年九月、寺社方町方御横目、文化元年、十二月御中小姓、時習館句讀師、御本丸御座敷支配役、文化四年三月、願の通御免御留守居御中小姓十年十一月病死 御奉公附

一三、伊形大朴

伊形氏、名は淳、字大朴、伊作と稱す。靈雨の弟にして兄弟詩賦を以て名あり。氏人と爲り孝謹狷介にして交遊を喜ばす。常に家を守りて出でざりしかば人其の才を知るなし。一日靈雨詩社より歸りて一卷の詩集を示したるに大朴日ならずして和韻三十餘首を作り兄に示せり。靈雨驚き且つ喜びて曰く「我に詩弟あり兄を恥しめず」と即ち勵まして學を専らにせしむ。茲に於て二伊の名一時に高し。平戸侯之を聞き禮を厚くして聘せんことを請ふ依つて藩許を得、將に赴かんとして病歿す時に文明二年九月二十五日にして年二十七なり。木葉村に葬る。

伊形大朴墓誌銘

靈雨山維石巖々蓋其峻峭鬱勃之氣必有鍾而伊氏二才子以生矣、伊氏世耕山鹿之野爲農而二才子始以詩顯二才子昆日質字太素、季曰淳字太朴太素少卓。牢有豪才人未之奇弱冠游泮上五言古風五十篇府學祭酒數

慤見而驚曰。太白復生矣乃薦外諸公於是太素詩名大興矣太朴爲人孝狷介不喜交游口納々似不能言常爲太素守舍獨觀太素所爲時或微笑人無能窺其際雖太素亦未嘗知其有才致焉一日太素自詩社歸出詩一卷曰是時彥之作也其夕太素盡和之凡三十餘首太素驚且喜曰吾有弟矣示之慤讀之。結構學趣不失迺兄而富瞻清新過之、而如春草藏雛雉白雲生屐齒等句殆可以跨宜城而凌康樂矣。乃薦爲養生以益講其業於是才學自進。着述月當而二伊之名盛於一時矣平戸侯聞之千里重聘以請焉藩許應招將往而病歿享年二十有七實天明二年九月二十五日也歸葬于靈雨山之南原其將葬也。太素泣且請慤曰知質兄弟者莫如先生則所以不朽質之弟者亦莫如先生矣。慤曰太朴雖不幸早世金玉之音尙存其所以不朽者堂侯余文然余之情與文亦終不能自已也乃作佳傳又申以銘曰子之骨可朽兮。而子之銘不可朽也。子之銘可朽兮而子之詩名。經夫壤而悠久。

懷舊辭並序

懷舊辭懷伊大朴也大朴有才而早死今茲某月某日距大朴死之日已七祀高先生會大朴之知友於北岡之川觀亭以叙悽愴之情且賦懷舊之詩蓋慰大朴之神也余固與大朴少長相知嘗同遊于二筑二豐之間既而又同入于學居數年平戸侯厚禮聘大朴未及發軔而以病干學中其已革也輿而托於高先生意死干先生宅故有今之會云此日也余實有感于往事乃作懷舊辭以叙其衷。

寄伊太朴

詩名誰得似。學本以三餘。唯爲耽幽趣。無情競世譽。牀看左子賦。案展右軍書。遙知盈樽酒。長吟意豁如

悼伊太朴

仲間小陸每相逢、逸氣翻々千里駒、一自秋風摧玉樹、無人更得驪龍珠

寄伊太朴

獨座柴門靜、悠然愜隱心、莓苔長滿地、松竹自成林、植杖依幽石、移床聽暮禽、興來空憶汝、落日澹花陰

哭伊太朴

傷彼幽蘭秀、秋風忽颯然、相如期白首、永訣隔黃泉、萬卷遺編在、高名絕代傳、右琴彈不得、掩淚素床前

寄懷伊太朴在平壺

一夜西風入葛衣、他鄉何必賦將歸、三秋客興鱸應美、千里家吾雁正飛、兩地難同新桂醕、空山無恙舊柴扉、長天何所無明月、夜々想思弄素輝

一四、木村 甚次

義運院眞譽仁亮居士墓（墓石正面文） 故留守更衛士、食祿二百石、甚次木村君、諱義方、玉名高瀬人也、考甚助邦房、妣荒見氏、君爲人謹厚慈良、有志於爲己之學、從省裔森君遊有年、不幸早卒、朋友莫不哀之、有二男一女、嘉源次爲長、餘尙幼、於享保十年十月十四日生、明治四年八月八日卒、卒之三日葬同邑大覺寺側、森君實相其事、時習館助教草野雲記

一五、木村 雀陵

雀陵木村君墓 墓石正正面文

大正九年五月十三日展墓寫

余視富豪之家驕奢淫逸唯欲之從者有之鄙吝陋劣唯利之視者有之聲色歌舞唯樂之極者有之峻宇雕牆唯居之飾者有之是皆終身役々不知禮義之可貴者也獨木村君不然生富豪之家恭儉自守禮義是務無毫驕奢世利之心又無聲色屋宇之樂夙從草潛溪池蘭陵二先生而學頗有所得爲人謹厚幼而喪親追孝甚厚家亦輯睦且能賑鄉里窮乏者文政三年褒之賜上下服君父諱義方納貨爲留守番騎賜祿二百石明和四年君承嗣祿爵如父君諱義敬一名良字士弼號雀陵又號眠花老人曾好俳辭庭有二松樹又號松儕俗稱甚次木村其姓也聚同姓木村氏生男天養同姓之男文之助爲嗣先歿以孫才記爲嗣君以寶曆四年二月十六日生以文政十二年正月四日終享年七十六服勤六十三年墓高瀬大覺寺 銘曰

幼而好學 此得良師 切之劇之 自省自治 居富不驕 恭儉自持 追孝先人 惠及寒飢 乃好此人 衆之所推 名豈可朽 此銘其碑

府學助教

大城 允 謹 識

書學師

草野 直 敬 書

孝孫

木村 興 幹 建 之

一六、田添源次郎

名は定斯、源次郎と稱す微賤なる身を起し郡横目、郡吟味役等を勤め、田地を整理して、食祿百石を給はれり 寛政五年八月十二日歿す享年七十玉名郡築山村築地に葬る。

一、先祖八幡別當紀清賢、大野二百五十町を領す、其子國隆、中尾高岡に居屋敷にて、男女八人有之、嫡子中村太郎時隆、次男築地藏人次郎國親、三男大野三郎秀隆、右三人へは五十五町づゝ分地仕女五人都合八人にて、八家に分れ、築地藏人次郎、五十五町領地の内、築地村へ居住、其子築地藏人太郎國成より秀成、隆能、宗成、清隆、幸隆、幸忠、幸玄、父子相續、幸玄子隼人、佐清尙、此時代亂國をさけ士民となり田添と改む築地村百姓と罷成、右隼人佐清尙より次郎紀定斯、寛保二年五月玉名郡坂下手永小頭役、親源次郎跡村庄屋役、延享三年五月、築地村大旱節、水廻宜取計旨御言賞、其後村々の取計宜敷、老母へ心能旨にて、鳥目二貫文拜領、六年五月、玉名郡一領一疋、年々米五俵拜領、在中横目役、同年九月、窮飢者取救儀、出精相勤旨御言賞、七年二月、獨禮、御切米十石三人扶持、御郡御横目、同年同月、於御花畑御目見、同年十月、御國中地引合御用請込、惣体地面之儀請込、十年四月、山本郡正院平永御代官、同七月迄相勤、同年十二月、御足一人扶持、十一年六月、坂下手永御代官、十二年六月、出精相勤旨御言賞、十三年八月迄、坂下手永御代官相勤、十三年九月、御中小姓、御足三石二人扶持、御郡吟味役、同年九月、菊池御郡代病中、當分助役、明和二年八月、御才覺銀受込、四年十二月、御紋付麻上下拜領、五年九月、菊池御郡代助役、六年十月、阿蘇南郷御郡代助役、九年九月、御國中地引合、太

造の儀數年主成出精相勤候旨にて、御足給扶持御加増猶五人扶持、御切米七石御足、御紋付御小袖拜領安永四年四月、八代郡三手永余地片附方受込、八年二月御擬作高百五十石拜領、寛政二年二月、御擬作高の内百石地面、五年八月十二日病死、二代源次郎、跡目御番方御櫓番、家内淳朴、子共教導宜旨御言賞、三代源之進、御番方、騎射檢見、四代彌三彦、御番方、五代次郎左衛門、御番方、六代子之助實は弟なり、御番方、於上總海溺死、七代源次、實は武藤長兵衛弟なり (諸家先祖附)

一、田添源次郎心付、田畑共に廣狹畝數を改候へば、檢地に相成候間、畝數は改不申、廣狹共に、其儘に致置、其所の下げ名限、一坪々々番付を以て、御本田は不及申、新地野開畝物請敷、一切の地面一坪も殘無之様に引合、其坪數を改申候へば、見圖帳致出來候由申候に付、先其仕法を試候様申聞られ、少々取懸候へ共、容易の儀にては下方心得不仕、御郡代より委しく相達候て、是又難澁の事に有之候へ共、是非御帳出來不仕候て、難叶候に付、些の儀に狐疑致候ては、成就仕まじく、決斷致され、數十度問答に及ばれ候て、漸相決候間、寶曆七年より、源次郎其外緒方九郎左衛門等、大勢の役人を差出され候て坪數を改られ、明和六年迄、年數十三ヶ年にて相濟見圖帳致出來候 (堀大夫行狀記)

一、當時は前主、加藤氏の見圖帳ありけるを元として妙解院殿所領とせし初、改め記されたり、夫より以來百余年徒に文庫に藏めけるを、君の御時取出したれば、虫喰破れ朽ちて、物の用にたゝず、これなくは、いかゞ經界を正さん、されども惡敷はからはと檢地にやまがふべからん凡て田の廣狹を云はず、

民其名をのみ、正すべしとて、田添源次郎とて此道にかしこき男に命じ給ふ、源次郎うらめぐりて沙汰しけれども、さすがに廣き領なれば寶曆七年より始めて明和六年まで、十三年の星霜をへて漸く事果たり、斯てぞ經界正しく租税等しく畔をおかすの憂もなかりけり (銀台遺事)

一、田添何某など云者は農民なりしかども其道に委しかりければ侍となりて領内の觀農を司しめ後は所領をもたまひたり斯るたぐひ舉て算へ難し (全上)

一、田添源次郎墓、生年六十才歿、无導光院信壽居士、寛政五年丑天八月十二日(墓石文)、墓玉名郡築山村大字築地字八反にあり

築地圓光寺の裏の畑中なり。

一七、小森田伊内

小森田伊内墓誌銘

君姓小森田名遜字子讓一字伊内號栲亭其宗也爲縣之主宰君其支屬也君初受業余祖考潮湯君從々其弟藍田君藍田君說柱下膝園之書君能達具玄理又後入國學而事數孤山先生君性質多病也歸郷里隱棲君爲人篤實恭謙諄々能教人老不廢學家近縣吏之官舍政令告辭有不通則縣吏以質君君詳說之陰爲縣政之助也君聚江上氏無男有二女室人先君彼君曰毅則異室死則同穴吾欲合葬於室人之墓預作碑乞書家大槻君之字以雕之門人出資助之余曰善矣君爲之死不死也

一八、田代是宗

田代先生之墓 穿法院釋可了信士

先生諱是宗、字某、稱新助、其先蓋出於益城某城主云、自先生父迥高祖己上、而徙住荒尾焉、先生之考曰和平君、先生幼而敦厚其嬉戲也、不從群兒共其惡狀醜態也、群兒目曰小老翁焉、嘗重、府學祭酒高本先生、先生亦益愛其重厚云、既歸、而近邨之子弟、從而授書習句讀者、數十百人矣、其教人循々有序至老不倦也、先生以安永四乙未年某月某日生、以天保五甲午年七月廿日病卒、享年六十葬於瀬海松林先塋之側焉、先生爲人質慤素朴、不焉物競、怡然自安、頗有長者之風焉、常語輝等曰、人生何必尊位厚祿而後爲業也哉、凡及門之士、苟有成器展才者生而稱有出藍之人、死而以其文章書我名字生卒、且題曰田代某先生之墓、以示不朽焉、則其爲榮雖長槍大馬而僕從寒塗、豈其足比之也耶、輝等不似不能有榮先生於不朽也、而言之在耳者、其可忘耶、今茲七月適先生之小祥也、相與議而建碑焉、二三子以其碑文屬余全之才之驚、固以非其人也、然輝之知先生、有深於人者矣、則碑銘之作、有不宣辭焉者、於是乎書

何爲顛天 □人逝焉 寇窳瀕海 其室窅然 若盍試喚 匪翁猶眠

天保六乙未七月二十日

孝子

田代五百記及門人等建

月田輝拜手稽首撰并書

一九、月田蒙齋

月田氏、名は強、字は伯恕、鐵太郎と稱し、蒙齋と號す玉名郡荒尾村(荒尾町)の人なり。家世々郷社野原八幡宮の祠官たり。氏は資性剛毅質直にして非凡なる文才を有せり。年甫めて二十四京師に出で hands 謙齋に就いて學び後江戸に遊び古賀某の門に學ぶ。氏の江戸に在るや歲饑米穀騰貴し、爲に求むること能はず絶食七日生菽を喫しながらも尙勉學を廢せざりしといふ。天保十二年藩命により郷學師となる次て時習館訓導に轉ず。慶應二年七月二十九日熊本に病死す。時年六十。唐人町常在院に葬る。後郷里荒尾町に改葬す。蒙齋詩集及蒙齋隨筆の遺著あり。

月田蒙齋先生傳

楠 本 孚 嘉 撰

先生年二十四遊京師從 hands 謙齋翁始爲實理之學素貧其出郷日僅齋金二方片所到炊爨備書自給自冬至春緇袍露肌夜無被褥常兀坐達旦及氣倦眠催則解衣浴水而後就坐潛心銳意求見實理之本一夜忽有見萬化原於自然之意既而之北陸又赴江戸時藏饑米價騰貴至絶食七日喫生菽以療飢藩人水津某者在古賀氏塾先生往訪之時近寒体穿一單衣某爲辨衣食田留之於塾無幾與但西歸先生意不欲之至藤澤驛潛逃復還江戸甲午八月西歸謝絶交遊以求所謂道之本原者讀書以味之觀物以察之加是者八九年卓然有見天地萬物所以然之實體於是考之六經之旨無所悖參之天下之事物無所繆自信以謂聖賢所見亦不過若斯將復費十數年之功盡究天下事物之極致以合之彼渾然之妙旨而後止也其苦思力學期於必得如此至其自修之功則主涵養乃以靜坐爲持敬之要其言曰余始以安排措置爲從事於斯者六七年勞而無効於是又專以厚重矜持爲事又復六七年頗覺有收功然急之

則雖如得速効不免助長緩之則依舊昏然矣然是心不熟之所致而非其術之罪也用力愈久而後始悟收斂身心自然生敬之道肅然之意如清晨入神祠中以覺天機之在斯矣又曰今以迷繆煩擾之身與心欲直學聖賢純粹大中之道猶無柁無船而濟何以能得耶學者用力於持敬八九年以上而後知恬靜之爲本而不可後不可言論之未求之矣先生之爲學既有淵源及其晚年所見愈真切所養益純熟嘗日關齋先生曰夫學之道在致知力行之二而存養貫此二者也漢唐之間非無知者也非無行者也但未知此存養之道故所知之分域所行之氣象終非聖人之徒矣予用力於存養三十六年而昏愚之質不見分寸所得然凡所以自處接物應事皆莫不資于此矣尊性問學二者猶鳥兩翼車兩輪其道問學者則致知格物自知一丁字解一字一句義辨一字之理以上已得其分數在矣而至尊德性立道體之大於已則全然無事爲學如此猶鳥之以一翼而飛車之以隻輪而行吾不知其可也高宗恭默思道孔子坐如尸儼如思居處恭正其衣冠尊其瞻視嚴然人望而畏之齊明盛服非禮不動之類皆尊德性存養之工夫下手親切之訓至程子說靜坐言雖異其用力靜時則同所謂主靜立人極者不在言多也故謝顯道從明道扶溝一日謂之曰賢輩徒學灑言語故心口不相應何不行之請問曰靜坐伊川見人靜坐歎其善學聖學之傳脈可以見矣蓋先生居敬窮理之功皆從百鍊千磨中得來學之正統於是乎在矣謙齋翁晚年以其所著中庸講義五卷付先生曰今日道學之寄非伯恕而復誰望哉此編予晚年所見有發新意者因爲贈之又以博桑儒海及自求錄贈先生以示斯道相傳之意其期先生蓋亦遠矣先生姓月田諱強字伯恕稱鐵太郎蒙齋其號肥後玉名郡人家世司荒尾郷野原八幡祠考諱弘政稱參河妣渡邊氏生四男先生其長也天保辛丑先生年三十五藩主細川氏命爲郷學師從者數百人安政丁巳擢藩

學訓導移居熊本門人益進元治甲子十月細川氏出兵小倉先生亦與焉慶應丙寅七月二十九日病沒于家距生文
化丁卯三月九日得年六十葬於熊本唐人坊常在院明治九年八月遷之舊郡村月田里爲人剛毅質直不妄言笑接
人不假辭色持身儉素淡泊自甘世利紛華凡百戲玩一無入其心內人性極愚駭門生或有以其不足爲先生之配勸
去之者先生曰余亦知之然彼一出余門則遂可凍餓死耳市物不論價高下其於小倉之役也曰今日既無輔治之具
又無戡亂之才則有殉國難之一路可雖在戎馬倥傯中尙與子弟講論經史亦儘從容有少間則曰身心肅然收斂之
功殊覺醒然先生有至性參河君年老將他行先生借馬千人必自執轡其丁憂也食飲不下咽者數日起臥藁席
毀瘠骨立以終三年喪每忌日必齋宿眠具修夙興拜奠終日不見艱其聞謙齋翁之訃也東向慟哭服心衷三年家庭
之聞友愛曲至兄弟相會則雖深夜必調酒肴談笑怡怡如也其讀書如小近四子四經三体之類精熟暗記無不一
上口其說經言語朴實然至義利之辨奧妙之旨則剖折指點必極精微曲折而後止每謂諸生曰諸君勉旃他日成立
不特國家之福予亦免賊人子之罪有過差則召之對坐嗟嘆久之曰予不德所致聽者慙服精韻學又邃天文皆不賴
師傳嘗傳手截竹造渾天儀行度不差分毫諸生有問則曰是道之粗耳非汝輩今日之急務也善詩文氣格極高雖不
簡牘亦皆可觀又能書懸腕直筆白成一家真艸細大皆無不可當其得意之時則絹素一掃龍蛇變動使觀者嗒然
自失焉先生恬退樂導若將以終身一旦就任蓋非其志也尤不喜見權貴人其所招必以事辭謝平生未嘗議國政得
失自海警起人人扼腕縱論時事先生微笑曰尸祝不踰樽俎謀之何必思出其位聞洋教行則蒿目仰屋憂見乎顏色
云配相良氏生二男長稱虎助次二萬助所著有先天圖說一卷蒙齋隨筆二卷女子日用訓一卷文集及偶記詩艸梨

花小窓集海氣深處詩若稿千卷

月田先生墓誌銘

吾肥有篤學君子曰蒙齋先生月田強幼受學於鹽井辛島先生既長游京師從旭山千手翁講山崎氏學既而之北陸
又赴江戶家素貧出鄉日囊貯金二方片所到以炊爨備書自給晝夜苦學無被衾茵蔕可以眠常兀坐達旦時年饑米
價騰貴或至絕食七日吞生菽以療飢而毅然木撓講論益勉氣倦眠催雖寒夜解衣浴水而後就坐在江戶活計益窮
藩人水津氏在古賀氏塾先生夜叩門訪之時沍寒□纏一單衣水津氏爲辨衣類費用留諸塾居三月水津氏拉先生
而歸先生意不欲至藤澤驛夜逃脫又適江戶天保乙丑始還家先生初學辭章頗有名既而嘆曰此不足爲吾學也自
是講究性理以闡明斯道自任當是時山陽賴氏執文柄一時文人東西輻湊泰斗仰之獨先生卑視下帷長州謝絕送
迎閉門端坐以鑽究道之大源讀之常睥睨其門而過去書以味之觀物以察之如是者八九年豁然如者得因益奮發
將責畢生之功盡究天下事物之極致以合之渾然之妙旨矣其苦思索期於必得如此至自修之功則常主涵養而以
靜坐爲持敬之要先生狀兒奇偉氣象稜勵接人不假辭色晚年溫克厚重執心推謹嘗曰人能存養不食而飽不衣而
暖常如在春風中蓋其行之精可得篤學力行之君子也先生諱強字伯恕蒙齋其號通稱右門後改鐵太郎其先仕
小岱氏考諱某世爲荒尾縣野原八幡社司妣渡邊氏生四男先生其伯也辛丑命爲鄉學師從學者數百人安政丁巳
以學術酸正擢府學則訓導文久辛酉兼進講於二公子慶應乙丑山陽用兵藩奉朝命出兵小倉先生丙寅七月廿九
日病歿享年六十葬唐人坊常在院先生者經惟集君年老將他行借馬于人必自執轡恐其嚙蹄也丁憂食飲木下咽

數日起臥藁席毀瘠骨立以終三年哀每忌日必齋宿眠且修風與拜奠終日本見艱聞于寺翁之計東向慟哭服心衷三年家庭之間友愛曲至兄弟相遇雖夜必調酒肴談笑怡之如也其說經言語朴實至義利之辨奧妙之旨剖折指實必極隱微曲折而止常謂諸生曰諸君勉旃他日成立不特國家之福吾亦免賊人子之謗者過差則召之對坐嗟嘆久之唯曰予不德所致聽者愜服精韻學又邃天文皆不賴師傳其所發明堂自截竹造渾天儀行度不差分釐者諸生問者則曰此道之粗耳非汝等今日之急務也先生守恬退之節齒樞樂道將以終身一旦就仕途非其志也尤不權喜貴人所招必以事辭焉亦未嘗議國政得失自悔警記人々振腕詳論時事先生微笑曰尸祝不踰樽俎謀之何必思出其位聞洋教行則蒿目仰屋憂見于顏色云配相良氏生二男長曰虎助次曰二萬助余晚得事先生未及盡其人及虎助請銘辭據狀叙其履行如此銘曰、世降教衰學墜空言浮誇百出先生奮興仰天浩嘆望道如渴專精凝神飢餓空乏操志彌堅精詣深造誰謂不然恬退樂道鷗鷺與群起就官途風標出塵嗚呼古人之號古之人

梶原知定撰

蒙齋府君 神位 位牌正面文

月田鐵太郎諱道胤法諡神達院神主六十歲慶應二丙寅秋七月廿九日歿 位牌裏面文

二〇、鹿子木春民

鹿子木春民墓表

鹿子木氏、遠祖出於藤原氏、其子孫、當文明享祿間、居肥後國者、曰三河守親員、始稱鹿子木氏、親員

法號寂心屬菊池氏、轉居飽田託麻之諸城、實為肥後國名家之一、其後家道衰、子孫落魄散居、住于玉名郡小濱村者、世業醫、自親員十六世曰鹿子木仁夫、實君之先考也、君初名大進字俊親、號東雲、後改名春民、以文政二年五月廿五日生、少就山本郡二田村田中慎齋學焉、無幾、赴豊後、受業於廣瀬淡窓之門有年、既還、抵熊本、就村井道雲修醫術、君為人、淳朴温和、好國歌、崇神道、又喜義俠、以故為閩里所信憑、當幕治之季世、持勤王之說、王政維新後、官命補于山田村日吉神社、及築地村四十九池社祠掌後又為小濱村教導師、明治二十五年八月二日病沒、享年七十有四、鄉人為捐金、以助建碑之資、君三弟三妹、或別為家、或出嗣他家、配浦野氏無子、養同族武雄為子、其姪也、今嗣家云

明治二十七年八月二日

木村弦雄撰

鹿子木家系圖

鎌足—不比等—房前—真楯—內磨—冬嗣—良嗣—良房—基經—忠平—師輔—兼家—道長—能信—賴道—家長—光能—親能—師員—師俊—貞房—貞教(始稱鹿子木)—貞經—貞基—貞員—朝員—基員—重員—重能—親員(法號寂心)—親俊—鑑員(住佛原建國德寺)—鎮國—親直—紹達(始業醫住高瀬町建大覺寺)—紹齋—紹賢—祐宅—宗宅(此代ヨリ小濱ニ住ス)—見的—見壽—見順—順的—素菴—仁夫—春民—武雄(當代)

二一、平山東川

平山氏、名克、字子亮、玄民と稱し、東川と號す。鹿子木寂心の後裔にして玉名郡小濱村の人なり。出

で、高瀬町平山玄臨の家を襲ぐ。氏は資性穎悟にして學を好む。始め豊後日田の儒者帆足萬里につきて學び其の塾長となる。後江戸に出て醫學館教授喜多村栲窓の門に遊ぶ。既に業なり國に歸らんとするや栲窓別れを惜みて傷寒金匱疏講義及傷寒雜病類聚を贖けしたりといふ。安政 年藩命して高瀬町教導師となる。仍て醫業の傍ら忠孝堂を興し益々育英の道に勵む。明治十六年七月二十五日歿す。年六十三高瀬町大覺寺に葬る。學則、醫則、武則、聖教說義、醫方辨義、忠孝堂遺稿等の遺書あり。

東川平山先生墓

先生名克字子亮號東川通稱玄民鹿子木某第二子也出爲高瀬町平山氏嗣子爲人英邁大志儒醫共行某年官命爲高瀬町教導師常曰知仁勇三者天下之達德不可欠也、其所著作學則醫則武則暗擬三德其他學庸論孟之說及、原易醫原之論多前輩之所未言者、易簣之日召子弟曰學不賴吾統者非吾子孫也、遂適然而逝矣實明治十六年七月二十五日享年六十有三、今茲己丑三月門人等相共建墓 銘曰

醫乎究博、儒乎守約、瀟酒其客、其內綽々

宿高瀬平山醫生宅、生研精醫事、又以至孝聞、先是有賜金之賞

一家能愛日、三世況回春、養老鄉爲醉、濟生里是仁、山羹採松蕈、海味割金鱗、不置殷勤意、留歡及故人

口 演

御一新の初め言路を開き遊ばされ候段仁政の根本家善を來すの要道有志のもの各其志を遂ぐることを得奉る何の慶か加之然所此の三則は數年前高瀬町教導方被仰付居申候に付御仁政萬々分の一助にも相成可申候様著作仕候ところ方今御一新の趣意にも少しは暗合仕り申候て獨り忻感に堪へず奉存居申候間一寸奉入貴覽候恐々不一

正月二十一日

宗 村 様 机下

平 山 玄 民

平 山 玄 民

其元儀兼て療治方心懸能く既に當夏市中惡疫流行に付而者彌以療治方手厚く貧家の者共には施藥等被致晝夜無怠格別出精之候に付目錄之通被下置之

金子五百疋

一明治某歲、天下一新、官命廢私塾、因賦此詩、次示門生、且和方考儒韻、次作吐精歌
神皇立有極兮、民生斯文由、典章已廢缺兮、貪人職用猶、草莽宿痾夫兮、寤寐涕淚流、子立無所告兮、不收又不求、殺身而爲仁兮、抑亦何有尤、平東川大雅云、大風有隧、貪人販類云々、讀此詩而不泣者、非人也、賀歌一章

學校大且廣兮、經營不日成、不日經營成兮、可以祝其榮、人才移繁茂兮、品物移文明、品物已文明兮、

天下應自平、天下平且安兮、雖不樂其生
醫則

夫醫仁術也、大技也、苟非其人、則不能全其術、而盡其技焉、盡其技而全其術如之行、曰讀聖賢書、而博涉方書也、不讀聖賢之書、則存殘忍貪慾之心、存殘忍貪慾之心、則不能全其術焉、不博涉方書、則固陋頗辟之心、有固陋頗辟之心、則不能盡其技焉、古人有言曰、仁厚之人、可以學醫矣、信哉言也、欲爲醫者必先通聖賢經傳之旨、而得仁厚惻怛之心、而後取唐及本邦醫籍、至西洋之書、不得不涉獵焉、然而擇良師友而講習討論、積習之久、必有所豁然也、如此而始施治、則仁術之妙算、處方運用、臨機應變、適其宜、而起死肉骨之功、亦可奏也耳

一方今天下一新、治化浹洽、士君子當講學之秋也、苟學之不講、則大道不明、大道不明、則雖欲致大平於無窮、不可得焉、自古以來、天下之治亂、國家之興亡、由大道之明與否也、今也天下一新、嘗此時、大學講之於官府、小學講之於鄉間、則漸々淳厚之風興、而三代之治、亦可庶幾哉

一凡人不就學、則不能究物理、不能究理、則安能治國家、且大學之所以明々德也、二帝三王三道、亦不外於是、虞夏商周三之文可徵矣

一予五十而始知大學之爲大也、聖賢千言邁語、總是大學中之實事、今茲寢病、不能講經、因錄說義若干言以示門生、且諸正於大方云爾

送 平山君有功序

夫諸侯之國於西州者二十有七文教之隆政刑之明宜莫我肥若焉蓋自、

妙應公受茅土之封賢明之君相繼興勤政復化世、載其德以至靈感公恭儉明肅好學無倦首舉堀大夫任以政修法令叙制興學校徹徹倫士庶翕然嚮化自爾次來明主賢輔因其遺績治化洽浹四境之民莫不歡欣怡愉次頌至德豈不盛乎余童齡已聞國子弟及庶人以才織秀異中選入學講習者常數十人皆博涉墳籍修文章濟々焉有以裨化理意竊歎艷焉嘗一入國都策名助教池先生因得遊靈宮與諸子挾書周旋乎一堂之上觀揖讓進退之美雖古盛世不能過也無幾歸欲復負笈西遊山阻修加以家素負乏資用未能也已來日出就帆夫子問業甲辰之秋初得見平山有功高瀨人本姓鹿子木出嗣其鄉平山氏業醫非其好也獨喜讀書蚤歲遊國都已通六經史子又來從帆夫子學爲人愿懿無他嗜好余與居已久常上下論議有取裨益不少今茲八月將還鄉顧余益貧衣食不能復入學廁搢紳君子之遊觀有切之歸於我心有感々焉因作文以華其行且自傷不幸棄於明時也

岡 松 辰 再 拜

帆門同塾生席次

玄民子塾長たりし時凡九十三人

平 山 玄 民
宇 都 宮 堅 哉

四書生五經講習

久保田哲吉

書經周易左傳禮記詩經

詩經周易左傳△△

詩書

○

綾部勤

藤波正純

村上玄剛

石垣蘭齋

衛藤丈肅

橫山方軒

利光德太郎

沙門想念

宇都宮柳太

重見三郎

重見涉太郎

堀理市

木村孫策

書經左傳易詩

詩書左傳易

左傳

詩經易

左傳易

左傳

左傳

左傳

全

全

淺野須也

藤井政吉

溝口國之助

合田安之助

帆足小太郎

豐田鼎

浦野玄明

岡松敬八

釋義仁

高橋憲令

矢島喜儀

杉本末藏

河野良作

釋道因

句讀生四書講習

學庸
學庸孟子

學庸孟子論

大學

學庸孟子論語

學庸孟子

學庸孟子論語

學庸

學庸

學庸論語孟子

學庸孟子論

大學

○ 河野良策 高橋國象 榎本猪之助 後藤敬藏 木村庄策 佐藤昇吾

○ 篠田珠之助 矢島清 田永亮 河野良策 高橋國象 榎本猪之助 後藤敬藏 木村庄策 佐藤昇吾

○ 生野駒太 三宅昌平 小田桂齋 柏園早太 杜多道因 衛藤覺

大學

學庸論語

論語

大學中庸

大學

大學

大學

大學論語

日了甲科
○客席 經義詩文共

矢島德美 矢島直 佐藤吉 衛藤雲泉 立川龜太郎 麻生主馬 難波繁二 安達謙助 增田文治 日野吉之助 日野秀太郎 日野三郎 安藤右近 加藤亮吉 茂住文藏

大學中庸

牧 周 齋

論語大學中庸

吉 岡 泰 民

大學

渡 邊 輔

句 讀 生

大學孟子論語

奈 須 大 記

大學中庸

坂 本 東 一

大學

吉 井 鹿 門

學庸孟子論語

加 來 百 合 藏

中庸

釋 法 鑑

堤 右 馬 允

脇 谷 千 萬 太

岩 屋 禮 太 郎

竹 中 神 霍

末 廣 權 之 助

釋 法 護

釋 晉 觀

大 石 助 太 郎

田 中 竹 三 郎

白 川 益 次

神 保

日 野 恭 庵

安 部 虎 之 助

兄玄民在帆先生之門凡五年

是より京大阪に遊學居ると二年にして歸る時年二十九門人諸方より相聚る又三四年を経て江戸に遊ぶ醫

學館教授喜多村先生の門に入る月餘にして學頭となる塾を學訓堂と云其長なり歸時傷寒論義並に傷寒雜病類纂の躰あり先生の自ら所著なり既歸て儒醫共に行る安政某年官命して高瀬町教導師たらしむ時に年三十八

古

名克字子亮號東川子勤學の概を記して子孫に示し且其志を激すと云玄民子常曰智仁勇三者天下三達德也其所述作、知^三有學則、仁^三有醫則、勇^三有武則、其他學庸論孟之說及原易醫原之某、先輩所未言、玄民子撰出之就而可見焉

文久甲子歲次春正月

弟 玄 温

識

暨

論

(東川平山克子亮撰門人某等騰寫)

夫醫仁術也大技也苟非其人則不能全其術而盡其技焉盡其技而全其術如之何日讀聖賢書而博涉六書也苟不讀聖賢之書則有殘忍貧慾之心有殘忍貧慾之心則不能全其術焉苟不博涉六書則有固陋頹頹碎之心則不能盡其技焉古人有言曰仁厚之人可以學醫矣信哉言也凡欲爲醫者必先通聖經賢傳之旨而得仁厚惻怛之心而後取唐及本邦醫籍至西洋之書不得不涉臘焉然而擇良師友而講習討論積習之久必有所豁然也如此而始施治則仁術之妙等處方之運用臨機應變適其宜而起死肉骨之功亦可奏也耳。(醫方辯義)

平山玄臨行狀

平山玄臨元は高瀬町商人樋屋何某と云者の子にて字を貞次と呼べり幼少の時同所教導に齊藤謙藏と云人の宅へ手書き物讀むため日々往來出精しけるが同所平山玄逸と云醫師老年に及び男子無き故后謙藏へ門人之中可然人物は有之間敷哉と及相談により謙藏得斗ためし終に貞次を勧めける故玄逸甚だ喜悅し直養子となし玄臨と名乗せ只管直憐撫育せり然るに右玄臨事固く生質篤實の生れにて晨昏之定省より萬事に至る迄事方無殘方養父母も玄臨を實子の如く思ひ無隔心家内和熟し實の親子も不及程なりけり然るに養父は二十七年前養母は十余年以前病死せしが病中之介抱は申も更なり死後追孝至て手厚く養父母は没後當時迄三十年に及べども風雨寒暑之差別なく墓參等一日も不懈近年に至りては其身も老衰に及べども追孝の情少も不衰既に去々年其身身罷りしに其折りも病衾に臥しながら猶人に負抱れ日々墓參懈りなく病革るの日迄も不換けるとなり右玄臨孝養之事共、尊聽に達し文政七年被賞金子を賜り其後天保八年家業出精により諸役人段御切米取醫師並に被仰付けるが猶又家業之療治法出精に付嘉永三年御目見醫師に被仰付其後も猶更孝行のきこゆるにより安政五年後には紋付の羽織をも賜りし事皆養父母への孝養追孝を賞せられけるとなり又其平生行事の篤きを云はゞ其師匠齊藤謙藏没せしは玄臨壯年之時にて最早五十年に及びしに追遠之情死に至るまで換りなく忌日には祭典の禮をかゝり祭事となり又其妻幼少之時女工稽古せし婦人ありけるが其婦人没後四十年余ると雖も年々月々墓所へ香花を手向け墓參懈りなく始より終りに至る迄少も不換けり然るに其身も男子無きを以て他より聲養子をせしが慈愛篤く實子に異な

ることなく殊に其婦夫によく事るを以て官より賞せられたり是も玄臨家訓の至れる處にして孝心の余徳

因に云玄臨學問の師辛島才藏先生高湍遊行の砌り其宅を訪れしに手厚き餐應ありしかば詩有り一家能
愛曰三世况回春養老郷爲醉濟生里是仁山看採松茸海味割金鱗不匱心何厚留歡及故人

此詩よく平生を盡すと云べければ祿之

二二、福田 春 藏

福田春藏碑文 (碑在山鹿町大宮社神苑内)

先生姓福田諱有龍、通稱春藏、號二城山人、文化三年丙寅五月十三日、生於肥後國玉名郡猪村、父曰源
吾、母阿部氏、先生其長子也、先生幼就隣村安成某受句讀、年弱冠遊京都、入儒生松原禮藏門、無幾祖父
有病、得報倉皇歸省、後執贄師事熊本藩儒官辛島才藏、與同學月田蒙齊等訂交、年方三十、爲玉名郡板
楠村里正、救恤窮民、無所不至、閩村深服其德、先生去後、追慕不已、至祭祀焉、後爲山鹿手永總里正
講水利便灌溉、釐革弊政、懷柔奸民、一鄉肅然、鄉政頗舉、又起校舍、諄々導子弟、鄉民至今尙欽仰其遺
風、明治三年有藩政改革之事、乃辭職、不復就仕途、明治九年九月得疾、十月十四日溘然捐世、先生其
先出於宇多源氏之後裔、十世祖甚左衛門、自筑前來住肥後國玉名郡關村瓦屋敷、更移居肥猪村、家世業
農、先生祖曰孫兵衛、父祖共爲肥猪村里正、有循吏名、先生資性純孝、操行嚴正、奉父祖最厚、鞠育弟

姪不異已子、遇人優渥、愛才容衆、其與客對話、慈顏溫容、不曾見有倦色、先生能書、翰如流、蓋其餘
技也云。

明治三十八年二月

淇水德富一敬撰

樵石土肥直康書

二三、庄友 枝 藏

友枝氏、名重敬、庄藏と稱す。天保十一年を以て飽田郡島崎村に生る。木下譚村に就きて經史を學び殊
に史學に精通す。兼て大塚退野の徳風を慕ひ遂に其の遺跡を購入して玉名郡玉名村に移れり。是より私
塾忍濟舎を興して子弟の教育に一身を委ねられしかば、英才達德濟々として其の門に出づ。曾て熊本鎮
台將校連氏の令名を聞き高給を以て月數回召聘せんせしに氏は怒り「友枝は學問の切賣をなす男に非
ず」といへりといふ。又第五高等學校長に推されしも之を辭せり。晩年選ばれて縣會議員となり、副議
長の椅子に就けり。明治二十年十二月七日病みて歿す。時に年四十八、玉名村に葬る。

友枝莊藏墓碑銘

嗚呼是吾友、友枝君体魄之所藏也余交君尤親悲君最深每欲銘君輒百感交集投筆而止今則墓道之草三更而
君門人督促不已乃忍痛而書之君諱重敬以莊藏行姓友枝氏家世居肥後飽田郡島崎新村孝諱敬助妣内藤氏生子
男五人而考沒君爲其第四子出養於田尻氏田尻氏考妣俱在君事之孝順其所生無異會家難起荷茹苦謁力彌縫
時或就余其謀至誠惻惻余每爲之泣下及田尻氏妣即世乃復本姓君愛業譚村木下先生之門讀書求道大義不

屑屑章句尤潛心史學每論古今得失人物臧否未嘗不折服一座也於是往玉名郡聚徒教授郡一邑亦名玉名退野大塚先生遺址在焉先生享保中以純德實行爲州邑師法君素慕其風遂購其地築園名曰可接從游者日進一日念妣氏不能自禁治任將歸邑人驚曰先生宗家既富於財又多兄弟温涼之節甘腴之奉無有所固固不待先生之就養也先生即欲其慈闈相見吾儕每月數與慈闈而不至不然先生以往亦可固請留勿行君掉首曰至親之間至情存焉他人不及知也吾意決矣遂挈家婦蘆于宗家南隣晨夕定省先意承色母子怡怡如也玉名人更遣子弟就學焉既而妣氏罹病君寢食俱廢看護曲至及喪喪毀踰節其至考蓋天性也服除復住居玉名舊園邑人相賀來學者益衆君援徒懇篤以躬行爲本使之立志有爲其以童蒙嚴戒得妄言勿得耳語夜則召三五人使槌背摩腰因其談經史旁及世故以涵養性情誘進學藝爲務或夜深遣入山中荒物庵殺以試其膽勇故及門者咸知方而不迷在稱廣中見其言語舉止不問而知爲之門人也君寢疾經年歿之前日自知不起謂門人曰自予以病待醫藥者三三子也扶起居調飲饌者亦三三子也三三子用心懇到執事周謹三年如一日雖王公之貴未以能知也而余獨得之余何幸死干三三子之手言經莞爾門人皆泣無能仰視及沒自沐浴襲斂以至昇振揭旗皆門人爲之其葬也則雖園西北數百步一大陵可望遠邑人其爲居筮焉而經營者也嗚呼君死於三三子之又葬於三三子手其亦無憾矣君居玉名前後十余年備知閭里疾苦見里書專橫者必面折不假至民生休戚所繫則侃言之最以扶植綱常維持世道爲己任州邑感化皆自東脩曠俾之徒亦聞風革面設之曰適有事千里社家家迎賓宴飲及聞訃皆徹酒舉哀遠近識與不識莫不嗟惜君嘗更造鄉祠而經紀尤爲周備爲鄉備委員而荒歉有備鎮壓亂民而一邑得安選爲縣會副議長而其情

恬服蓋皆出於德行之余者矣君初於時事如不甚經意者及一旦攻論並起詭激害道之言延蔓于天下乃慨然而起曰吾既喪所天無復要自重焉自此東奔西走冒寒暑以竭力于匡濟遂以此得疾云君狀貌魁傑頎然而長音吐高朗平生持己耿介一介不取諸人知舊登仕塗者不復通音關獨於余莫逆於心有魏遺未嘗不受方余之在伊倉也與君相距二十里而近暇則携妻孥訪君隔河呼君輒掉小舟來迎相與歡笑心信宿而後反君之來亦然常以此爲至樂自余出宦于四方不得屢相見而音書往復無絕於歲時聞君得疾贈書告以攝養之方且約歸門疾而終不能果嗚呼君不負吾而吾則負君謂之何哉君生天保十一年正月三日終明治二十年十二月七日享年四十有八配輻厚氏無子銘曰

師道日衰 衆醉羣迷 獨有吾友 不愧人師 種桃音季 性考爲基 嫉惡如讐 大喝一棒 蜂螿斂毒
鼠徇縮項 強哉矯兮 仁者之勇 小岱之山 高節可比 高瀨之水 清自維似 追蹤前賢 典型在此

井々居士 竹 添 光 鴻 撰
顯山散士 水 野 之 直 書

友枝庄藏先生

曩日菊本に友門同窓會を開き當時の腕白時代に返りて先生の遺徳を偲んだ。先生に關する種々の逸事や感想談が出た。其の面白き節々を書いて見れば斯うだ△先生は今より考ふると經義には精き方でなく大義に通ずる方であつて和漢の歴史には餘程精通し居られ人物の養成に重きをおかれ、感化の偉大なりし

事は衆論一致であつた△或る一人は自分は年少の故を以て時々夜中に同輩二三と呼ばれて按摩させられ何時も和漢の忠臣孝子英傑の事共を話された。今より思へば其時に偉大なる感化を受けた。▲或る一人は自分の最も感化を受けたるは小學の講義に先生聲淚共に下りて卷を掩はれた事があつた其時は母堂の病氣中なので一入感に打たれた。或一人は先生は勤王の志厚きと同時に熱烈なる民権家で貪官汚吏を惡む蛇蝎の如くであつた。先生の玉名にあるや種々郡中の問題假へば郷備金の問題等の如き何時も人民側の味方となりて郡官豪など奮闘せられた。木下助之翁の如きは個人として莫逆の友たりしにも拘らず公の問題には敵味方となりて抗争せられた△松尾老人は曰く先生は仕官といふことは絶対に嫌ひであつた屢々仕官を勧められたるも之に應じられなかつた。又かうした一例もある。先生が白場の塾に在らるゝ時熊本鎮台の將校連に修身經義の講演を聴かせんと其感化力ある講師を物色中先生其撰に當り交りある坂口元雄氏を介して月に兩三回にて宜しければ是非承諾ありたしと當時先生の窮を見て同情を表し幾分かの足にと月に三十圓の謝禮をなすべしといはれしが、先生赫怒して曰く、坂口サンあんたは竹添の門生でありながら此の友枝か學問の切賣を爲す男と思ふカナと坂口氏赧面して辭せりと△或一人曰く時の森文部大臣は教育界の革新を謀らんとて第一高等學校長に古莊嘉門翁を高等師範に山川將軍を据ゑる熊本の第五に先生を聘せんとするに先生一顧も與へなかつた仕方なく鹿兒島より木強漢野村彦四郎を拉つして之に据へた、其の時先生の偉大なる感化力ある人物である事を推稱せる爲め野村校長は態々先生を

玉名の可棲園に訪問した。其時は予も同行せるが病中にて感慨深かりし様見受けたるは卑目にて後に聞けば野村如き人物はそこあたりの荆蕪を踏めばいくらでも出てくるさ如此氣前は先生の特有であつた。△予は先生の惡感化を受けた一人といふや一同怪みの目をみはつて予を見た。予曰先生の感化によりて父母のありがたきこと之を大切にせざるべからざることをしみて感じたために壯時四方に放浪したるも近時縣内に塾居し屢々海外に事業を起すの機會ありしも老父八十一老母七十の兩親を有し居るため何時も之に着手せざりきと、座中の一人はこれ惡感化にあらず善感化なり人世豈功利主義を以て最上となさんやと上塚(秀)君曰く予の如きも全く其の一人だと△安達君曰く先生は門生を叱責する過激峻烈なりしがアレは先生の愛の固りたるものなりクズ／＼して堪らず叱すること能はざるにより氣乗頭に大叱責を加へられたるなりと

安達君又曰く忍濟舎の如き學則は天下にまたとあるまい第一條に凡そこの熟に入るものは苟も虚言と私語を許さずとある私語とはソソメキ話の意味なり余は其の故を以て今日迄如此座談にも大聲なりと一同洪笑。

佐藤君曰く其の當時牛墓を盛んに取つて喰つたものだが或日先生木下助之翁と圍碁中なりしを夫とはなしに傍觀し居りしに先生曰く此處の奴等は人の喰はないものを何でも引取らへて喰ひ牛墓も既に捕盡した様だ今から何を取るだらうかと木下翁淳々として墓の益蟲たることを説き聽かされて立つにも立たれ

す閉口した、或一人は藁食ひと云へば一夜盗人犬を床下に追込み誰かが床下に這込み縛して之を引出し皆で打殺し大鍋に煮て鱈腹平げたは好かつたが翌日先生かち糞の出る程叱られたのは覺わるとるかと言ひ出した温厚寡言の紫垣君曰く併し其時は随分うまかつたぞ或一人は平常粗食故ムマかりしならん今やつて見る氣にはどうもなれぬと是は一同異議なし、或人が先生終焉の時は何歳にて死に水は誰が執つたるかと言出した一人が享年四十八歳にして田尻昇藏と三津家傳之等が枕邊に侍して看護至らざるなしてあつたと一同默然皆を潤せた、安達君は謂然として曰く先生登仙後春風秋雨茲に卅有餘年爾來余は屢々先生傳を編せんと思ひ立ちしも今日迄遂に其の目的を達せず材料至つて缺乏し居るも幸ひ援助ありたしと上塚(眞塚)君も同感にて多少の材料を蒐め居るも未だ目的を達する能はずと於是一同記憶をたどり先輩故舊を聞知して各一致協力材料の蒐集に努め安達君主宰にて急に此事を完成するに一決した。

或一人の發議にて此會を毎年機會を見て開くことに極めた而して世話役として佐藤敬太、上塚秀勝、木下彌八郎、緒方二三等之に當ることになつた最後に粟飯の三五郎に鹽竈が出た皆々之はムマイムマイと三四碗平げたものもあつた安達君は研屋支店に粟飯を焚かせて食ひつゝあるが炊き方の加減が今夜の飯の様にはないと云ふた或一人は是より粟飯に改めても食へぬことはないと言つた時恰も流行性感冒猖獗の爲め臥床中なると醫師僧侶の同窓生の缺けたのは物足らなかつた此夜集りたるは十四人にて年長順に座席に就いたが松尾長曾我部の二君六十餘歳にして木下彌八郎、上塚眞熊の兩君が四十八歳の最年少者

であつた年少兩君曰く嗟噫余等は既に先生歿時の歳に達せるかと感慨無量の體。

再び友枝先生

先日友枝庄藏先生の事を書いたが餘り長くなれば新聞社の迷惑でもあらうし又讀者の退屈を顧慮して二回に縮めたが其時の同人よりも未だ随分面白い事があつたぢやないか、アレを書けと促す者もあり又讀者の側よりも大いに味ひがあつたと煽てる依つて今一回書くことにした△安達君先生は仕官は確に嫌ひであつたが併し孔子の様な氣取りで天下の大政を任せらるゝならば大いに遣つて見る氣魄はあつたが若し夫れが事實になつた日には必ず失敗であつたらうと云つたが之れには異論はなかつた。△誰か△予は小學校や私塾や濟々費や其他で多數の先生に就いたが今日迄我友枝先生より偉い先生はないと思つて居る、何の點が偉いかと詰められても具体的に擧示は出來ぬ何となしに只偉かつたと思つたが他の一人が「曰く云ひ難し」の處が偉いと附加へた。△一人が當時濟々費を中心として聯合學校として各私塾を集めて聯合試験の名の下に俊秀子弟の講義があつた其時我が塾生の講義の時は何時も先生は座を立たれた或人が先生に其の理由を訊ねたら我子の下手な講義をするのに聽いて居らるゝかと言はれたと成程我塾生は講義は極々不得手であつた。△予は先生の教育は全く實踐的であつた一例は毎年極寒の時に白場の堰に水泳をやつた先生は躬ら率先して水中に飛込まれ鬼コッコをせられたと云つたら一人が月二回許り先生宅の屋敷庭先の大掃除を遣つたが其時は毎時も先生は眞先に今日は掃除日だと大聲疾

呼して素跣で一所に事に當られたと云つた△誰やらが當時一番の腕白者は誰たらうと云つた角田だ齊藤だ、村上だ、内藤だ杯と口に云つた、村上君は自分は親父が先生の友達だから人一倍に勵刻に仕付を受けた大きな掌で耳を引張られて随分痛い目に遭つたと云つたら一人が身丈七尺もある先生から耳を引張られて痛かりし事は今に忘れぬと相槌を打ち且つ内藤君やら君は随分ガ、マタであつたと云つた。△先生の仕付と云へば先生の甥義博が雷嫌ひであつたが先生は或日驟雨冥濛雷聲轟然たる時義博を椽側に正座せしめ自ら其傍に端座し決して死ぬものにあらず若し死せばお前と一緒だと夕立の終るまで座を立たれなかつたと云つた。△上塚(眞)君が自分は當年最年少の十二歳であつたが食事の時は何時も末座で朝飯時の味噌汁の身は長者連よりスクイ揚げられて手入つた事が無かつたとコボしたら夫れは我々は今日迄氣付かなかつたと安達君が云つた△誰かど當時坐睡者を竹篋で打つのは餘り非道かつた自分は音讀に草臥れて黙讀し居りしに之をシタタカに叩かれた事があつた叩いたのは安達君であつたと三十年振に不平を云つた安達君は苦笑して其の覺は無いと云つた他の一人が音讀より黙讀に移つた刹那既に無可有郷に入りしなりと交返す。△一人が先生より草取の話を聞いた事がある夫れは先づ大中の草を手取早く取り盡すべし片端より細密に取れば先きの方は實を結びて更に澤山に繁茂し遂に取盡すの期なしと是れ先生が章句に泥ます大義に通すれば可なりとせられたる活學者たる所以なりと是れは至論と思つた。△一人が先生の門下には偉い人が出來なかつたと云つたが予は代議士などは偉い者とは思つて居ないが

併し内藤、安達、紫垣、三津家などを出し殊に安達君は政治家としては偉いと思つて居るそうして一人も破廉恥な人を出して居ないのは吾友門の誇りと思つて居る(二水)

二四、木下助之

木下助之、文政八年菊池郡に生る。嘉永元年玉名郡伊倉町南方木下初太郎其嫡子嘉一年少なるを以て養子となす人と爲り識慮高卓儉素自持夙に業を澁江仲太に受く。元治元年藩主細川公擢て勘定奉行に任じ序で玉名郡内田郷總庄屋兼代官となす。氏郷政の振はざるを慨き大いに力を用ひたれば、郷中徳風大いに起れり。斯くて南關郷總庄屋兼代官を勤め、明治二年班中小姓吟味役となり翌年祿百石を賜はる。翌四年唐津藩に聘せられて、藩政改革に力あり翌五年東京府屬となり九年職を退きて専ら實業に力を盡し明治十年役の際力食社を創設し、全十二年縣會議議長となり、全十六年玉名郡長となる、全二十三年始めて國會の開設せらるゝや、推されて國會議員となり明治三十二年壹月病を得て卒す。享年七十五歳、氏三子あり長は農學士次男三男共に理學博士たり。

木下助之傳

木下助之、熊本縣菊池郡人、通稱徳太郎、後改助之、木下衛門子、而韓村先生直太郎弟也、爲人識慮高卓、儉素自持、夙業澁江仲太、不屑詞章訓話、專用心於經有用之學、嘉永元年、玉名郡伊倉町木下初太郎以其嫡嘉一年少、養爲義子、以女妻之、元治元年、藩主細川公、擢勘定所主幹、次任玉名郡内田

鄉總庄屋兼代官、助之慨鄉政不振、乃聘友枝庄藏、使鄉中子弟謹庠序之教、申之以孝悌之義、於是一鄉靡然德風大起、已而轉南關鄉總庄屋兼代官、明治二年進班中小姓吟味役、翌年賜祿百石、任會計主事、蓋當時舉於鄉士之中署士籍、希世之榮曲也、翌年聘於唐津藩、參預藩政革新之事、畫策頗適機宜、翌年任東京府大屬、以格勤稱、嘗上地租條例意見、要路緝神皆稱善、九年致仕隱退於伊倉町、爾後專盡力於公益、先是小田鄉耕田凡千有餘町、延水於菊池川以便灌溉、其為法也、於內田小田兩鄉之境域寺田樋之中流、滿盛土砂千席囊以為防堰、且壞且築、每歲自五月至十月、日夜要力役凡七八十人、鄉中丁壯輪番服役、頗有壓苦之色、助之恤之、百方斡旋為土工水利團、而賦課地主、釀出錢財以償役作之勞、於是積弊始除、閭鄉驩然、永潤其澤、蓋當時地方自治團役、實以是為嚆矢矣、助之卓見遠識、率此類、十年丁丑之役、熊本市街化為焦土、破產流離者無數、士族之慘狀特甚、助之不忍坐視乃與其友白木為直澤村友義等相謀、創力食社、以啓窮士衣食之道、閩藩德之、十二年被舉縣會議員、推為議長、十六年任玉名郡長、頗有治績、二十三年帝國議會之初開也、首舉衆議院議員、名望彌高、三十二年一月以病卒、享年七十有五、助之有三男、長曰彌八郎、為農學士、現奉農商務省、仲曰季吉、為理學博士、任東京帝國大學教授、季曰熊雄、亦為理學博士、嗚呼助之性行能如此、可不謂偉哉、夫顯揚先賢遺德者、則後進之責也仍為小傳、

後進

井軒

松尾 常人 識

二五、木村 鐵 太

木村鐵太瘞髮冢表

亞米國在東海萬里之外、始不與世相通、近時歐羅巴人、肇啓航路、亞米與西洋諸國交通貿易、因又遣使船于我邦、請入港互市、廟儀謂宜遣使者報之、以審夷情、於是揀官吏可以理審事者某某為通信使、諸藩游士請充跟隨、掄其有學藝允之、我藩木村鐵太其一也、鐵太餘友楨幹義子也、生父曰甚左衛門、同族、鐵太生有才識、遊江戶受學昌平學士、有年、當是時、洋外諸蕃智巧日長、務利器用、與外國市販、見鑿則戰、勢蓋有可深慮者矣、而其器械文字傳播我邦、昧者眩奇、而不能覈實、陋者惡異、而不知變通、是二者未足與語制御之道也、迺從為蕃學者手塚律藏讀旁行書、又從海軍官某氏學航海之法、凡事關洋國者必極力尋釋、業大進、為前輩見推、至此首中從行選云、萬延二年某月日、發航相之橫濱、蒸管噴烟、東走若干晝夜、達亞米國西岸、舍船乘火輪車、踰山道抵國都、駐幾月、使者事完、某月遂又東航涉大西洋、左歐羅巴諸州、出亞弗利加南、又、東入印度海、自始發相州、船首所向槩不出寅卯右左、而其行則轉而出于西方、至此汰廣東、軼台灣、一周坤球、俄然在我西門矣、以萬延三年某月日、船還相州、鐵太歸在江戶邸舍數月、幕府遣復使于歐羅巴、鐵太有再航之志、既而疾作、以某月日歿於手塚之塋、義弟弦雄日夜兼行救之、弗及焉、就東海寺中少林院葬之、律藏銘之、弦雄又齋其遺

髮、歸瘞之玉名郡高瀬川東木藤里山居之側、哀哉、夫渾圓居中之體、虞廷璇璣已可推而知之、而世莫能踐其實、近時歐人航海、始得東進西旋之路、圓體全形、與璇璣互相發明、而我邦為一周之行、以萬延使者為權輿、漢張騫至康居安息等國、當時傳為絕異事、視之今日、直比隣間耳、騫還為天子言外國事、以致武帝贖兵、論者尤之、然而予謂、漢高困于白登、孝惠孝文無不世而受寇害、胡之在北、猶猛虎藏山、時出食人、不批其根、制其勢、禍蓋弗可遏焉、先是趙武靈秦始皇知獨捍其一面、而不知西南有可施之策、則張騫一行、在漢固為不可少之事、至西通月氏大夏、妻烏孫、伐大宛、威震外國、使武帝得羈縻之方、騫所謂斷匈奴右臂者、未必不為一代奇策也、始鉄太將行、先公賜白金、且有命焉、其還也先公既薨、以所著航米日記上之今公、記凡五冊、東西海國、山川風土、物產制度、兵之多寡、貨之輕重、其所見聞詳載之、與世喜奇侈言者異科、如其日夜所注辰象天度行程方向、使人身駕之如身駕大渾儀、運游旋轉、循無端之環、可謂勤矣、英雄之主、欲洞察夷情、以有為於四海之外者、此書必在所取焉、鉄太歿時年三十云

(韓村遺稿拾遺)

肥後木村鉄太墓

木村生諱直敬、通稱鉄太號蟠山、肥後熊本、初來江戶、從學於艮齋安積翁、善詩文、通歷史、後又從余讀和蘭書、極其奧旨、生天資溫厚、每與人討論、恂恂如不能言者、然就叩之、則事理明白、識見卓爾

嘗慨然歎曰、亞夷入港來、洋夷諸藩、接踵而至、其意蓋在覬覦學僮、以併吞、皇國、非可惡之甚乎、方今之急務、宜察彼之情形、而預防之也、色辭俱厲、邁延元庚申年、幕府發使節于亞國、以修和親、生乃躍然請陪從、渡海而、彼地、周旋探索、且記其風俗政事、及器械工作等之事、輯為五卷、名曰米行記、人爭傳寫焉、頗有裨於世云、既還、益專力於彈學、業大進、文久二年壬戌二月五日、次病歿于余家塾、年三十有四、葬于品川東海寺中少林院、嗚呼哀哉、銘曰學通和漢、文窮蟹行、亞墨壯遊、鯤送鯨迎、非則求奇、搜索虜情、報國志切、憂世迹明、哀以銘鑄、責此新塋

文久二年壬戌秋八月、手塚律藏金刺好盛撰

男 節藏金刺為好書

一〇性院功道全勇居士文久二年二月四日木村鉄太帳過去

咸臨丸は千八百五十六年和蘭に於て製造せられ、長二十七間半、巾四間、噸數二百五十、馬力百の小汽船にして大砲十二門を備へたり、乗組は

軍艦奉行 木村 圖書

教授方 佐々倉 桐太郎

小野 友五郎

松岡 盤吉

濱口 與右衛門

鈴藤 勇太郎

肥田 濱五郎

山本 金次郎

伴 鐵次郎

通辨主務 中濱 万次郎
教授方手傳 赤松 大三郎

岡田 井藏
小松 雅之進

根津 欽次郎
操練所勤番 吉岡 勇平

同下 役 小永井 五八郎

木村 宋俊 門生二人

醫師 牧山 修郷

鼓 手 齋藤 留藏

秀島 藤之助

外 福澤 諭吉

水 夫 五十人(内小頭五人)
教授方頭取勝麟太郎を艦長として、萬延元年正月十三日品川を出帆したり。(勝海舟)

二六、國友古照軒

國友氏、名は昌、半右衛門と稱し古照軒鐵叟淡水等の號を有す。家代々細川侯に仕ふ。氏は資性穎悟にして學を好む。始め近藤淡泉に従つて學を受け、後江戸に出で摺谷宕陰の門に學ぶ。宕陰曾て氏の文を評して「一飯不忘國」といへり。以て其の人爲を思ふに足る。既にして業なり國に歸るや、擢んでられて公子の近侍となり、行旅にも必ず隨從せり。丁丑の役後は玉名郡伊倉町に街遠樓を營みて移り意を

世事に絶ち専ら育英の道を樂む。其の私塾に命じて論世堂といふ。時事を論究する所といふ意ならん。塾生等曰く「左傳の會讀より時事の茶話却りて得る所多かりし」と其の志の那邊にありしかを知るべし。明治十七年十月二十七日歿す。時に年六十二、本妙寺に葬る。

古照軒國友先生墓誌銘

先生諱昌、字某、稱半右衛門、古照軒其號、國友氏、其先出江州國友村、因氏焉、八世祖諱卜鏡、始仕細川侯、七世祖諱重次、六世祖諱重賢、皆昇在顯職、考諱卜藏、爲國學授讀、娶西村氏、生三子、先生其長也、先生資性穎敏、幼好學、從近藤淡泉受業、己長、如江戸、遊摺谷宕陰之門、及歸、選爲學職、擢成山公子近侍、句當文學事、公子每有征行必從、後復轉學職、王政維新、亟屬藩士隊、亡幾告老、讀書自樂、從遊之士、日滿其門、了丑之亂、奉細川侯命、論降肥人與賊者、亂平、移居城此伊倉郷、作街遠樓、絕意世事、益肆力讀書、兩泳於經史、條則放浪於風月、爲文章、勁簡有法博聞強記、涉獵群書、最長左氏春秋、而志在經世實用、故說經折理、務取大義、不屑々訓詁、以明倫理敦風俗爲要、所矜式、概基會澤正志及門遺範、以古今史乘爲之翼、接門生寬厚、與人論議或不合、不必使強從於己、故一登門者、莫不服其量焉、壯藏遊四方交道頗廣、所嚴事、村田正風、梁川星巖、佐久間象山、羽倉簡堂、安井息軒、會澤正志、豊田夫功其他交接、鳥山新三、吉田矩方等、皆一時名俊、亦可以觀先生矣、辛未某月、病胃形容枯槁、荏苒踰歲、病益篤、神氣之不乱、怡然談笑而逝、實明治十有七年十月十五日也、距生文政六年

十一月二十七日、得年六十二葬於佃田郡本妙寺塋之次、娶櫻田氏、生一女而沒、女亦夭、繼室以其妹、生四男一女、長即重章、重章奉職東京、次尙天、次周協皆幼、女適人、頎然雄偉、黑髯鬚々及胸肚、敦厚之氣、溢於眉宇、或勸購古陶器、先生曰、吾不好佳器、家人或毀之、不免怒叱、獲佳器、併獲惡德、吾不欲爲也、其胸度曠冲、率此類、平居自奉、雖不甚奢、亦不甚儉、嘗云、富家子孫率不免昏愚、吾不欲積財買子孫之愚也、臨終云、今之佛葬神祭、皆禮文毀壞、莫可吾意者、初不若無葬儀之爲愈也、及率、家人遂如其言、先生深爲成山公子所親信、其從在京、欲有所諮詢、或至深夜召見及疾病、亦有賜予、慰門甚至、先生在仕途、十有七年、屢祇役兩京、及出使四方、雖不在要職、最勤於奉上、其侍公子、啓沃之功頗多、然事祕鮮有知者、所著有懲窒錄、水竹居集、文集若干卷、重章寄其行狀、請義靜銘其墓、義靜亦蒙教澤者、義不可辭也、銘曰、先生之學、鄉黨多傳先生之德、人謂之賢、先生之文、嗣子傳旂、功施於人、愈於勒碑、先生之墓、何待銘辭

明治二十年某月

門人 吉田 義 靜 撰

古照軒先生行狀

先生名昌、姓藤原、國友氏、號照軒、初名重昌、小字常彥、稱半右衛門、後稱鐵臈、改淡水、晚以偏名行、古狂酒浦、皮石、半逸、群山皆其別號、其先若狹下經君者、出江州國友村、因氏焉、次子半右衛門尉卜鏡君、始事細川侯、食祿千石、領銃手五十名、是爲先生八世祖也、其子茂兵衛重次君、島原之役有功

負重傷爲熊本市尹、其子八郎右衛門重賢君、爲江戶留守、轉八代番頭、其子八十郎重祐君、於先生爲高祖、正德四年坐事祿除、曾祖半右衛門卜魏君、幼爲兒小姓、後削籍、退隱合志郡竹迫、祖小源五幸永君至安永九年、始賜粟米五口、班中小姓、考漫雲卜藏君、爲藩學授讀、生三子、長即先生、初娶西村氏、名富生先生而、大歸、繼配池邊氏生二子、叔賀行繼緒方氏、季正幸、繼井田氏、乃幸義父也、先生幼受讀於富田宗立、後學於近藤泉淡之門、二年遂入藩學、業日進、嘉永六年三月遊江戶九月歸藩、安政元年九月、以遊伴爲句讀世話役、四年六月奉命東遊、入鹽各宕陰之門、宕陰器視之、其與木下犀潭書曰、國子學力優等、尤有溫和謙忡之德、敏塾中無若焉者、真可謂益友矣、明年三月權爲成山(護美)公子近侍、及公子西歸、尙留學、明年九月歸藩、萬延元年十一月爲講堂世話役、兼誘掖諸生文章、歲給銀五枚、文久二年十一月、扈公子之京師、明年三月扈歸、世話役如舊、五月命遊學、經歷四國、至京師、八月以急命歸藩、九月權爲兩公子(護久護美)近侍直扈之京師至豐後鶴崎、奉命先至大阪、元治元年三月免近侍直奉命飛驒歸藩(所謂早飛脚晝夜兼行者)五月使筑前、八月漫雲君致仕、即日命先生繼家、給五口米、班中小姓、九月爲藩學居寮世話役、兼誘掖文章、歲給二口半米、十一月使筑前、慶應元年二月又使筑前五月使藝州、七月爲機密問吏、即日以病辭、十月爲公子傳監、所謂附目附也、十一月命管公子文學之事、此月使藝州、明年八月扈公子之京師、九月扈歸、三年十一月與溝口孤雲之京師、觀察上國時勢、十二月奉命飛驒歸藩、四年正月使長崎及天草、二月爲附役助勤、扈公子之京師、三月與佐々淳次郎使大坂、既而

公子至、世子（時護久公子爲世子）亦陪、鳳輦而至、權行留守事、閏四月還幸、世子西歸、先生扈公子之京師、五月公子將東下、扈至大大阪、奉而飛驒歸藩、又直復命、六月扈之江戶、七月又奉命飛驒歸藩、居六日、令報江戶、以病辭焉、九月爲近侍監、扈藩公之京師、十一月公東下、命先生留於京、而侍公子西上、時公子在江戶、來間使名古屋、彥根大垣諸藩、歸至桑名、會公子至自江戶、乃就謁焉、扈至四日市、以急命先至京師、十二月遂扈歸藩、至長崎則又奉急命先歸、明治二年二月與內山某、奉世子公子之命、使鹿兒島、三月以急飛驒上京、至長崎、則會溝口藏人、至自京師使事既辨、直復命菊池、時公子田於菊池也、四月三日賜稟祿百石、拜藩學訓導、明日奉命與津田山三上京直馳驛歸報、五月爲公子傅、扈之京師、八月奉命飛驒歸藩、以後奉職日八藩學、當是時、時勢一變、王政復古、藩政亦從改矣、三年七月文武帥職悉廢、先生以是日免爲番士隊、以精勤不惰、給稟祿如舊、閏十月爲副族長、以病辭焉、四年八月致仕、長子重章嗣、爾來家居讀書自樂、旁誘掖諸生、及丁丑亂起、閩悉係兵燹、乃避於采邑木留、及木留急轉江津、又遷川尻、及薩兵南去、奉舊藩主命、使千人吉、往來官薩之間、頗嘗艱苦云歸後卜地於玉名郡伊倉、沿西北岸、構樓、前墾數畝、傲武侯之遺事、植桑若干株、自號八百桑園、後又取於范希文岳陽樓記、曰衙遠樓、以其隔紫海、而遠望雲仙也、先生晚病胃、臥床歲餘、終不起、實明治十有七年十月十五日也、距生文政六年十一月二十七日、得年六十二、越二日葬於飽田郡本妙寺山先塋之次、配樓田民、名賤生一女名松、而沒女亦夭、繼室以其妹、名安、生四男一

女長則重章、次尙天、次女名靜、未嫁、次周、欠協、皆幼、先生、資性穎敏澹於世利退隱玉名之後、益脫意于世事、讀書作文、尙友古人、倦輒掃除澆樹、或嘯小代之嶺、吟洒浦之浪、有活然以自養、旁開家塾、教授生徒、來學者頗多講學之要、主明倫理、淳風俗、而其接門生、寬厚切實門生皆服其裕德如父母故門下成器者亦不尠矣、初先生學蘭書於奧山某、驚敏健、而有所思而止、先生之學、雖主考證、然亦不一偏、必參朱註而折衷之、每言及學意、常稱清朝顧炎武等四家、而尤擯付夫窮心于精微、較理于分寸而遺于經世實用之學、然性溫厚、與人論議、人不服、亦不强爭也其授業也、學制大要、基會澤正志所著及門遺範、而不效世人摘章句甚密、匆匆講去、觸類談古今忠臣義士、及維新前後所親見聞而止矣、初先生東遊也、普探沿道諸藩之士、其所就者、長州村田正風、京師梁川星巖、信州佐久間象山、江戶羽倉簡堂、安井息軒、鹽谷宕陰、水戶會澤正志、豐田天功、其他所交接鳥山新三、吉田松陰松浦竹四、來原良藏、杉樸太、廣澤兵助、境二郎等、皆當世名士、故其所自得蓋亦不尠也先生尤安生命之理、病數月、容貌枯衰、如不勝衣者、然至與人談話、則聲音朗朗、如無病之人、親戚或勸其托診於良醫、先生不肯曰死生有命、何以良醫爲、及病革集家人、怡怡談平生而逝、先生自奉雖未嘗奢、亦不甚儉嘗云、遺金於子孫子孫不必保、吾不效世人遺富以愚子孫也、其使于薩也予請而隨、同寮爭購古陶器、予強先生、先生曰吾不好什器甚佳、家人毀之、則不得不呵嘖是自求怒者、吾不爲也、先生愛奇石、又甚好古刀劍、至其所自信、則不問值而購之時病床猶且出而玩之、有訪者、亦必視之、臨終云、佛葬固非吾之志、神葬託之非

其人、則亦無益矣、今無適吾意者、寧不若無葬儀也、遂從遺命、先生尤得成山公子親信、從而在京苟有所下問、雖深夜召見焉、其病也 至遠贈物慰之、維新之初、國事鞅掌、先生祇役兩京、使四方者、無慮二十有餘、賞賜若干、雖不在要職其奉上甚至矣、而廢藩之後、奉縣命者、特温古中學教員而已、先生幼與未松德直永島義行友善、其東遊也、共伴義行、過尾州桶狹別去、蓋欲繼歷東海諸藩也、至金澤則德直亦辭至本牧、時米鑑至相海、諸藩祇役、我兵亦戍本牧、世人或云、義行之志、在結交天下之士、德直在試武技、先生則在問宿德碩學、而修業博識、故途上論議間不相容、遂離去、余頃者訪德直、叩以此事、德直笑曰否否、然外評亦非無謂也、先生之在在江戶也爲安井鹽谷諸名儒所重、則先生之才德亦可以概矣所著有懲窒祿、水竹居集、文集若干卷、重章奉職於大政官、及生先沒、舉家寓東京、遠寄書使予撰先生行狀、予不文辭之再三、然以予於先生屬爲伯父、且受薰陶不尠、義不可固辭、謹序履歷、參以所見聞 爲之行狀、時秋風慘愴、先生歿既一期、姪田幸潛然謹狀

二七、木村邦舟

木村氏は元高瀬の人なり。名は弦雄邦舟は其の號である後八嘉村龜頭迫に住せり。始め平山高民に就いて學び後熊本に出で木下犀潭に學び井上梧陰竹添井々古莊嘉門と併べられて、四天王の稱あり。邦舟は敬神尊王の心厚く家を義弟貞矩に譲り自は専ら勤王運動に盡せり、彼抜んでられて學習院の幹事となり同院の訓練上貢獻する所多し、然るに病氣の故を以て郷里に歸り居しが縣よりの懇望により又濟

々費及び師範學校に校長として職を奉せり。氏の著書に血史の琵琶歌邦舟あり、琵琶歌は曾て明治天皇の御感に入り作者の氏名を聞かざるの光榮を荷へり。依つて號を邦舟と稱せりといふ。井上氏文部大臣なりし折邦舟を顯職に周旋せんとせしが氏は老ひて郷關を出づるを欲せざるの故を以て之を辭すといふ其の人と爲を思ふに足る。明治 年 月 日歿す、八嘉村龜頭迫に葬る。

邦舟

雲に聳わし高山も、登らばなごか越わざらむ、空をひたせる海原も、渡らば終に過ぬべし、我蜻蛉州は茜さす、東の海の離れ島、例へば海の只中に、浮べる船にさも似たり、二萬方里の船の中、三千餘萬の乗組あり、船の主の指を受け、文明海に進みゆく、水主楫取多かるに、我等も楫子の一人なり、船のゆく手は和田の原、八重の汐路の遠ければ、颯さかまく折もあり、高浪ある、時もあり、船手の業に習はずば、早き高浪しのきわて、思ふ港にいかでつくべき

日丸の歌

日の出る方の海の上 延袤千里の孤島 住む民族は四千萬 上には萬世不易なる 天津日嗣の天皇を 國の主と戴きて 君臣親子の兩倫を 一つに籠めたる國体は 廣き世界に比類無き 芽出たき稱號日の本の 其名を象る日の像 我等の祖先が國の爲め 赤き心の經糸に 忠孝節義を緯として 不二の高根の雪よりも 近江の水の色よりも 淨く妍く織成せし 大和

錦に染付けて 御國の姿を表したる 我が日丸の旗章 東西二球に翻へし 國の名譽を顯はす
 は 祖先の遺業を受繼し 我等の上なき務めなり 實や世界は刈菰の 亂れ合たる五大洲
 虎嘯いて獅子猛り 商戦兵争隙も無し 斯る亂れの世の中に 立交りたる我が國の 純潔無垢
 の日の丸に 一點汚れを遺しなば 我々の天皇に對しても 我等の祖先に對しても 千里の國
 土に對しても 合はする面は無かるべし 上下心を一にして 護れよ 護れ國の旗 身は一
 代に止まれど 名譽は萬古に傳ふべし

明治二十年七月廿六日

邦舟

木村 弦 雄 併書

時我征清軍

渡鴨綠江

壓盛京省

武威震禹域

贈 木 邨 君 某

平生講説するの處用ゆれば行はれ捨れは藏る志を得れば與民由し 志を得されは心獨り其道を行ふまで
 の事にて唯時と命とに従ひ此身を全するに歸するのみ今商法を開ひて活計を立る素より憤激の餘官路を
 絶つの術と云ふと雖も以愚考之喪をは速かに貧きの愈れるに如かずとて沈黙晦養時を待には如かず
 今遽て、商法を開くは其志し善と雖も反つて皇々焉の誹を免れずして名門利達の外に出て苟も如此
 は假令饒く功業を立得るも何ぞ言に足ん其仕與不仕出與處是他人の知る所に非ずして己獨り知る所のと
 ころ且夫志を降し自を辱むること君子は不爲願くば子其熟察焉

凡將有副爲之時必戒必敬考之於已而決之於考祖之廟云豈可不慎哉

平 東 川

二八、安 東 清 人

安東清人君紀念碑

君諱清人安東氏世仕細川家父俊文爲藩物頭母内田氏君以安政元年四月六日生於肥後國玉名郡長洲年甫十
 歲能讀春秋及長入藩時習館就竹添木下諸氏修經學明治元年撰爲居療生三年舉貢進生入東京大學南校修獨
 逸語後爲開成學校給費生八年官命留學於獨逸國入普來堡大學專攻鑛山學不幸患肺十年九月歸朝十三年病
 稍間出仕文部省無幾任權少書記官叙正七位攝官立學務局長之職十八年進少書記官叙從六位此歲病發乞歸
 鄉養生然天不假之年明治十九年九月十七日遂沒享年三十三先是君娶大島氏先沒無子弟真人收遺骸葬於長
 洲先塋之測君爲人質直寡文臨歿遺言吾死勿爲樹碑蓋深惡諛墓之毀也友人爲有墓紀念勸學費者子等與君同
 窓之友親最善痛悼不能措持相議建石銘曰

學成名著 同人稱賢 造化妬才 不假之年 哀惜之餘 建碑以傳 遺言在耳 不違願焉

二品大勳位

能 久 親 王 篆 額

正三位勳二等子爵

品 川 彌 次 郎 撰

二九、竹 添 井 々

竹添氏、名は進一郎。井々光鴻漸卿等の號あり。天保十三年天草に生る。家代々醫を業とす。氏は實に

笥園氏の第四子なり。幼にして神童の譽あり。年甫めて十四熊本に出で木に、村の門に學び木村邦舟(弦雄)舟井上梧隱(毅)古庄嘉門と並び稱せられて四天王子の名あり、熊本瀬戸坂に私塾を開かれしが間もなく玉名郡伊倉町に移せり。明治八年志を興し清國に遊び足跡殆ど四百餘州に遍しといふ。後朝鮮公使帝國大學教授となりしが、病の故を以て官をやめ小田原に隱居し専ら力を著述に注かれたり。就中春秋左氏會箋は、氏が畢生の名著にして、學士院恩賜賞に預り次で文學博士の恩典に浴せり。大正六年四月三十一日小田原の寓居に没せり。時に年七十六、に葬す。

左氏會箋序

井井 竹 添 光 鴻

左氏傳之存于皇國者。以御府舊鈔卷子金津文庫本爲最古凡、三十卷。蓋隋唐之遺經。而音博士清原氏世々相傳。以授于北條氏者也。每卷有延久五年及應德、保延、久安、仁平、久壽、保元、應保、長寬、嘉應、治承、壽永、元曆、建曆、建保、承久、天福、延應、仁治年間各記、又有建長中越後守實時。參河守教隆。正嘉中清原直隆。文永中清原俊隆。弘安中左近衛將監顯時諸跋。而應永年間。山内翁怡記其卒讀年月日子卷末。恭惟皇國列聖相承。大敷文德當推古天智之盛。通使於隋唐。博徵典籍。其建學也。參取唐制。太寶學令。左傳兼用服杜二注。經筵開講。例進讀焉。則隋唐遺經之存無足異矣。嘗攻書冊之制。三代以上用簡策。周末至漢。竹帛並用。漢魏以後。始用紙。裝爲卷子。隋時祕閣書。上品紅琉璃軸。中品紺琉璃軸。下品漆軸。唐開元時。經史子集分甲乙丙丁四庫。皆寫以益

州麻紙。經庫皆鈔白牙軸黃帶紅牙籤。史庫鈔青牙軸縹帶綠牙籤。子庫雕紫檀軸紫帶碧牙籤。集庫綠牙軸朱帶白牙籤。此隋唐裝收卷軸之制也。廣川書跋。及岳珂寶真齋法書贊並云。唐許渾用烏絲欄書其詩爲集。蓋用欄界。即簡策之遺意。殆肇於用帛時。而後世仍之也。故吳志孫策傳注。引江表傳云宮崇詣闕。上師于吉所得神書於曲陽泉上。白素朱界。號太平青領道。凡百卷餘。是知用欄界遠在於六朝以前矣。凡皇國所傳舊鈔卷子本。皆用烏絲欄。而皇國讀法不需用字音。兼用義訓。或向上讀。或連下讀。故古者音博士施朱點於字四隅及行間。以授讀法。所謂於古登點是也。卷子本左傳亦然。而木軸紫帶紺紙裝之。猶沿隋唐之制也。唐人真本今存皇國者。除余家漢書楊雄傳外。尾張眞福寺有漢書食貨志。而田中宮相所藏喪服小記義疏。爲天平年間鈔本。亦當唐開元時。其餘世家古刹所傳卷子。皆殆千年物。而當時音博士仍隋唐真本。施點相授。以貴傳統。真本面目。絲毫不可改。其零卷殘葉。亦是吉光片羽。而左傳三十卷。獨爲足本。洵絕世之寶也。試以宋本對校。文字異同不尠。而印本脫誤可賴此補正者極多。如年首經傳二字。是始合經傳時所題別。其在欄上。體例固當然也。開成之刻于石。既無欄界。故連書之。而北宋以來刻本。皆入諸欄內。與本經無別。是誤之尤大者也。余深爲斯經慨焉。乃以卷子本爲底本。參之石經與宋本。而經注之有異同者。加小圈于右旁。一一疏明。但注中之也等字。無關義理者則略焉。避其煩也。近儒之注左氏者。予所涉獵。在皇朝。則中井氏積德、增島氏固、太田氏元貞、古賀氏煜、龜井氏昱、

安井氏衡、海保氏元備、皆有定說、而龜井氏最爲詳備、在清。則顧氏炎武、魏氏禧、萬氏斯同、萬氏斯大、王氏夫之、毛氏奇齡、惠氏棟、馬氏宗璉、趙氏佑、焦氏循、江氏永、顧氏棟高、雷氏學洪、方氏苞、洪氏亮吉、梁氏履繩、崔氏述、朱氏元英、段氏玉裁、王氏念孫、及引之、姜氏炳璋、阮氏元、沈氏欽、韓錢氏錡、姚氏鼎、張氏自超、高氏澍然、俞氏樾。各有其奇僻。去其奇僻。取其精確。其他古今諸家論說涉左氏者。普搜博采、融會貫通。出之以己意。名曰左傳會箋。仿杜氏集解、朱子集注之體也。而其議論發揮大義。其考據出于獨得者。特舉名氏以表異之。亦仿朱子集注圈外之例也。夫經所以載道也。道原於人心之所同然。然則他人說經獲我心者。道在斯可知矣。以下所同然之心。求所同然之道。何必容彼我之別於其間。集衆說折衷之。要在闡明經旨。杜朱二家解經之法。尤見其求道之誠。而秉心之公也。若夫誇博術新。栩栩自喜者。固不足與議。至於於以掠人美爲嫌。則猶淺丈夫之心也夫。明治二十六年六月。漸卿竹添光鴻序。

伊倉新居

井井竹添先生

山作圍屏草作茵、君思奉許臥江濱、功名以外有餘地、泉石之間容一人、鶴子梅妻真適意、書香詩味未全貧、怪他長睡圖南老、却使風塵浼葛巾、新涼占得讀書身、一穗青燈漸可親、蠶葉有色如警夜、秋蚊無力不離人、備知官界風波險、方覺村居情味真、雨笠烟蓑隨意好、桑麻滿地隔紅塵、

(明治三年辛未)

過伊倉舊居 自註。伊倉古名丹倍津

江色林容入眼新、曾留鴻爪此丹津、山中猿鶴記吾否、四十年前佩犢人。

筍園竹添氏之墓

先生諱光強、字叔南、號筍園、通稱順左衛門、島原三室邑人也、天保戊戌歲徙居天草、教授鄉間、以本姓小田氏、故世亦稱曰小田先生、以慶應元年乙丑十二月三日終於町山口邑船尾廬、享年六十一、門人私諡曰貞毅、有子男四人、長子次子三子皆夭、四子光鴻、仕熊基

附記

順儉院釋妙樂信女 (墓石正面文)

明治七年二月一日卒 竹添進一郎母行年五十三歲(左側面文)

機織筆耕嘗苦辛、畢生膏血潤兒身、詩書在案未終業、讒註麟經告二親(右側面文)

竹添氏略系

駿河入道覺派

住肥前蓮池

某

某

朝光

亡電造寺氏

朝光

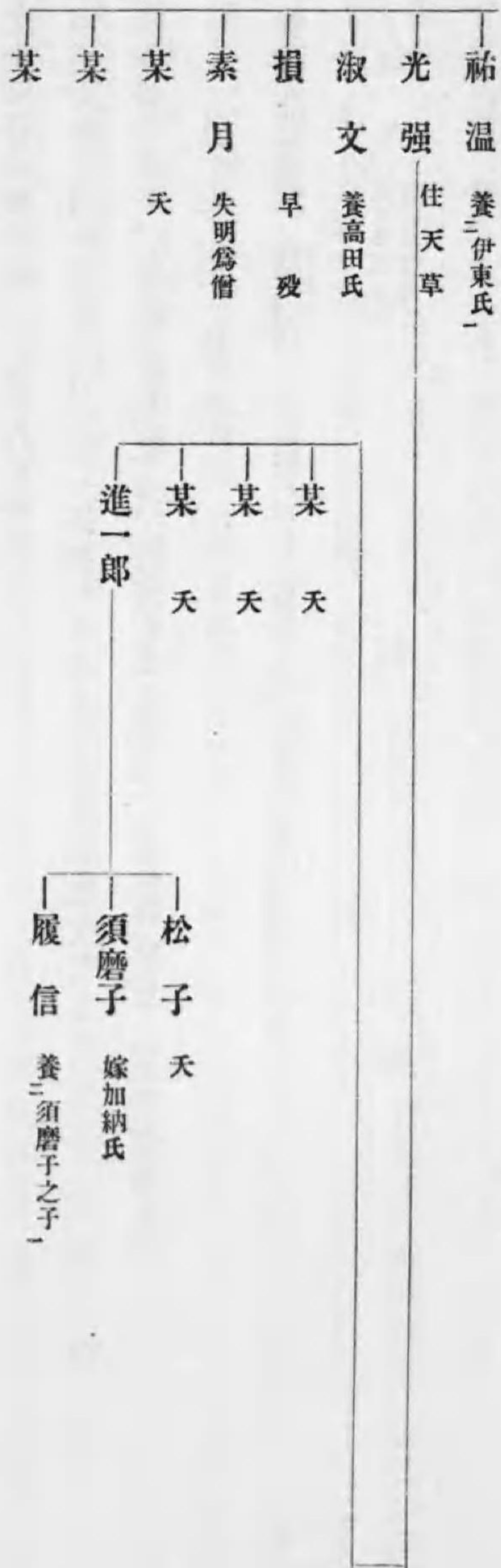
居多良岳傍一
改二氏竹添一

(略)

重利

重厚繼家

第三編 處 誌 第五章人物



三〇、岡松 眞守

岡松氏、名は眞守少名伯藏護性園と號す。嘉永元年正月十七日を以て熊本に生る。家世々醫を業として細川侯に仕ふ。氏は人と爲り温厚篤實にして、至つて利發の生付なりき。年甫めて九歳藩學時習館に入りて經史を學ぶ。然るに十三歳の夏より強烈なる腦病を患ひ爾來學業に專なる能はず。二十歳遂に時習館を退き家父駿甫氏に就きて醫を學び傍ら和漢の書を涉獵し大いに發明する處ありたり。明治九年四月叔父敬甫氏の讓を受けて家を繼ぎ翌十年玉名郡伊倉町に轉住す。明治二十七年官許を得て私立攻玉舎を起し和漢の學を教授せしかば遠近より其の學徳を慕ひて笈を負ふ者五百餘人に及べり。明治三十九年二月十二日病を以て熊本に歿す。時に年五十九、發星山本妙寺に葬る。

碑 文

頌徳之碑爲岡松先生建也。先生熊本人諱眞守諱德共高、下帷伊倉教授有年矣。命其塾曰攻玉舎、基忠孝五倫之大本、不倦不厭諄々以導養成德器陶冶人材從容以樂、及門殆五百人可謂盛矣。先生天資温厚初入藩學研究經義旁從安田先生修國文學、又就家大人學醫繼箕裘業、而自幼多病尤重攝生超然于塵外忘榮枯得喪、一動一靜垂範門下親愛之如父母。明治三十八年二月十二日遂以病易簣年五十九。先生涵養之德深遠之學赫然拔干流俗。而謙恭自持虛懷接物薰化懇到、如先生者所謂君子人歟。嗚呼先生既歿而先生之德不能諼也。於是門下相謀建碑頌其德乞文於余余嘉其重師道不敢辭受狀叙之。而未足彷彿先生德也銘曰

學徳導人、教化惟顯、刀圭嗣家、仁術惟闡、無求塵世、天爵自全、其人既逝、遺徳永傳

護性園翁書像讚

學兼東西、篤行慎言、至誠導人、誰不感恩、遐邇慕德、桃李滿門、夫子高風、終不可諼

大正四年 仲春

姪

齊

艸

(中川家所藏)

學び子に心を寄

ざるは實に赤面の次第に御座候。其の差別は彼は實地熱心に實行し我は空理を説き虚禮を教ふる而已に而實地に實行應用する能はざるの然らしむる者と存候。誠に慚愧に堪へ不申候。佐々氏の演説は愉快を覺ゆると共に一同我胸髓を刺戟する甚敷惰眠を蹴起されたる様之心地致候。諸君の感覺は如何。新聞の如きも見様に因る者に而空に看過すれば格別の益も有之間敷存候野老は御承知通り病情之淺學には候へ共志丈けは儒學(即修身道德)を飽まで擴張し日本男子の要素となさんことを兼而熱心に希望し居候へば右之演説殊更に我を刺撃し我をして慚愧に堪へざらしむるの感情有之候。因而野老歸倉の上は一層塾務を勉勵し諸君と謀り修身科を擴張し懇切に生徒の道德心を勧誘し生命を擲て日本男子之要素之幾分を養成んと奮發致候。諸君も固より必ず御助力被下度候。昔廉頗之趙人を慕ひし如く野老は伊倉地方之子弟をせ以て要素養成之基礎と成ん事を熱望致し候。先は右まで草略餘は後便を期候 頓首

明治三十一年二月二十五日

眞

守

規 工 川 君

森 田 君

日 省 條

一、忠信弘毅

一、我身は父母の遺体

一、我智能を頼こと勿

一、無理を思ふこと勿

一、實思實踐忘慮疑惑する勿

一、敬以て養心、節以て養生

一、性靜情逸

眞

守

覺醒時代(護性園岡松翁之一節)

翁は五十歳前後より盛に哲學的思索に耽られた。ダリン、スベンサー、ミアベット、パウルセン等の倫理説をも好んで研究された。されど西洋の倫理説に満足せずして次の比評を下してゐられる

彼の快樂諸説の如き皆其の本を遺れ其の末を逐ふものなり。又合理説の如きは身を棄て情を絶ち別に我を作らんと欲するものの如し。固より人道に適はざるなり治善説並に生々主義の如きは稍理に近しと雖も性分を認知すること未だ審かならず。故に自他の差別漠然として責任の存する所適切ならず因つて其の標準とする所も亦明確ならざるなり。

眞に適評といはねばならぬ。翁は又仁齋子の著を集めたいと常にいつてゐられた。明治三十三年春東京なる福間氏の許より童子問及び論語古義等の數書を送つて來た。翁は大いに喜び病床にありながら手

に巻を放たれなかつた。余傍より其の批評を乞へば「仁齋子の積極主義には大いに賛成だが未だ我が意を充さない」といはれた。翁は性を尊び仁齋子は道を尊ぶ違ひがあるからである。

明治三十六年一月より三十八年七月にかけては本居氏の古事記傳を甚だ興味を感じて讀まれた。乃曰く「本居氏の博學と識見とは驚く」と其の拔記が數卷に亘つて残つてゐるから熟讀玩味の狀が思はれる翁の晩年には東洋倫理學說を樹立せんと考があつた。「性の說」「理氣の說」「善惡の標準人生の目的」等は其の企の一端である。東洋倫理學建設の必要を始めて學界に呼び出したのは遠藤隆吉氏であつて明治四十一年七月發行の丁酉倫理講演集に載つてゐる。翁の企は其の數年前にあつた其の先見の明には今更ながら驚かざるを得ない。

翁は論語を講ずるを最も樂みとしてゐられた。論語は無比絶對の聖經であつて世界第一の善書であるといつてゐられる。翁は時習館出身なれば固より朱子學派であるが世の朱子學派の如く固陋でない。物に常變眞假公私の別あることを辨へて堂々活動主義を執つて立ち人生特有の知能を發達修明して明德に至るを呼び本性の啓發を謀るもの教育學問の功なりといつてゐられる。

翁の教授法は至つて親切丁寧である。眞面目である。間々繰り返しが多いが陣形の堂々たること多く見ない所である。大學の講義を例に引けば第一概見を述べ本書の經書中に於ける位置を明かにし、次に章句に就ては朱子派陽明派古學派等の見解を説き朱子の説の穩當なる所に贊同の意を表し、無理なる所足らぬ

所は己れの見解を以て補足せられた。然して譬を卑近に取つて縦横自在殆んど間然する所がないほどであつた。而も疑問を求めて疑問なければ話すに話されずといつてゐられた。翁が文法に注意深きは萬里派の流れを受けた家學の然らしむる所であつて感服の外はない。

攻 玉 舍 規 則

第一條 本舍ハ國漢ノ二學ヲ以テ本科トシ傍ヲ算術物理等ノ諸科モ研究スベキコト

第二條 忠孝仁義ノ道ヲ守ラザルモノハ入舍ヲ許サザルコト

第三條 生徒タルモノハ互ニ同胞ノ思ヲ爲シ相勸メ相戒メテ勉強スベキコト

第四條 祭祀日並日曜ヲ以テ休日トスルコト

第五條 休日ノ外ハ一切遊戯遊食ヲ禁ズ、飲酒ハ休日ト雖モ祭祀等ノ事故ナキ時ハ固ク禁ズル事
但シ基將棋加留多類ノ如キハ休日ト雖モ舍中ニ於テハ嚴ニ禁ズルコト

第六條 俗歌淫詠戲言ヲ唱フルヲ禁ズ
授業中ハ詩歌軍歌ノ如キモ吟ズルヲ禁ズルコト

第七條 寄宿者ハ夜間ハ一切外出ヲ禁ズ
但シ諸用アリテ外出セザルヲ得ザル時ハ必ズ舍主ニ告申スベキ事

第八條 講讀會席中ハ生徒ノ喫烟並ニ雜誌ヲ堅ク禁ズル事

- 第九條 人ノ妨害ヲナシ或ハ人ヲ誹謗嘲弄シ並ニ喧嘩口論スルヲ固ク禁ズル事
- 第十條 他人ノ器物ハ其許諾ヲ得ザル事故アル時ハ職員ノ認可ヲ受クベキ事
- 第十一條 本舍生徒タル者ハ本舍ノ出入並途中ニ於テ禮式ヲ嚴ニシ且ツ途中言行ヲ慎ムベキ事
- 第十二條 本舍諸事ハ職員會議ノ上決定スルコト
- 第十三條 本舍へ入學スルモノハ束脩トシテ金貳拾錢持參スベキコト
- 第十四條 本舍生徒タル者ハ本舍雜費ノ爲メ毎月金參錢宛ヲ貯蓄スルコト
- 第十五條 本舍生徒ニシテ三日以上出舍セザル時ハ本舍へ必ず届ケ出ヅベキコト
- 第十六條 本舍内外ノ洒掃ハ順番ニ務ムベキ事

右條々違反スル者ハ相當ノ罰則ニ處シ或ハ入舍ヲ許サザル事又品行不正舍主ノ教示ニ從ハザル者ハ退舍ヲ命ズル者也

明治二十八年五月五日

攻 玉 舍

三一、福田東風

福田君東風之墓碑銘

君名東風初稱隈次郎父夏藏有馨君其二男也嘉永五年八月生爲人豁達不拘時流讀書博步諸子百家最究老莊之濫與矣要之君之安心立命之見地者可謂在互古今極六合最高至純而不可易之道矣君少而負笈遊于但馬之

習田先生及豊前之恒藤精齋先生之門研磨不倦業成歸鄉訓育伯父有龍先生之塾徒啓誘激砺皆出於其至誠子莫不服其鈴陶者明治十八年出爲大坂府立中學校之教諭無幾何辭歸鄉里再開家塾號小心館二十八年轉居於福岡更建設立洋學館者經營十年三十九年九月病歿福岡二男一女皆建在也

辱交勳四等

池 松 豐 記 謹撰

佐 世 保

古 賀 政 一 謹書

福田東風君之墓

長谷場致堂書

第三節 志 士

一、松 村 大 成

松村氏、名古文通稱は大成空谷と號す。玉名郡安樂寺村(梅林村内)の人なり。家世々醫を以て業とす。氏は熊木の勤王家富田大鳳の子文山に就いて儒醫を學び兼て槍劍の武技に長せり。年二十九郷に在りて家塾を開き子弟を教授す。氏は常に尊攘の志を抱き必ず爲す所あらんことを欲し。弟永島三平をして諸國を歴遊せしめ自からは京師に上り中山大納言に就いて復古の策を獻す。其の後清川八郎等の肥後に來るや相得て大に喜び眞木保臣平野國臣等と謀り義を京師に唱へむと欲して二子深藏大眞と共に奔走甚だ勗む。勤王論我が藩に盛なる蓋し古文の力與りて多しといはざるべからず。文久三年讎を蒙りて家に閉

居す。慶應三年正月十二日終に歿す行年六十梅林村安樂寺に葬る。

贈四位正位杉村古文

杉村古文通稱は大成空谷と號す肥後玉名郡安樂寺の人なり家世々醫を業とす古文幼にして富田大鳳の子文山の門に入り醫を修め又儒を學ひ兼て槍劍の武技に長す。

年二十九郷に在りて家塾を開く遠近の子弟風を望みて來學りぶ者一時盛なりとなす常に尊攘の志を抱き必ずなす所あらむと欲し弟永鳥秀實をして先づ諸國を歴遊して天下の志士に交らしむ尋て自ら京師に上り中山大納言に就きて復古の策を遊して天下の志士に交らしむ尋て自ら京師に上り中山大納言に就きて復古の策を陳す會々事に遇うて果さず暫く四國に逃れ竊に國に歸るを得たり

後田中河内介清川八郎等の肥後に來るや相得て大に喜び眞木保臣平野國臣小河一敏等と謀り義を京師に唱むへと欲し二子秀實秀眞等と共に盡力甚た勗む勤王論の我藩に興起する蓋古文の力與りて最も多きに居ると謂ふ可し

文久三年親兵京師に會し親征の舉將に行はれむとして時局俄に一變し古文爲に讎を得て家に閉居せしめらる慶應二年十二月偶

天皇崩殂の報を傳聞するや天を仰て流涕し慨然として曰く天下の事已んぬと宿痾急に發し殆と斃れむとして纔に臥床に甦り詩を賦して曰く

一繫罪三歷秋、二逢疾患更堪愁、病惱苦楚難成夢、冤怨悲憤易結憂、尊王大義稍雖達

攘夷功業立無由、縱令命分不如齡、

七生魂魄何以休、

長子秀實をして之を紙に寫さしめ尙一二の文字を改訂せしむる所あり越へて三年正月十二日終に歿す年六十、

古文爲人狀貌魁偉性廉直にして衆を愛す勤王の事起りてより四方の志士熊本に來る者必ず先づ古文の家を訪ふ古文乃ち赤誠を披いて之を待ち又毎に私財を散して志士の運動を資け草莽寒微の徒堪へずして來り投する者あれば直に衣服を與へ金幣を給し好遇至らざるはなかりき維新の後其資産を整理するに癸丑以降國事のために投せしもの正に三萬金に上れりと謂へり嗚呼亦偉ならずや（殉難十六志略傳）

空谷先生碑

君諱古文通稱大成號空谷蒲生氏郷十三世孫六世祖某自武藏來肥後住于玉名郡安樂寺下村家號松村四世祖以降業醫術君自幼勉勵文學藩主屢賞焉天保丙申父安貞老而退隱君乃繼家年二十有九大張其業設家塾育生徒傍講兵學練武技好論古今治亂成敗頗有氣節常慨皇威之不振切歎名分之不明嘉永癸丑墨船入浦賀爾來彌唱尊攘之義遠近多和之者長門人吉田規方與四方有爲之士相連結君之弟有永鳥三平者首應之幹旋盡力君遂授規畫幕府類主和議規方就囚其黨皆潰君憤懣殊甚安政戊午夏入京之際幕吏將縛君乃逃歸蟄于家文久壬戌

西國之志士密扶叡旨將大有所爲君乃上書藩主切論名分大義藩議拒而不容此年冬藩主之弟護美入于京君陪焉與諸藩志士切議國事明春護美歸于國爾後廷議屢變正議多不伸君居常快所陳亦抵藩議遂錮于家慷慨賦一律曰一繫罪網三歷秋二逢疾患更堪愁病惱苦楚難成夢冤悲憤易結憂尊王臺名稍雖達攘夷功業立無由縱令命分不加齡七世生魂何以休一日聞孝明天皇崩驚歎哭啜血數日而沒實慶應三年丁卯春正月十三日也享年六十今茲明治十一年冬令息秀實使余錄其履歷概略余嘗同盡心國事交誼不可辭叨應其請而已乃歌曰

天皇乃神避坐須登聞志與利泣互絕爾之君我玉之緒萬代爾偲婆邪良米也國乃爲盡之之君我丹古々呂波南豊 從六位 小川 一 敏 撰

二、永鳥 三平
贈從四位永鳥秀實

永鳥秀實通稱は三平歸山と號す植村大成の弟なり初近藤淡泉に就て漢學を學び後林先生の門に入て皇曲を修む常に謂く學問の道は神道を以て題目となし漢學を、以て胸臆となし洋學を以て四肢となし我皇威をして八方に光被せしめば尊王攘夷は謂ふに足らずと夙に天下の形勢を洞觀し慨然として曰く在上の人既に恃むに足らず今日の計をなす者須く天下の後髦と大事を謀るにありき藩に請ふて四方に周遊し暫く京師に留りて梅田源次郎の家を主とし有志の士に交る後江戸に下りて鳥山新三郎の家に寓し佐久間修理藤田誠之進安鳥帶刀等と日夜會談し大に規畫する所あり彼の一橋公繼嗣の議の如き實に秀實の發意に基

けりと謂ふ。

後國に歸りて藩讒を蒙り久しく家に禁錮せらる此に於て専ら書を讀み史を講し亦世事に與らざるもの、如し乃ち歌ふて曰く、

このころはさくら一木になれそめて浮世のことをわすれぬるかな。

然れども志士の竊に來訪ふ者あれば、説くに天下の大勢を以てし必ず名分を正し大義を明にするを以て主となす。

人一たび秀實に鞭策を受くるときは、感奮激發自ら手の舞ひ足の踏むをおほわざるに至らざるはなしと謂へり。

文久壬戌以來秀實幽居の中に在りて頗る畫策に力め同癸亥に至り勤王の宿志漸く將に伸ひむとし朝廷の召命亦既に降下す秀實會々病床に在り未だ命を拜するに及はず時局頓に一變して事遂に罷みぬ知者皆惜まざるはなし。

既にして病痾益々加り其の遂に自ら起たざるを知るや家人に謂て曰く吾死するの後當に我が遺骸を焚燬せよ必ず一塊物の嚴然として消盡せざる者あらむ、是れ我が赤心なり奉して以て祭る可し若其の一物なくんば吾は則ち不忠の人なり棄て、以て祀ること勿れと時に慶應元年八月二十八日行年四十有二秀實爲人後英齡達幼にして自ら謂ふ男子生れて英名を天下に揚ぐる能はずんば寧ろ街巷の中に磔せられ

むのみと長するに及んで最も智略に富み其指畫する所未た曾て人意の表に出でざるはなし深く豊大閣の雄略を欽慕し夙に宮部丈左衛門に就て山鹿氏の兵法を修め旁ら劍槍の術を學び研磨勵精皆其精妙を究む曾て江戸に在るや、佐久間吉田の獄起り同志の徒多く連坐せられむとす衆頻りに幕吏に對する辨語を講す秀實獨り胸を撫して曰く我が頼む所は唯此の二物のみ吏來らば直に之を刺して此の方魯西亞に走り海外各州を遊歴し他日大義を中原に唱へ以て天下を掃蕩する所あらむと乃ち其の佩ふる所の刀を解き轟木寛胤に與へて曰く是れ我家累世の寶刀なり子幸に之を家郷に達せよと平然自若毫も意に介せざるものゝ如しと謂ふ嗚呼此の一事以てよく其の人となりを知るに足らむ、

(殉難十六志士略傳)

三、松村秀實

變夷渡來以降

宮武之御間及縫候次第草莽之身に御座候而も乍恐竊の憂歎之限に奉存上候抑方今之形勢は閏八月十五日被仰出候勅書同月同日被仰出候

上意八月七日刑部卿様方より廣橋一位様方への御書且又長州様

元朝江の御上書表同書御感悅被仰下候御書の趣様竊に奉拜見候得者日に増御異議差積り官武の御間御同議様と申候議は毫も不被爲存大歎息の至に奉存上候根之

官武御異議は開鎖の二字に御座候而鎖國者則元朝の御趣意に而誠に御難有叙慮の御座候乍恐於御國は

偽説に不被爲遊御斷然 叙慮之趣を以て

幕府の御諫争被爲遊候様御座候偏に奉存上候是迄開鎖之二議に無之御國議孰れに御論定被遊居候も不奉拜承候得共いづれ一定の御國是は疾より可被爲在奉存上候若開國之御議に御座候は元朝之御諫

可被遊鎖國の御議に御座候者幕府之御諫可被遊今暫く交通に而歸する處拒絶の御議に御座候者

元朝幕府御雙方如何にと願不被爲遊候而も東西に之御忠節被爲之間鋪奉存上候間定而不月太守様御出駕可被遊願奉察上候若其御議不被爲遊候

御連枝様の御内に而も御名代御周旋可被遊願奉察上居候處是迄何之御模様も不奉願拜承候に付乍恐日

夜案勞之次第に御座候惣躰太平の御世に而諸上意を御待被遊候而可然奉存上候得共如當時

皇國內外之患難燒眉の急に當り

元朝幕府之御命令而已御待被遊候様に而忠實至當の御豊力と有難被申上願奉存候當令

京師表の風評而御座候得ば閏八月十五日暫御猶豫之

勅 詔 曰

叙慮之御本意不爲在速赫怒をも可被爲發御 に御座候處堂上方内沈深謀慮被爲在候御方暫く御取成しに相成候故已事を不得 御考察遊候御事々由に御座候右に付列藩開鎖多説の内御主張に而御盡力可被遊候御方者速に京都江戸の間に御出入御周旋無候而大切の機會を失間意外之大變動起り候も難周章狼狽不知

所歸様にも至候者國の存亡無覺束奉存候間御國様如き御大藩別而一瞬速御出駕被遊御國家の被爲替候而誠精粉骨之御周旋被遊候儀至當御急務願奉存上候乍恐願御前を
叡慮之趣に被爲抽

御丹誠爲御國家被遊御忠節候様偏に奉懇願候草莽之微臣分外之儀を以て屢奉黷尊 候次第深奉恐入候
得共憂念至難點止奉言上候

文久二戌年九月

松 村 榮 藏
以 上
武 秀 花 押

住江甚兵衛殿宅に於爲て御書附拜見被仰付候付奉得其意御請之次第左に奉言上候

一癸丑年墨夷東港子渡來仕候砌幕府之諸有司利害之見に泥して上は

神君以來の大典を失し下は蒼生の情に違ひしより恐多も大樹公をして其職掌に堪わざらしむるに至申候是以攘夷之詔被仰下候得共利害之見自若姑息の情も亦少からず終に有司の私より出て仮條約に及び大樹公をして殆んど御違勅の名を蒙り是より世上騷擾に至り悲憤の土勃興仕守位謹常不忠之通と云經文の意に因て其弊往々櫻田等の變と相成申候雖然猶未だ利害の見を免れざるのみならず安藤侯の如きは増々醜夷と馴れ勢の不可止こととは乍申日本の號を新アメリカと改め書て墨夷に投せられし由承之申候者は激發に不堪上元の變生し墨夷亦赤羽根にて殺され且又東禪寺の騷動も出來仕申候由此變無之

者八多は不知事にて安藤侯は此の故にや別紙の通被仰付堀織部正様は別紙の通諫死に相成此外今上を卸し奉んどの計らひにて塙二郎等に命じて御讓位の例にひそかに調べさせられ候由依之二郎は暗殺せられ安藤侯同服の諸司代酒井侯は

仙洞御所の造營も密に手配り且又攘夷の聖旨依不被爲動少將局御門局等と謀て恐多も不可言儀を企て候由之處天哉々々此故にや酒井侯少將局右衛門局等は別紙の通被仰付申候

主上此由を疾く知らせ玉ひ其危急は免れさせ玉ひしか共毒蛇腋下にありて日夜片時も宸襟を息め玉ふ事不被爲能是迄寛仁大度古今無例の

聖主に渡らせ玉ひしが共患害尺寸の間に差迫り申候ては寔に不被爲得止内にしては姦邪の臣外にしては蠻夷を壞玉はんどの

叡慮愈々一層切つに起し玉ふ其の移り艸莽までも竊奉傳承既に一昨年同志中建白艸案の儘差上申候通に御座候右之外事々件々癸丑以降の變亂は舉て不可盡事に付格別之儀のみ申上候事に御座候是等之事件匹夫匹婦と雖共小義に被繫豈可不盡宛力手是以初發惡左右傳承仕候付斷然意を變し艸莽之士を募義舉を起し

關下の逆黨を退んと變心仕幸戊午年當りより脱藩して私方に寄食仕居候筑前平野二郎と申合せ久留米水田に十年來塾居仕居候眞木和泉守列を募申候て夫より一人入

薩の志にて薩境に赴き申候處關門嚴にして入事不能御國境より檄を薩と村田新八列へ遣し申候處不斗當所に於て長州堀真五郎に出會仕申候處右長正も同く薩の同志を募んため參居申候由にて己に薩州の儀は和泉殿惣帥にて乗出しに相成申候由承候間檄の報書を不待竹田へ赴き修理太夫様御一門土佐殿へ謁し義徒を促し夫より歸宅懸熊本に立寄申候處同志中建言の稜御採用被仰付且又大守様御歸國被 遊候迄鎮靜仕候様 御連枝様より厚き御諭被

仰出候付輕擧の志しを變し國を以義を唱んとの論に變心仕日夜忘寢食此事父母之側に起臥仕候事僅に六十日斗にて是より往き田中河内介方の書狀到來後義擧の志に御座候得共勿論單身の私且又微力にて何分其事を可得様も無御座候間兼て師父と倚賴仕居申候宮部鼎藏へ參談論仕候處鼎藏義論は初發より國をあげて義を唱ふるの論私之切迫燒眉之時勢欲全敗端の至る所不如輕擧して腋下の龍蛇を殲んこと終に内外相應るの論に歸して互に盡力仕候勿論御國を毛頭疎略に奉存上候心底は無御座候得共時勢の急に依て大義に闕候儀は無之事と覺悟仕たる儀に御座候處前條申上候通厚き思食の筋も被爲存且又浦賀御交代の御人數片手御引上も被仰出候程御時勢にて彼是思召之旨奉感銘何分御國を脱し輕擧仕候儀深く中心に不奉安情にて斷然國を以て義を唱ふるの論に決心仕申候付御屋敷へ數度奉蒞々言候次第に御座候前文件々申上候事共且又一昨年來數々奉言候事共全

く事實と心得申候付只管

御國家の御ためと存込前後を不觀時勢至當の微忠を奉盡度所存より過激に及び

御主意に戻り御手障に相成申候段寒膽之次第重疊深奉恐入候

一諸藩の事情等實形實勢實情を奉言上たる心得に御座候處相違儀多御座候段は何共重疊深奉恐入候

一幕府々の 御忠節は則

天朝々の忠節に付臣民御注意を奉じ候様との御主旨難有奉敬承候

一攘夷詔下り申候てより以來攘夷の志厚き者は貴賤の無差別忠義の者と信向仕居申候間長洲之議攘夷に

凝候以來は忠義の國と信向仕居申候併長防の士其外諸方の亡命士於闕下暴擧仕候姿は逆罪難遁奉存候

一長州信用の族も悔悟可有之との悔悟の二字 御文意の所在考附無御座候

一御注意不奉敬服心は是迄毛頭無御座候得共義理之研究識見の違より前文奉恐入候様々儀出來仕候付向
后尙以義理の研究厚相心得可申覺悟に御座候

文治元年子十月

松村深藏判

今也西陲變起禍不測にありて亦曩日の比にあらす急に之れが計をなさんは生民の塗炭神州の禍害實に焉より大なる無し臣之を熊本縣士小橋元雄に聞くに東肥の情を語りて甚た悉せり曰く本月七日熊本を發するに當縣の壯年は既に兵を礪て以て賊の擧動を窺ふの姿あり其意蓋し不慮を戒め人臣の義務を盡すにあ

りて敢て暴舉をなすにあらざると雖も或は名を作り義を飾り之を扇動する者あらば少壯客氣の徒雷同附和の勢なきを保つ能はず且其の臺兵の如きも昨冬の傷痕未だ全く癒へず將卒多少の欠乏ありて解散の色なきに非ずと若し一日之を緩ふせば東肥は即ち皇家の有に非ず東肥既に崩れば九州は皇家の有に非ず九州既ち塞らば天下の形勢未だ遽かに計り易からず幸にして出帥功あるも戮殺數萬に上らずんば事平かす是臣等が寒心憂慮自ら黙する能はざる所なり因て聊か管見を具して左右に陳す請ふ幸に賢察を玉へ夫れ義を見て進み不義を見て退くは古今の通誼にして天下誰か賊名を負ひ不義に陥り非命に斃るゝを甘んずる者あらんや然れ共上意通せず下情達せざる時は激して以て刺衝を違ふし自ら省みるに暇あらず途に不義の名を冒して不忠の途に陥る是れ偏に止むを得ざるの窮計にして亦自然の情形深く異むに足らず近歲不平の徒は比々皆是なり其跡實に容るす可からざるも其衷情亦憫諒すべきものある時は則政府も亦措置を失するの責を免れざるものに似たり是を以て務て下情を酌み勉て人和を保し言路調開の實跡を見はして其の抑鬱を伸べしめずんば激衝刺撃の根決して過減す可からざるなり且つ亦政府の常弊たる動もすれば壓抑自專の舉あるを免れず是を以て上下否塞し朝野隔絶なり易し若し其れ斯に鑒みず獨り自ら智として顧みざる時は總べて燼するも總て燃へ騒亂止まず紛擾収まらず西邦諸州の覆轍を縮む事眼前にありて眉を煖き額を爛す又將に違あらざらんとす豈唯た富強の遂けす國威の廢頹する而已ならんや是蓋し明日後とて善くするの論にして今日救急の策は斯に一あり曰く何おか救急の策と謂ふ曰く熊本縣士を襄

括包羅し却て之を驅て賊の刺激を禦がしむ是なり夫れ東肥の國たる人衆の多き士氣の勇銳なる城櫓の壯堅なる米糧の富優なる亦天下の知る所餘國の望んで向背をとする所若し一度激破して賊と合せば九國は忽ち風靡して天下の人心之れがために震動せん然り而して其の熊本縣士を包羅撫定すること亦他人の得て能くする所に非ず仰き冀くは此の任を以て舊熊本藩知事細川氏に命し暫く之れに假すに少將以上の權を以てし猶二三の謀臣を撰んで之を贊助せしめ速かに東肥に下て成敗順逆を以て士族に説諭せしめば東肥は必ず他虞無けん東肥既に虞無くんば九州おそるに足らず於是乎嚴然として師を進んで賊窟に臨まば智者ありと雖も之を如何ともすること能はず一鼓して事乃ち成し而後意を響きの所謂後を善くするの論に用ひ其の情義を察して務て玉石を淘汰し益々國本を培養せば神人共に和し威德益輝て國家の危殆救ふ可きに庶幾からん臣聞之權謀なき者は共に事を謀るに足ると請裁省覽

明治十年二月

熊本縣士族當時京都裁判所
大津支廳長一級判事補

松 村 秀 實

大政大臣三條公殿下

我等不徳にして戸主の地を占め家政をさる殆五十年就中徳義を重んじ財を重んじ日夜孜々するも二つ乍ら意に満たず其財産の如きは幸にして祖先の承繼を全ふせしも吾が産のたす處のもの未だ不足を覺ふ途に老年の今日に至るも内外和樂を極めず財も亦子孫をして飽かしむるに足らざるは共に遺憾なりとす夫れ將來を稽るに家に家法あり戸主のなす所に放任せば暗主の世に至りて忽没落し祖先の祭祀を欠き世斗

に若し子孫祖先の恩に浴するを得ざるもの比々是あり豈謹み戒めざらむや故に吾等教令書を造り將に後世に承て繼かしめんとす茲に往事を回顧すれば一朝道に戻るものあれば其改良を望んでは忽ち之れに膺り之を遠さげしを得せしめ身を屈せしめたるものあり蓋是我不徳と汝等の善良を欠くことに出つ然れども此の改革に臨んでは我等と汝等と共に百般を新たにし和樂して家業を勤め祖先に報ひ子孫の計をなさざるを得ず故に昔日の事は大小に論なく總而不問に置俱に心志を同じ今日生出したるもの、如く初めて祖父母たり父子孫たり兄弟たり夫婦たり叔姪たるものとなし新に道を踏み新たに事を始め中興の業をなさんとす各其身の位地及進退等の細目は我等指示する處あるべし請ふ宜く徳義を勵し各其分をつくし和樂して家業を起し祖先の恩に報ん事を

熊本縣肥後國玉名郡下村住

士族

松村 秀實

通稱 深藏

天保八丁酉年十月十日生

明治三庚午年六月十七日

一軍監申付之事

但月給三十圓下賜

兵部省

同年六月二十日

一監督司準十等出仕申付之事

民部省

同年八月

一準十等出仕申付之事

民部省

同年八月二十日

一下總國牧之境界分間取調ため御用出張申付之事

民部省

同年十二月二十日

一甲府縣出仕申付事

民部省

明治四年二月十三日

一任少參事

甲府縣

同年三月十七日

一免少參事

甲府縣

同年全月全日

一廣澤參議暗殺無地國事犯 御不審に付禁獄申付事

白川縣

明治五年八月

一無罪放免

全

明治六年一月二十日

一十等出仕申付事

大 藏 省

同年六月三日

一此條縣下人民暴動に付出張申付事

同

同年六月三十日

一北條縣九等出仕申付事

同

同年九月八日

一任北條縣權大屬

北 條 縣

同年十二月四日

一任北條縣大屬

同

明治七年五月廿七日

一廳務多端之際一層勉勵候に付御手當金七圓下賜候事

同

明治八年六月

一通航事件に付岡山縣へ出張申付事

同

明治八年七月

一司法省へ出頭可致事

同

同年八月五日

一補司法省八等出仕

司 法 省

同年九月十九日

一東京上等裁判所詰申付事

同

同年十二月三日

一大島五等判事隨行神奈川、足柄、山梨、新潟四裁判所兼静岡、濱杉、愛知、岐阜、筑摩、長野六縣巡廻申付事

同

同年十二月四日

一任一級判事補

同

明治九年五月一日

一鶴岡裁判所所在勤申付事

同

同年八月三十日

一歸京申付事

同

同年九月

一京都裁判所所在勤申付事

同

同年十一月

一大津支應詰を以て京都裁判所長代理申付事

同

明治十年四月

一西國臨時出張申付事

同

同年四月

一久留米出張申付事

九州臨時裁判所

同年四月

一小畑判事熊本出張に付隨行申付事

同

同年六月

一補司法省八等出仕

司法省

同年七月

一鹿兒島出張九州臨時裁判所へ出張申付事 在長崎九州臨時裁判所

同年八月五日

一九州臨時裁判所へ出張盡力候深く苦勞被思召候依て爲御手當慰勞酒肴下賜候段宮内省より被御達條此旨相達候事

河野幹事

同年十一月二日

一九州臨時裁判所御用係差免事

全

同年十一月六日

一、京都裁判所所在勤申付候事

司法省

同年十一月六日

一、任判事補 月俸四十五圓下賜之事

同

明治十一年二月六日

一任判事

大政官

年俸六百圓下賜之事

同年二月六日

一京都裁判所所在勤仰付事

司法省

同年四月十六日

一京都裁判所宮津支應詰を以て所長代理旨仰付事

同

同年四月二十七日

一九州地方騷擾の際盡力付賞百廿圓下賜候事

大政大臣

同年六月二十六日

一兼宮津區裁判所長旨仰付事

司 法 省

同十年八月廿五日

一京都裁判所結仰付事

司 法 省

明治十三年一月十五日

一叙正八位

大 政 官

同年三月九日

一職務勉勵候に付慰勞として金五十五圓下賜事

司 法 省

同年六月十二日

一自今年俸七百八十圓下賜の事

大 政 官

同年七月十三日

一叙從七位

同

明治十四年十月十五日

一彦根始審裁判所長を命候事

司 法 省

一明治十六年一月十日第二號布告にて彦根始審裁判所は大津始審裁判所彦根支廳と改稱相成候付彦

根支廳長と心得べき旨明治十六年一月十二日司法省職第二九號にて達相成

明治十六年八月廿七日

一自今年俸九百六十圓下賜之事

大 政 官

明治十七年二月廿一日

一叙正七位

同

明治十七年十二月廿三日

一大坂控訴裁判所詰を命候事

司 法 大 臣

明治十九年五月廿四日

一大坂始審裁判所詰を命ず

全

明治十九年五月廿八日

一當分大阪控訴院評定官代理仰付事

大 阪 控 訴 院

明治十九年七月十日

一任始審裁判所判事

内 閣

明治十九年七月十日

一叙奏任官四等

全

明治十九年七月十三日
一鹿兒島始審裁判所大島支廳詰を命ず
明治十九年十二月廿七日
一中級俸下賜

司 法 大 臣

司 法 省

引 取 書

有吉將監殿家來内手永安樂寺村居住

醫師松村大成倅

松 村 深 藏

右者諸國藩士浮浪之徒多交内に者田中河内介與申者爲致止宿且又清川八郎列數人數日之間留置其末猥
に致上京處々周旋をも致候趣に相聞御不審之旨に而當二月十二日御呼出より被召籠置遂御吟味候處申
出左之通

右深藏儀幼年之砌より 王朝之事杯父大成より承り別而尊崇深候處近年時情切迫に付而者諸國之有志浮
浪体之者御國に罷越候儀者頻々之事に而父大成儀右體之者猶更學者醫者等に至迄相訪申候得者不悅止宿
をも爲致候に付右體之旅人多私宅へ立寄居申候處萬延元年正月中山大納言様諸太夫の由田中河内介與申
者私宅へ罷越申候間京都之模様等承申候得共其節迄者爲差儀も不申聞只京都之儀を至而高大に誇り候迄
に有之候間大成より大納言様へ持合候短刀を差上度存念に候處左様之儀執斗吳候而可宜敷哉相尋候厚き

に付執斗可遣段申候間相頼申候位之事に而致出立跡達而九州一体の模様爲見繕參者に而可有之與許し
申たる事に御候座處同年十二月奥州浪人清川八郎江戶浪人安積五郎薩州浪人井牟田尙平と申者共罷越八
郎尙平兩人者合羽を着し長脇差一刀に而先つは町人風情に相見關東之者之由申聞筆道修業のため諸國致
漫遊候段申候間大成相悅座敷に通關東者何方之者に而候哉相尋申候處關東者邊鄙之者に而是より長崎
之様に筆道修業旁罷越候段申候間是迄諸國打廻候道程等算承候得者多致齟齬至而疑敷存居候處暫相後
れ安積五郎は痛足にて乗物にのり合羽を着し首に珠數をかけ持參の町人も少も不違風躰に而罷越一所に
相集候間唐紙杯出し仰一筆致所望度段申候處各詩歌を認遣候處詩歌之内孰も慷慨之氣象を合居候間定
而只有には有之間敷と存候得共其夜者酒給合候迄に而相體翌日者早朝より四方山之嘶致し夷人之事に相
成長崎之様に參候由に而同所之様子杯相尋候間大成より同所者不案内之段相答近年醜夷致繁昌候次第等
相嘲候嘶仕候處夫より江戶横濱京都等之論に移り八郎より當此時文王は待而起候者非真大夫楠正成之
待

勅令而被出候も遅く唐之顔真郷乎或者菊池武時之處分に出不申候而者真之大丈夫に而者無之抔申聞互慷
慨嘶に而日暮致し其翌日に到り三人何か私語に居候處不圖前文河内介添狀を差出候間相驚致披見候處右
之人者當世有志之有に而態々九州に罷下候間越候者無伏臘相嘶委細之儀者直與承吳候様認有之候間夫よ
り互に打解嘶合候處八郎列より關東之形勢切迫之次第者安藤對馬守様井伊候之志被繼夷人御親甚敷御殿

山彼等館地に御貸渡に相成候而已ならず寵愛之妾を夷人に被差遣以後幕府之御政事にも力を添吳候様御頼に相成可恐者和學者塙次郎と申者に命し廢帝之例を彼爲撰候事有之候依之堀織部正様諫書被奉切腹に相成候程之事に而又於京都者以前關東攘夷之儀被仰越候處御請不被爲出來旨に付再勅旨可致差遣筈而三條様を高御座之御前被爲召御再勅之儀被仰付候處勅命之下に御草稿等之御文面致出來是再度之勅詔に而別段御文章相出來人々奉感稱候程に有之候處其御京都所司代酒井若狹守様御承知に相成町御御奉行何某様と御申談に而右之通力量有之御方朝廷之上被爲居候而後道幕府之御爲不宜敷との旨而手段を以て毒殺に相成其外久我様岩倉様千草様右門内侍少將局等御答有之候様罷成候者主上を奉害候企有之候杯委細相漸進而雅陽宮様より令旨を被差下筈に付諸國有志之面々來春花時闕下に馳集主上倒懸之御災を奉救奸吏を致誅戮候企之趣等委細相漸問父子共に大いに致驚愕當時之形勢左様迄切迫に可相之とは存申候處方今聖天子被爲居候而社未だ醜夷之爲に被穢不申候に而重疊不相濟儀と存込申候是父子其尤興起憤激仕候始に而其後井牟田尙平並に久留米浪人平野次郎與申者右次郎儀者始長州之者に而藤井五兵衛と申者と僞痲疾相煩候に付療治相頼度段申聞候間致療治遣し夫より心安相成追而實を明にし申候間長々塾中に留置追々路用等差遣諸國探索等に差遣候様之儀も有之候處久留米水天宮社司眞木和泉守と申者右次郎に薩州大隅守様と差出候献自ら相願申候間献白持薩州の罷越候筈之處此節尙平儀は中山様より薩州二玉三平與申者へ御書被遣候筈に而右御書を致參居候間兩人共に右書附を深藏爲見幸兩人同道薩州へ罷越候申談に及

び致出立八郎儀者阿蘇大宮司へ用事有之罷越五郎一人居殘同人儀者至而靜成人物に而隱居與名附置申候由却說深藏儀其比迄者八郎列申出之趣伯父に而相果候永鳥三平にも未だ相漸不申候共先宮部鼎藏へ爲相知可申與同人方へ罷越右申出之趣委細相漸候度鼎藏儀一向相信不申夫者壯年之者之悅候處に而彼等浮浪輩輕舉妄動説足信不申段申聞差而打合候氣色も無之候間左候者何様にも不客易事柄申出候事に付一應深藏宅迄罷越直與漸之趣承候者見込之趣も可有之段申聞候處參候而者見可申之致返答候位に付吳尙勘置罷歸相待居申候得共參不申漸八郎阿蘇より罷歸候比罷越同人與種々致論談候得共合兼八郎より者鼎藏儀者議論多而實用に立兼候段申聞鼎藏よりは八郎へ輕舉妄動之説と互に相謗り鼎藏者其儘罷歸當時致奔亡候川上彦齊儀者前文尙平次郎列薩州へ參懸同人方へ立寄候由に而様子爲聞繕候私宅へ罷越八郎へ致面會段々話合候處初發者八郎より彦齊を相疑居候模様見受申候得共追而者深く致信用居候由に御座候其後尙平列自薩州罷歸意氣揚々たる氣色に而何か一物有之跡に而有之候間次郎へ内々薩州之様子承候處兩人薩へ罷越候節二つに分れ境より入込候處兩人共被召捕鹿兒島之様に送附小松帶刀與申者方奥坐敷に押込置候間兼而知音の大久保市藏より使り素懷之趣相漸候處同人持參之献白書も取次大隅守様へ差上様子も一々入御問聽候由之處預御感官仰付之金子各拾兩定爲路用御内々より致拜領存外之首尾に而罷歸候段相漸金子爲見申候處次郎者右之内少々道捨尙平者對之儘致所持全く官命相用有之一体同國之様子者官武之情實悉相分居不日に大舉に而可有之哉之趣に而深意篤斗打明相漸不申模様有之八郎列夫迄者歸京之儀急

候體に無之候處頻々差急致出之候間其歸懸伯父三平方に可致同道段兼而致約束置申候間同人宅之様に連越申候處鼎藏十郎武兵衛列其外大勢相集居三平儀者初而之面會に而彼是論談仕候處雙方説合兼其儘激論に相成八郎列立腹之躰に而肥後之論者議論多而實用に相立不申段申坐を蹴立致出立今京町旅宿之様參申候間彦齋深藏列付添參於途中年長之者共議論者因循之様に可承候得共議論多者國風に而此切迫之時世に相當誰乎坐視傍觀可仕哉追而者致憤興候に相違有之間舖於彦齋深藏者重疊同意に候間來春花之時必ず闕下に馳參可申段申向相別翌日猶又暇乞にも罷越申候事に而右者伯父三平始鼎藏武兵衛等八郎列致信用不申儀者見込達與存存且者肥後に無人と申さぬ斗之口振に付旁前段之通申向置候同夕三平方に罷越申候處右八郎列嘶之趣一圖に信用者難致候得共不容易事柄に付聞捨に者難致置其根源を相探可申與之申談仕鼎藏致上京候間深藏も致同道登京仕候様申聞候間因り望處に御座候間直に鼎藏を深藏宅之様に連越父大成へ右之趣嘶聞候處一議にも不及致同意一刻も差急罷登不申候者事機に後れ可申京都迄無頼に而罷越候儀者不相濟次第與心付候得共不容易事柄を前に當候若事實相違無之候者追而其罪を購可申與申談文久三年正月四日此御許致出立同十六日京着仕直に河内介宅に罷越候處致面會此節兩人不斗致上京候儀者八郎列國之元罷越相嘶候儀に付篤斗事實之處承度存態々致上京候段申聞候處何も八郎列出之通少も相違無之段致返答候間令旨之事者如何可有之哉與相尋申候處其儀者追而相嘶可申聞候間八郎列者舊臘廿二日差急國許致出立候處未だ罷登不申候哉相尋申候處最早此御許に致上着候得共近日者脇方様に罷越居候段申

聞候夫より色々世上之談に移り深藏列憤發之氣色を見受故歎の唯今八郎列罷歸候段申聞同人二階より下參候間實者致仕宿居候得共深藏列心底見届候上に而引合爲申與相察夫より關東京都之時情切迫之嘶等致し互に激憤を起し候迄に而相休翌日鼎藏者河内介同道其邊迄參候段申聞致外出深藏一人居殘居其節者定而雅陽宮様へ爲致同道に而可有之喫相察夕刻罷歸夫より酒宴と相成河内介者酒徒に而頻に泥醉居候處俄に中山中將様御入之由申來候間河内介嫡子取召出候段被仰出候間難有仕合奉存兩人一同に御前に罷出候處時情聞一旦御前を下り居り候處河内介より御杯を被下候間其用意致候様申聞右河内介より取調候分も支不申候得共邂逅之儀に付酒肴之儀者兩人より相調差出候様申聞候間俄に其手配致し河内介を頼み差上中將様へ者二階へ被爲入候處御同席に而給候儀者致遠慮候様申聞候間一旦御前へ出御流致頂戴二階下之様に持下相給丁度五時過迄御滯座に而御歸殿に相成其後中山大納言様よりも被召出旨河内介より申聞候間是亦難有仕合奉存同人同道兩人共罷出候處御前へ被召出始に醜夷之猖獗互に切齒之至喫と被仰聞畢而御同方様へ御國武永喜右衛門作之鏃壹腰深藏より奉獻置候處其御會釋共被仰聞次に第二方様之御事佐渡殿之事監物殿之事御尋に相成候間夫々御返答出來兼候間城下より五六里相隔候山里に居申候段申上候處其後者何之御尋も無之候間御禮申上退殿仕候事に御座候右體難有事迄に而暫滯京隙取申候處令旨之儀者如何に而有之候哉河内介へ相尋申候得者右者無官之者取扱候御品柄に無之依而九州表之儀者河内介追付持下候段申聞候間左候者一刻も罷下其趣同志中へ爲相知可申喫其外之儀者諸事河内介鼎藏へ嘶合中山中

將様よりの御直書鼎藏致頂戴同月廿三日京都致發足自大阪者鼎藏と相別れ同人者長州筑前又久留米等罷越深藏儀者岡之様に罷越孰も京都之様子爲相知罷歸可申と申談致出帆二月十日與覺岡之様に致參着先小郷彌右衛門へ逢委細之様子相晰可申與立寄申候處同人者留守に而嫡子小郷六郎右衛門に致面會候處同志之由に而同藩中川傳次郎野滿甚四郎赤座彌太郎矢野甚三郎と申者致集會京都之様子承候間河内介様子等委細相晰翌日同所致出之候筈之處御一門之由中川土佐と申者方より參吳候様頼參申候間歸郷急候に付逢候事者好不申候得共強而頼候に付無致方中川傳次郎者同性之由に而同人並に小郷六郎左衛門同道に而罷越候處廣瀬健吉と申者參居同所に而も京都之時情委敷相晰翌十一日彼地致發足候處途中迄小郷赤坐廣瀬中川傳次郎父子送來同十四日熊本へ着致し申候得者鼎藏儀者海上之都合宜敷四五日以前に着致し延引之次第一統より被差咎爲申事に而其後は多出府仕居京都之時情又者同志中申談等相替候儀有之候得者罷歸父大成へ致注進住江甚兵衛方魚住源次兵衛方隻方に懸致逗留獻白草案等申談其外何事に不限申談等有之節者毎も末席に連り申候得共年是不申候得者年長之者之申談に任せ居候迄に御座候處良之助様御出京被爲蒙仰候旨に而父大成儀御供被仰付候に付深藏儀者父看病奉願罷登申候大成儀其比より見識打替最早我々周旋盡力之所及に無之と申候而一切堂上方へ罷出不申他所人の應接も不仕偏に公邊之御運用に奉依頼被仰付置候差紙療治迄仕居深藏へも右之次第重疊申付置候間他藩知音之者も段々參居申候得共一切面會不仕父へ付添罷在爲申儀に御座候處薩州大隅守様わ者勅使大原三位様御同道に而關東へ御下に相成其節

より關東に而勅使御送迎之御格等御改に相成攘夷之叡慮御遵奉有之一橋様御後見職被仰付井伊候御執權之節御咎被仰付候御方々御免に相成追付被爲絶候御上洛も可被爲仕御模様奉承知甚以致太慶平生之念願相整此處より攘夷御運相付年來之叡念も御徹底之瑤に可被爲至與父子相悅居申候内良之助様御歸國之御供被仰付父子一同御供に而罷歸申候處無程深藏儀者親兵に被召に被召仕被差登候に付前文謹心之儀父より深相戒置申候間罷登申候而も何之周旋も不仕一躰不遇に而罷在申候處八月十八日變動差起委細者十郎御引取書之通に而三條様御供申上何之思慮も無之右往左往之體に而方廣寺迄罷越同所に而三條様へ御別申上引取御守衛所へ立歸候事に御座候其後親兵一同被差下候旨に而一同御國許へ下着仕候儀に而畢竟前文之通幼少より尊王攘夷之嘶耳底に馴年長するに隨ひ何時となく致興起近年時情切迫に相成候に付而者諸國之藩士に始激烈浮浪者共追々深藏宅へ罷越候得者父大成殊之外悅留置切迫之嘶を承候共者彌以切實に罷成醜夷之神國を穢候儀を深く憤何卒攘夷之叡念致徹底上下塗炭之苦之苦は免候様有之度土台陪臣之身分特に薄才に而後世に名を殘候事切者存懸も無之併先是水戸長州を始攘夷邊之事に付王事に致勤勞身命を抛ち候者之後にも附可申與存八郎列申出し致憤激闕下に事起候者願捨に馳登一分盡可申相と盟第一文引取書之通戊午之年以來之勅諭眞之勅諭と奉存居申候處八月十八日變動以前之勅諭者僞勅に而右以後之勅諭眞之勅諭之旨御布告之趣只今奉持拜聽候得者叡慮者初より公武御一和之攘夷に被爲在候得者上之御趣意も御同様被爲在候處勅諭之眞僞も不相辨公武御一和之御主意に戻り越等忘分猥に上京をも致し同

意献白草案等之御手障之筋をも引起候而已ならず追而者親兵に差出被置候身分禁闕を後に致し方廣寺迄罷越候次第重疊奉恐入候段申出候此段御達仕候事

慶應二年十二月

本行

尊王攘夷一件御吟味に申上候趣御引取書被成御讀聞奉承知少相違無御座判形仕候 以上

慶應二年七月

松村深藏判

松村秀實之碑

通稱深藏號飛天

松村秀實先生は贈正四位大成翁の長子なり幼にして穎悟好んで文武を講修し夙に庭訓を奉じて尊王之志あり清川八郎等の來て義を九州に唱ふるや先生奮起大に勤むる所あり遂に宮部氏に従つて京情を探り藩議勤王に決し長岡公上京せらるゝに従ふ尋て親兵に選ばれ大和御幸の供奉に加へられ八月の變に會ひ終に行はれず先生慨然會桑を伐て社鼠を驅るの議を建るれ共用ひられず既に藩に歸るや捕はれて獄に下り大政復古稍く赦さる乃藩命を奉して隣藩を巡察し又海岸を檢按す會々天金の賜あり親兵中の勤勞を賞せられ爾來諸職をへて判事に任し從六位勤六等に叙せられ其訟をさくや情を盡し義に斷す民服せざるはなし在職十四年長崎に於て歿す行年五十四實に明治二十三年四月二十二日也配富田氏三子をあぐ

先生爲人外温内蒙忠孝天性に出て最も國体を重し君父を敬し片言隻行も忠愛の念より發すかつて大書して曰く神之所賦與者不可敢動雖異國之典隨命之原可深稽と斯語能く先生の修養を窺ふに足る宜哉幕治の末に當り卒先大義を唱へ永く勤王の英名を千載に留むる

大正九年四月二十二日

後進 石原醜男 謹識

後進 菊地直人 謹書

口達

別紙之通り可申入旨從中將殿被仰聞候御歸國之上早速御同志之人御披露可有之候尤來二月中旬拙者共當地發駕奉令旨致下向候間萬期其時候 以上

正月廿三日

田中河内介

宮部鼎藏殿

蒲生太郎殿

宮部鼎藏

蒲生太郎

今度右之者共上京之趣意亦心之程感入候報國之企此時 可有之候間速に歸國同心相結愈義舉決斷可有之

且其許下向可相待様兩人之者共可申含置候事

正月廿二日

羽林 中 郎 將 在判

臥 龍 先 生 へ

筆簡被技辱奉拜讀候先以御揮家益々清安被成御揃候條彌重至に奉賀候今般御賢息並に宮部氏御差登し御赤心之程實に感入候此上彌以御同志御募報國之義旗押立御上落之結肝要に存候委細之義は御兩人之三寸に相托し候御答得貴意度無程御地へ下向期拜面申候謹言

正月廿三日

田 中 河 内 介

綏 花 押

蒲 生 清 藏 殿

二 白

青寒強相承爲天下御自愛奉祈候乍憚御滿堂宜御鶴聲希入候以上

松村秀實之履歷書

秀實舊名深藏肥後國玉名郡下村住松村古文の長男なり

天保八丁酉年生れ六歳にして入學文藝を好まず十歳にして武技を學ぶ稍才あり嘉永辛亥春二月(年十三五ヶ月)江戸にて騎馬鐵砲の技ありと聞き之を學んとす父之を許さず古文恒に論曰天下治平なりと雖も

禍乱甚遠からず難に臨み王事に殉るは男子の任なりと秀實毎聞に感奮武技を鍊る而其父事は倦意屢父のために譴責せらる六年癸丑二月(年十五ヶ月)志初て立て文武を熊本の諸家に學ぶ夏七月米國へルリ浦賀に來泊し長者攘夷を説くの日自ら伎倆の用ふるに足らざるを慙悔し日夜刺股繩頸苦學備に嘗む安政五戊午歲父國事に奔走するために家事を攝す六年己未春二月家を辭し去り藩士に王政復古を説く人皆狂とす攘夷を唱る亦同じ萬延元庚辛歲幕吏和宮の降嫁を圖り之れに 内親王を強請すと聞き其無禮を憤り薩藩村田新八熊本士川上彦齋等と密謀し之を制止せんことを務む而事成らず秋七月平野國臣を誘て眞木保臣の誦居を誘ひ夜竊に時事を談す(時事を談するは一小事然れ共國臣も秀實も保臣に逢ふの初回にして一奇談あり故に記す別に記あり茲に載せず)文久元辛酉春正月京師人田中河内介綏猷古文を訪ふ秀實之れに對し復古論を述べ新知舊識の如し共に後事を誓つて別る夏五月復古の説及び親征論を奏上せんことを議し國臣起草す秀實亦之に與り稿己に成る名を回天策と云(著書は小事然れ共奏上を志し而幸にして奏上を遂ぐ故に記す因みに云回天策なるものは後の所謂回天管見録なり舊と俗文長篇終尾に國臣の和歌みとらせの梓の弓はつ振起し昔の御世に挽返しませ又御はかせの劍の光かやくし四方の雲霧うちはらせませの二首を付す原稿は秀實の手に存す惜哉肥後人津下助左工門に貸與し其後紛失す今世に行はるゝ回天管見録を見るに漢文にして條款削除するもの甚だ多し案に文久壬戌春國臣清川等浪華の薩邸に在時清川に勞を取らせ漢文に改作せしならん作文の体大に似たる處あり或日保臣の代作に係ると孰れか其是なる

を知らず蓋し國臣の作にあらざる事は疑をいれず)冬十二月出羽人清川八郎正明武藏人安積五郎薩摩の人伊牟田尚平眞風等田中綏猷の書牘(古文に宛たり)を傳ふ其文に云ふ幕府の奸吏暴戻日に甚く玉體に逼迫せんとす

天皇憂憤四方の志士奮起將に輩下に義舉あらんとすと秀實固より其暴戻を探知す故に意忽に決す之を叔永鳥三平に語る三平之を信せず却て警戒す宮部鼎藏増實に告ぐ同じ信せず轟木武兵衛に行く又同じ(永鳥宮部轟木の三士は嘉永癸丑甲寅の間吉田松陰等と謀り攘夷を唱へ幕議終に和に墜てより悲憤の發草莽義舉を謀り事成らず幕府の惡む所となる爾來自重し各風雲の際會を待ち人寰風塵を斷つ故に時勢の如是切迫なるを知らず偏に後輩を輕し信をおかざりしなり)重ねて宮部を訪ふ所見尙ほ合はず棄て顧みざるもの、如し秀實論曰警は行人あり他の焦眉を告ぐ聞くもの誰か其急を救はざらん況や君父の危急に於てをや若夫先生をして君父の危急を救はざるの士たらしめんは弟秀實の欲せざる處請ふ試に親く就て其の形勢を審にせよと且清川の密啓を傳ふ(密啓は秀實の申請するに係る)宮部の爲人忠直久之して大いに慙る色あり席を端て曰予過々々直に永島の邸に伴ひ清川等と相見へ談論數刻相合はすして別る國臣直風薩に之き還報曰薩の世子將に出て京師に爲すことあらんとすと秀實彦齋と語て曰時勢切迫而老輩之を信せず入洛して事を審し而後之れが疑を解んにはと議己に成る別れを宮部に告ぐ宮部亦意已決す後事を川上等に托し俱に國を出つ是を文久二壬戌春正月一日とす十六日入京精神に謁し情を私かに九重に達

はし或草莽志士を訪ひ義舉の議既に決するを聞き共に飛轡して歸り志士に告ぐ維時薩州參勤の期に迫る而與未だ發せず豫め遲參を謝せんがため島津三郎(從二位久光)をして江戸を之かしむの報あり又綏猷京より書を飛て曰薩藩の義舉其期當に三月十六日なるべしと茲に於て藩士頓に振起し秀實等に黨與するもの千を以て數ふ共に連署して時勢を述べ且幕吏暴戻天臣宸怒臣子傍觀すべからざるの議を陳す俗吏忌之論曰増實秀實破關して上京するは國典正に死に該る宜く自盡を賜ふべしと命將に至らんとす俱に沐浴命の下るを待つ而護美世子却て上書を嘉納し國君の歸府を待たしむ之を二月とす眞木保臣其黨五名亡命の途米熊二藩の捕吏之を追ふ銃弓劍槍を閃し夜松村の門に闖入す捕吏數十尋て至る秀實捕吏を欺き且劫て退かしめ竊に舟に搭して薩に通れしむ已にして三郎肥後を經過す大久保一藏(參議利通)田中謙助(伏見義徒の一)有馬新七(伏見義徒の一)等之に扈從し未だ西郷吉之助(大將隆盛)等の隨行するを聞かす之を審するに西郷は未だ謫居(大島なり)を出すを以て秀實父子相議し思へらく薩の義舉果て眞ならば何ぞ西郷を棄ん恐くは是れ壯士の虛聲のみ而草莽の勢未だ微なり事の成り難きを知る輕舉して過つべからすと旁護美世子の論旨あり敢て伏見に走らざる所以なり然れ共既に諸輩と約す又信を欠くに忍びず親屬内田清秀秀行(後に彌三郎と改名蛤門先登戰死の一)門人竹志田熊雄重楯(肥後大濱人中山忠光朝臣と共に大和天の川に出て戰死)義僕緒方榮八(秀實同村の農民曾て人を謀殺するの嫌疑を受け繫獄十四年にして無罪放免に逢ふ伏見敗端の後郷里にて病死)をして松村黨義舉の先鋒とし先に行かしめ京攝の斥候た

らしむ伏見の擧敗る、後士氣漸萎靡し藩論亦時局を變換す秀實憂ひ思へらく國老米田是容は勤王の名士也病沒後家風猶存す今也該家をして憤發せしめば藩の興起期して待つべし蓋し當藩黨派頗く勤王家半は米田家を忌憚す故に謀らす潜に京に入る(此行竹志田熊雄を携へ行も敢て本旨を示さず)之を冬十月とす乃ち中山大納言忠能卿に謁し米田監物を鼓舞あらんことを乞ふ忠能卿申請を容られ不日にして内勅米田に下る岡藩の上士小河一敏勤王の志篤く曾て朝廷感狀を賜ふ其歸藩に及んでや藩之を囚ふ秀實等之を憂ひ獄を解かん事を務む恰藩主東下す長士の壯士と共に之を伏見に要し其の失を責んとす其勢過激桂小五郎(内閣顧問)(木戸孝允)壯者を制して代之を論し其囚を解く秀實又増田彈正及桂小五郎前田孫左衛門等に乞て檄を肥後の國老に發せしむ吉田英太郎(後に年丸と改)野村和作之れが使者たり乃ち二士と共に下る既に護美世子京師を護す同志者皆之れに従ふ秀實追躡して入洛す維時國事屬集遷都論に攘夷期限論に黜陟論に賞罰論に貢子に徴兵に國事家の縲紲を解く攝海防禦論に彼に是に枚擧するに遑あらず然れ共秀實獨歩斡旋の事にあらざれば茲に細書せず文久癸亥二月護美世子守衛を罷む秀實亦從ひ歸る春三月志士中島錫胤小室力藏(後に信夫と改む)事故あり會藩の猜忌する處となり將に捕んとす二氏鎮西に遁逃し初め古文の邸宅に潜匿す捕吏乃ち至る秀實古文の令に依り捕吏を劫て去らしむ夏五月親兵を徴す秀實其撰に當り其翌六月登京し京寺町通淨華院に宿陣し交々宮中に守衛す七月大和行幸の發令あり秀實亦豫め供奉の命を拜す此際草莽有志の間攘夷の先登と稱し各所義擧の論あり藤本眞金(備前岡山人大和天

の川の巨擘なり)及び吉村虎太郎(土佐人大和天の川の巨擘なり)亦此の論を持するもの二氏中山忠光朝臣を誘て大和に義擧せんと謀る土佐藩平井修次郎與聞し其輕擧を憂ひ秀實に私語す秀實亦既に竹志田熊雄に聞く處あり同く之を憂ふ乃ち平井と共に説て之を留めん事を務む聚皆從はず皆欺て京を脱す八月十八日會桑等奸を謀り三條中納言(大政大臣)外六郷の參内を止む三條長防の兵及熊本出身の親兵を牽て強て天機を伺はんとす秀實亦扈從す初め清和院内より入らんとす兵士門を閉て入れず境町門に至る又同じく漸く鴈司邸に寄る勅して大佛方廣寺に退かしむ其夜七卿官位を褫奪せられ七卿及び諸士長防に向て走らんとす秀實等開戰を唱ふ老輩拒んで容れず乃ち痛論曰志士會桑の專横を憎む已に久し而之を驅るの機なし是千歳の好機なり今彼我を計校するに彼多く我寡し彼豫謀而挿天皇不慮に斯に陷害せらる勝算なきに似たり然れ共彼れ民心を傷ふ己に久し將卒相和せず各藩亦一時の附和のみ豈久を保たんや而天皇聖明爭か會桑に安したまはん我を見るに志士皆民の懽心を得る親兵及長防其他の士殆二千餘なるべし上下相和し人々自ら能戰ふ我一以て彼の千に當る而唯害とするものは斯に驅馳に逢ふ也然れ共衆皆彼之暴を怒る今此の勢を失はず能用則二千虎賁也亦可寡を憂ん害を變て利となす是用兵の妙古人不謂や難於害而思可解也又曰拙速と故に速に兵衆等く分て之を九内と會桑の邸に當らしめは一擧して社鼠を擒し宸襟を安し奉らは亦愉快ならずや機失ふへからず故に銳氣を碎き再び大擧を圖ると稱し好機を失するは智者の取らざる處難にのそみ屈撓するは勇者之を耻同盟の士茲に憤死せば檄を加へずして長防豈大擧なからんや

且夫玉体賊の手裏に在す棄て争はざるは臣民の不義なり昨日の七卿途に上る憤然罵曰臣として君を棄るは不義なり昨日の七卿は今日の庶人君子何ぞ不義の庶人と生死を俱にせん仰天號哭歌曰よの中は禍事多に成にけり守て玉へ八百萬の神乃ち淨華院の旅團に歸る爾後親兵紀律弛廢し有とも無か如し交々三條實美の空邸を護す蓋し國君の縁に因る九月親兵解る藩命に隨て肥後に歸る不日にして家に幽閉す元治元甲子歳長防其他の士京師を侵し長防追討の擧となり増田彈正等負辜に及て天下有志の勢焰還た衰へ藩議尙ほ局を換へ秀實等既往の事物悉く罪とならんとす慶應元乙丑七月二十三日獄に下る痛憤賦詩曰皇家瓜瓞倅天壤正氣從來冠四夷龍口嘗追名劍斷西州且威颯風奇尊王舜憲頗論破尸位私情多嫌疑深(深藏折字)等今懸縲繼耻維持國體有神知冬十二月疾病に罹り乞て家に療養す荏苒歲月を經明治元戊辰二月赦に逢て免す秋八月九日出京の命あり病を以て辭す維時祿制改革の事あり隣藩各所の体を探知し參考に供すべきの命を拜し出で龜佐柳米築其他の實蹟を報し論説を付す十一月二十八日親兵中勤勉の賞賜金若干を拜受す二年巳巳正月文武稽古扶持を賜ふ秋八月兵制用を以て南薩に使す秋九月命を拜して林市之助永良敬之戶勘兵衛と俱に海岸防禦の地理を検す冬十一月兵學療調用掛拜命因て年米若干を賜ふ同月職員の俸を減し武備充實の資となさん事を陳し自ら年米を納め其志を表せん事を乞ふ兩ながら用ひられす同月本職を以て所々官遊の命を拜し隣藩及び中國を經て東京に遊ふ庚午三年夏六月十七日兵部省軍監拜命同月二十日民政部大藏省監督司準十等出仕拜命同年八月分省文部省準十等出仕拜命率末四年二月任甲府縣少參事同年三

月十七日廣澤參議暗殺其他國事犯の冤を以て本官を免し東京藩邸に繫獄す(詩歌あり總て當世憚るべきもの故に載せず)秋九月肥後の獄に轉す冬十二月病に罹り乞て家に療養す壬甲五年八月無罪放免六年一月大藏省十等出仕拜命同年六月北條縣九等出仕拜命同年九月任北條縣權大屬同年十二月任北條縣大屬七年五月事務勉勵に付褒賞金若干を賜ふ八年八月補司法省八等出仕八年十二月任一級判事補十年四月京都裁判所出勤中九州臨裁判事務相勤十年六月補司法省八等出仕十年十一月九州臨時裁判所局を結ひ同月京都裁判所に歸る十年十一月任判事補十一年二月判事同年四月九州地方騷擾の際盡力不少に付爲其賞金若干を賜十三年一月叙正八位十三年三月職務勉勵に付慰勞として金若干を賜十三年七月叙從七位十七年二月叙正七位同年十二年大坂控訴裁判所詰を十九年五月大坂始審裁判所詰を同年五月大坂控訴院評定官代理同年七月任始審裁判所判事叙秦任官四等同年七月鹿兒島始審裁判所大島支聽詰同年十二月中級俸下賜二十一年三月長崎始審裁判所詰二十一年十二月叙勳六等二十三年四月叙從六位上級俸下賜同年五月二十三日於長崎病死す年五十四

引 取 書

有吉將齊殿家來内田手永安樂寺村居住

醫 師 松 村 大 成

右者諸國藩士浮浪之徒に多相交追々猥に滯留をも爲致候趣に相聞へ深く造意之筋者無之哉且又先年

伴松村深藏を猥に爲致上京候處如何之子細に候哉御不審之旨に而追々御呼出を以て遂に御吟味候處御申出左之通

右大成儀丑癸甲寅之年攘夷之儀に付追々從、朝廷關東へ被仰越候、勅誼之趣承候得者攘夷之、叡慮不被爲絶候處關東者征夷之府に而、勅意御遵奉不被爲出來微而者實に悲歎に堪不申候得共微賤之身分空敷切齒痛憤仕候迄に而押移居候處近年水戸長州薩州等專攘夷之說相唱加之諸國藩臣浮浪之徒致憤激身を忘れ家を捨或者井伊、を奉誅又者夷館に切入候様之、暫絶不申右躰有志之者追々大成宅に罷越時體之論等仕候に付而者大成、倍臣之身分に而殊に代々醫業を以て渡世仕候微賤不肖之者に而如何思を焦し力を盡候而も何之益も有之間敷也此者共之手を借り尊王攘夷之志を伸候外有之間敷と存立家産を破相交何卒攘夷之叡念御貫徹に被爲置候様聖願仕候處に御座候處筑前藩平野次郎と申者九州人と申麻疾之療治相頼候處より心安相成塾中に長々留置隣國小寺へ差遣候節者路用等差遣其外諸邦有志之者罷越候得者相應々致饗應又此御許同志中へ助力等致候處者數多之事に候處去萬延元年正月中山大納言様諸太夫田中河内介と申者不斗罷越其後奥州浪人清川八郎江戸浪人安積五郎薩州浪人井牟田尚平三人罷越候次第者伴深藏御引取書之通に而右尚平並に前文平野次郎薩州へ罷越暫致滯留罷歸候以後者何乎一物有之體に而以前者酒を出し給ひ候節者致痛飲居申候處罷歸以後者致快飲候間重疊不審、存候得共委細之儀者打明不申候處右次郎より密に申聞候に者最近何事も無伏藏申聞候處鼎藏武兵衛列議論合兼八郎列を不致信用候間薩州之時情等

者深く秘置候様申聞候間委細之儀者申聞出來兼候得共兩人薩州に罷越候節尚平儀者薩之脱藩人に付間道より次郎者筑前御使者と稱し本道より罷越候處兩人共被差抑鹿兒島に連越小松帶力と申者方座敷之様成所に押込置候共次郎兼而知音大久保市藏に頼み久留米水天宮神主眞水和泉守より大隅守様を差上候上書等差出候處御取揚に相成歸に者市藏より爲錢別兩人の金子差贈候處餘り過分に付致辭退候得共強而差遣候間貫受候處官印付之金子に而官物に相違之無段相嘶取出爲見申候間尚平儀者元薩州之脱藩人に而有之候處右之通之御取扱も爲有之候に付深く相信一躰之様子強而承候處追付致大舉上京有之候趣申聞候間其後猶爲同人列申分眞偽相探り候爲伴深藏儀無願に而京都迄差遣申候不相濟次第と者心付候得共願取事機に後れ候而者殘念之次第に付萬一事實相違不仕候者今日之罪者後日相償可申と存差遣候處京都之時情者爰許に而八郎列申出候より甚敷其外中山様御父子に拜謁之次第等備に相嘶中山様より御直書等も致拜領罷下 令旨之儀者追付前文河内介持下候段申聞候間彌以致信用同志中献白草案等にも同意仕候處其後大隅守様御上京に相成於伏見薩州有志之間有之候柴山愛次郎列廿八人御同勢之内より爲御討果に相成是迄之目算致相違候處追而大隅守様以 天朝之命、勅使大原三位様御同道に而關東に御下相成候處於關東者勅使御送迎等之御格合其節より御改に相成御老中品川迄御出迎有之一橋様將軍様御後見職被仰付松平春嶽様總裁職被蒙仰井伊候御大老之節御咎有之候尾州老公を奉始御咎御免に相成水戸老公に御贈官有之櫻田に而墜命之諸士改葬被仰付據夷之 叡慮御遵奉に而久敷被爲絶候御上路も可被爲有旨被仰出候段奉遙

承且又而躰付を以て御尋に相成候清川八郎杯臺番に被召抱朝様成事打續有之大成始之志願に而者神州を醜夷より被穢候儀扱々無念千萬之儀に而難有攘夷之叡念徹底不仕依之 鬱興親征等可被爲有儀迄も被仰出候得共關東より御遵奉之御運に至兼諸國之有志致憤興候儀に候得者早々大國之諸侯方二三箇國も御登京に相成 朝廷に御力を被爲添從 朝廷御直に諸侯に被令攘夷之 叡慮御貫徹にさね相成候得者關東者如何に孤立に相成候共少も構不申見識に而御座候處前段之通幕府より叡慮御遵奉と申事に相成候而者固より御當然之御事に而大成望所に候得者其節より見識も打替り此筋より攘夷之御運に相成候者無此上次第に而大成家産を破り致懇願候檢屹度有之候甚相悅其後良之助様御出京之御供被仰付有難仕合奉存上京仕候處其比に至候而者諸侯方段々御上京に相成居夫等之事を社奉黨候儀に而最早大成式之預知候處に無御座候得者上京仕候後者孰も堂上方に罷出候得共於大成者一度も罷出不申他藩交も一切不仕時世之事に一言申出候覺無詰中差紙療治被仰付置候間專療治方仕居申候處無程良之助様御供に而此御許に罷下申候其後伴深藏儀 親兵に被召仕於大成も難有仕合奉存差出節最早公武御合体之事に付免も角儀之不申様深く相戒置申候儀に而御座候處八月十八日變動以前之 勅誼者藩臣浮浪之徒堂上に立入惡敷致入説候處より奉矯候儀に而以後之 勅誼眞之 叡旨に而御座候旨一統御布告に相成候段只今奉拜聽候得者 叡慮者自初公武御一和攘夷に被爲在候者 上之御趣意も矢張自初 公武御一和之攘夷に被爲仕候御儀與奉存候得根元叡慮を奉汲取違候處より最前關東より叡慮御遵奉不被爲有儀を一途に致憤悶仮令關東御孤立に相成候共

如何に被成御成行候共聊構不申見識に而家産を破り田中河内介清川八郎列を初藩士浮浪之徒に多く相交猥に止宿をも爲致候而已ならず伴深藏をも猥に爲致上京此御許同志中相語ひ彼是周旋盡力爲致候に付同志大勢成黨御趣意に戻候建白草案等爲差出其末武兵衛十郎列於京地矯叡旨候不容易建白をも致候様成行遂に御手障之筋と罷成候次第重疊奉恐入候段申出候此段引取書を以て御達仕候事

慶應二年十二月

本行

尊王攘夷一件御吟味に申上候趣御引取書被成御讀聞奉承知知少相違無御座判形仕候以上

慶應二年七月

引取書

松	村	大	成	判
松	村	大	成	

家産を破諸國藩士浮浪之徒に多く相交り猥に止宿をも爲致且京都中山家種々致進物伴松村深藏をも猥に京地の差登中山家立入同方之都合をも承合候程之儀に付初より 上之御趣意に奉違戻儀者乍心附き深く浪士輩に相詰堂上にも致交通追而成績之上者屹度出世をも致し可申との存念にて可有之

此儀御不審御尤奉存候得共近年醜夷神州を穢候様罷成申候に付ては關東征夷之 御職掌に被爲在候得者仮令從 天朝攘夷之 御沙汰不被爲候共御攘夷被爲在候筈之處追々御沙汰被在爲候ても 御遵奉無御座儀者一圓御濟不被爲成御儀にて何様 叡慮者率土之濱にても可奉遵奉儀に候得共上には勿論

御遵奉之御儀者申迄も無之與一圖に奉存居其砌者右 寂慮御徹底無之處より専ら勤 王義舉之説を唱醜夷を可致掃攘との趣承知仕誠に可然儀と感憤仕大成儀元來蒲生家血統之者にて勤 王之志願者重疊御座候得共代々醫業を仕候得者徒に思を焦し候迄にて御座候に付彼有志輩之手を借り我志を伸可申與存じ家産之費をも厭不申右之者共資用に相散し且又中山殿下の進物之儀者雲上高貴之御方より邊鄙蕘蕘之大成式に追々御懇之御意をも被下置難有奉存且者勤王之志願も御聞届被下候御禮之爲め寸志を表し申候儀にて伴深藏儀を猥に差登候儀者前にも申上候通事機に後れ候ては難相成儀に付萬一事實相違不仕候者今日之罪者後日に贖ひ可申との意氣込にて上京爲致爲申儀に御座候只管 寂慮御徹底を念願にて彼是周旋に及候處何も臆見より 寂慮を奉汲取違候處より 御趣意をも奉汲取違重疊奉恐入候次第に成行候儀にて立身出世杯と申儀者聊に存念無御座候事

一、大成歸郷の後他所へ密に致面會且大成縁者之由内田清と申者先年育置候處追而致逐電候に付ては長州様に罷越居彼表之内情等極密致取遣候儀可有之

此儀御不審之通長州人の由にて入江九市與申者大成宅玄關迄罷越候次第者深藏申上候通にて大成致應對宮部鼎藏事を承候處名前は承候様にも有之候杯申候位にて何事も存候者に無之候間座敷へ通しも不仕直に差返申候然處其節者與座敷へ通し密談候杯之不審も有之會所より探方をも致候由承候得共右之者全く密謀等仕候様成人物にても無之其上 尊王攘夷之儀に付ては明々白々與申談候得者陰密に事を

謀候様者曾以無御座候其後者他所人面會被差置候間屹度相守居將又大成縁者にて内田清與申者儀に付ても是又深藏申上候通天地神明に誓決而交通等致候儀無御座候事

右大成申出右之通に御座候處於他邦者九州之勤王會所杯與相唱候由にて同人方へは田中河内介清川八郎を初諸國浮浪激烈之徒輻輳致し特に數日滯留をも爲致談合等に及び此許同志中者兼而遠方をも不厭爲打寄居趣に候得者深造意之筋をも致腹藏居可申哉と御不審にて武兵衛御索出を以て同人共兼而見聞之趣途御吟味候處惣躰大成儀者水滸傳に居候柴大寬人與申様成人物にて同志中都而柴大寬人與相唱大成系者蒲生氏郷より血脉致連綿居候杯兼而相誇 尊王之志者近年に限不申以前より所謂 王朝家にて大成妻女幼少之者に至迄 尊王之嘶に相成候而者不殘席に出膝を進め無餘念承り丁度脇方之婦女芝居淨瑠璃致見聞候様に相悦一家風を成居候儀者同志中又者旅人迄も致感心居大成一分之儀者至而大機成人物にて弟永島三平與者氣質致相違何之邪氣も無之進候事者一番に進候得共退候事も又早く初清川八郎阿蘇之様に參大宮司殿へ尊王攘夷之事を説候得共同意無之嘶を承り一旦は八郎を烈布相信差急致出府候筈之事有之候處右之嘶を承り二之足踏み出府致延引候事杯有之都而傍ら見合六七步迄は進候得共跡之二三步は腰も居兼候段武兵衛申出又此節大成御吟味之砌攘夷之儀者 關東へも無御餘儀御都合も有之 公武御一和後與申ても急に御攘夷之埒には至兼候儀も可有之段申聞候處高聲に泣出候間叱付申候事杯も有之去秋以來者大病をも相煩申由に候得者少は病毫之儀も可有御座又土臺 勤王憤激之儀も武兵衛申出を以て照合見候得

者深邪氣有之者とは見込も付兼申候間御呼出迄にて差返被置候儀に御座候事

十二月

四、竹 志 田 熊 雄

竹志田氏、名は重楯、熊雄と稱す。玉名郡大濱町外島住吉神社の祠官なり。初め松村大成に學び後林櫻園の門に入る。夙に尊攘の大義を唱へ大いに爲すあらんことを期す。文久三年九月十二日藤本鐵石等と共に大和五條に義旗を擧げ十津川の陣中に没す時に年二十一。十津川の畔に葬る。

贈從五位竹志田重楯

竹志田楯通稱は熊雄玉名郡大濱村の人なり竹志田氏は元菊池氏の一族にして世々大濱町外島住吉神社の祠官たり父は大和と曰ひ母は富永氏重楯幼にして松村大成に學び後林先生に従つて國學を修め夙に尊攘の大義を辨へ氣節を以て自ら任し竊に當世に憤る所ありき文久二年薩藩義を京都に唱ふと聞くや重楯慷慨に堪へず内田秀行と但に亡命して之れに赴きぬ然るに二人共に麻疹を患へ伏水の薩邸に呻吟せる間に寺田屋の事變起つて時局俄に變せしかば重楯止むを得ず一旦潛行して國に歸れり文久二年冬護美公子の上京せるに及び重楯復た蹶起尾行して京に入らんとし發するに臨み歌を詠じて曰く

まき柱ふとしく立てし大丈夫かこゝろの誓千代も動し

とらはゆる荒山なかもふみ分けて皇軍の道しるべせむ

其の後京より故郷に贈りし歌に曰く

玉きはる命は死して大君の御代を守りし神となりなむ

又以て其の志の有る所を知るべきなり

斯くて諸同志の間に周旋し三年六月に至り復た潛行して國に歸り姓名を變じて眞鍋壽七郎と稱し參州刈屋藩宍戸彌四郎土州藩上田宗兒と俱に岡藩に遊説して義氣を鼓舞する所あり既に復た京師に上り藤本鐵石杉本奎堂等の同志と謀り中山中將を奉して大和五條に勤王の義旗を翻せり不幸事ならず而して重楯また十津川陣中に病を獲て遂に起たず友人前田雅樂屍を收めて同村風屋乾峰に葬りぬ時に年二十一實に文久三年九月二日なり、(殉難十六志士略傳)

贈從五位竹志田重楯君碑文

世に悲しむべき事多かれ共大丈夫の志遂げずして空しくなりぬるより悲しきはあらず竹志田重楯君は肥後玉名郡大濱町に生れ幼にして林藤次翁に従ひ國學を修め夙に尊王の義を辨へ氣節を以て自ら任し竊に當世に憤る事ありき文久壬戌の年薩藩義を京師に唱ふと聞き慨然起ちてこれに赴きしも時局遂に變じて事の濟むべからざるを知り一たび當國に歸れり後再び上京して交を四方の志士に結び癸亥の年中山卿を奉じて藤本鐵石杉本奎堂等と義兵を大和五條にあぐ事破れて後吉野十津川に入らず幾殆もなく病に冒されて遂に身まかりぬ君の家は菊池氏の族にして世々大濱町外島宮の神職たり君通稱熊雄父大和母は富永

氏一兄に妹あり君の再び家を出し時の歌に云く
眞木柱太敷立し大丈夫の心の誓ひ千代も動かす、又虎ほゆる荒山中も躡分けて皇軍の道しるべせむ
その京都より故郷に贈りぬ

玉きはる命は死して大君の御代を守りの神となるらん

とあり以て其志を知るべし君の死後二十九年明治二十四年九月朝廷君の忠節を嘉みせられ靖國神社に合祀せられ後十年をへて三十五年十一月車駕九州行幸の際殊に勅して従五位を贈らせ給へり嗚呼君大志をいだきてとげず身は芳山の霧にかくれぬといへども其の譽は天日と共に世に輝きたるべし思へば君が死は必しも悲しむべからざるなり、

一、重楯幼にして松村大成に學び後林先生に従て國學を修め文久二年内田秀行と共に亡命して京に赴く然るに二人共に麻疹を病て伏唯の薩邸に呻吟せる間に寺田屋の事變起りて時局俄に變せしかば止を得ず一旦潜行して國に歸れり其處に護美公子の上京に及び重楯後蹶起尾行して京に入る諸土の間に周旋し三年六月復潜行して國に歸り姓名を變じて眞鍋壽七郎と稱し參州刈屋藩穴戸彌四郎土州藩上田宗兒と共に岡藩に遊説して義氣を鼓舞する所あり既にして同志と謀り中山中將を奉じて大和五條に義旗を翻せり不幸事ならず而して重楯亦十津川陣中に病て起たず友人前田雅樂屍を收めて同村風屋乾峰に葬りぬ時に年二十一實に文久三年九月二日なり(十六志士略傳節取)

荒木 同

荒木氏 名は同、通稱は哲之助外川と號す。玉名郡伊倉町の郷士なり。其の家代々富裕なりしかば素封家を以て地方に聞わたり。氏は資性質直にして義を好めり。壯にして林櫻園の門に學び上野堅固等の敬神黨諸士と交り厚し。氏は文武の兩道を樂み時の名家と文雅の交りをなすを以て平生の樂みとせり。明治九年時勢に慨し敬神黨諸士と共に兵を擧げ熊本城内に戦死す。時に年五十一、伊倉町本堂山に葬る

家 系

一代 四郎兵衛 — 二代 太郎兵衛 — 三代 同 — 四代 成 男

五、内田 秀 行

内田氏、名は秀行、彌三郎と稱す。玉名郡川島村(豊水村の内)に生る。家代々醫を以て業とす。秀行は、宗敬の第三子にて幼より氣概に富む、然るに父歿後は家道振はざりしかば、親戚松村大成に引取られて専ら其の教育を受く、文久元年清川八郎等熊本遊説の際には、大成と謀り亡命して京師に上り、長薩の志士と交りて爲す所多し元治元年七月十九日長軍に投じ蛤御門に戦死す。時に年二十四。明治 年 朝廷其の功を追賞して従五位を贈らる。

贈従五位内田秀行

内田秀行は彌三郎と稱す玉名郡川島村の人内田宗敬の子なり松村大成永鳥三平等と従兄弟たり家世々醫

を業とす秀行二兄あり長子良敬は家を繼ぎ後山本郡岩野村に移り住み次子眞は八代郡鏡町に醫業を開けり即ち子爵内田康哉の父なり秀行等蛋く孤となり松村家に寄寓す因つて大の感化を受け尊王斥霸の説を聞くこと最も熟せり、文久元年十二月清川八郎等來つて松村氏を主とし告ぐるに京師切迫の狀を以てするや秀行奮然難に赴かんと欲すれども諸先輩慰諭して輕舉を誡め時機を視て大に成すところあらしめむとす然れども藩論因循決せざること累月秀行疲癢に堪へず竹志田重楯と共に密に松村大成に謀り二年五月遂に亡命して伏水に到り薩藩に據つて其の志を成さんと欲す會々薩の國議俄に變じて有馬新七以下の志士多く寺田屋の害に遭ひ同志亦四方に散じぬ時に秀行重楯共に麻疹を患ひ薩邸にありて事に與らざりしが時機の非なるを見るや間行して潛に國に歸れり

かくて明年五月初廷親兵を徵すに當り秀行復た脱足して京師に至り日夜同志の間に周旋し八月の變去りて長州に奔り屢々恢復を謀らむと欲し終に元治元年七月十九日の役高木直久等と共に蛤門に奮戦して之れに死せり年二十四

蛤門の激戦

八月十八日の政變以來長幕の間は日に阻隔して今や到底一大衝突を免れ難き形勢となりぬ特に六月九日池田屋の變報到達するや閩藩憤激怒髮逆するの慨ありしなり、

是に於て大舉東上して伏闕嘆奏し願意若し徹底せずんば止むを得ず兵力に訴へて公武合体黨を掃攘せん

と敦圉き立て久坂義助來島又兵衛等の長藩士は直に發足せりつゞいて眞木和泉中村圓太等在長志士の一隊亦た途に上り福原越後國司信濃益田彈正等の三國老亦相前後して國を發し藩主毛利敬親世子定廣亦も亦將に親ら相繼かんとす三國老は先づ兵を郊外に止めて交々歎謝狀を上り又在京の諸藩に乞ふて周旋を托し百方手を盡して五卿並に藩主父子の冤を訴へ飽くまで平和の解決を望み而して萬一聽かれずんば最後の手段を取るを辭せざる氣勢を示しぬ、

是に於て京都の市民は大に動搖し人心恟々老は扶け幼を携へ荷擔して遁れ其の混雜名狀すべからず主上は深く宸襟を惱し給ひ在京の諸侯亦輦下の變動を慮り書を上つて寛曲の恩命を請ひ朝神亦之れに和するもの多かりき而も當時京師の主力たりし一橋會津等堅く取つて不可となし朝議は遂に長藩を擊攘すべきに決せりかくと知りたる長人等は騎虎の勢遂に兵を進めて君側の姦を掃はんとす此の時に當り益田彈正は總督として眞木和泉右馬之介入江九一松山深藏等と兵數百を擁して山崎天王山に本營を構へ福原越後の一隊三百餘人は伏見京橋の藩邸に據り又國司信濃來島又兵衛等は一隊五百餘人を率ひて嵯峨の天龍寺に陣せりかくて長州勢は鼎足の形をなして殆京師を包圍し戰鬪の準備全く整ひぬ而して四方の浪士風を望んで嵯峨山崎の兩陣に馳せ加はるもの益々多かりしかば兵勢日に熾にして意氣既に幕軍を呑むの概ありしなり

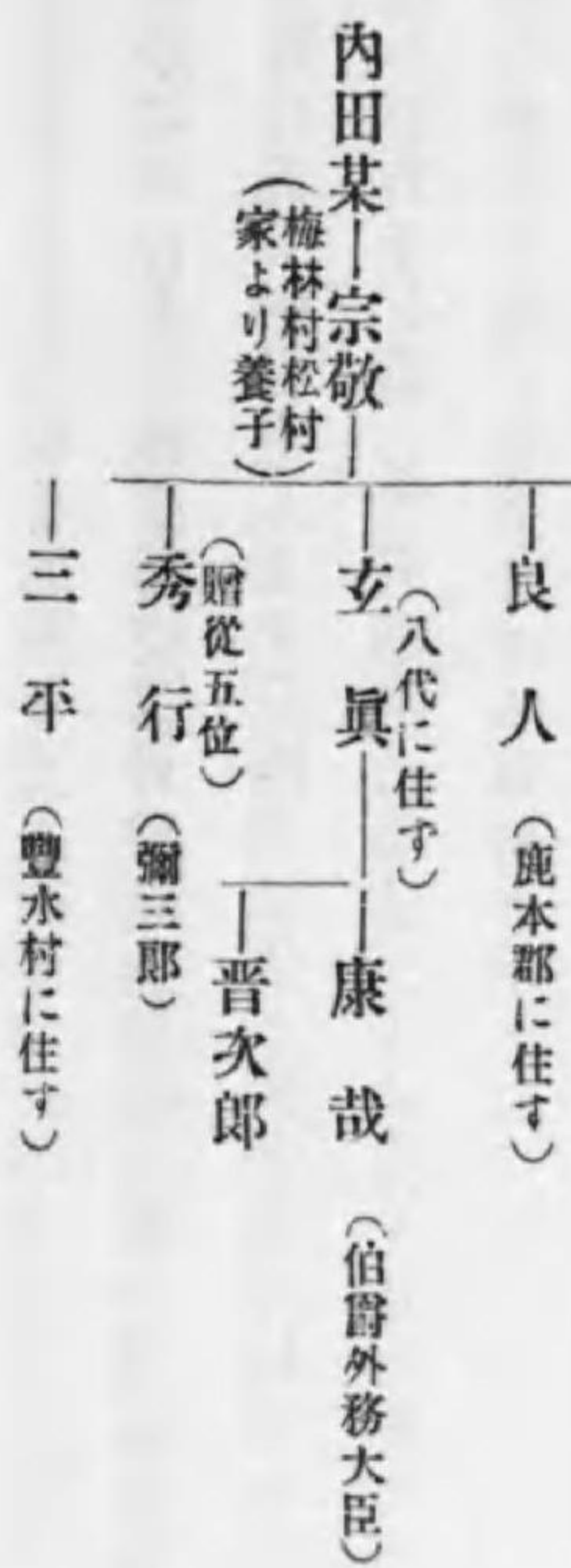
幕府亦た會津桑名大垣薩摩福井等諸藩の兵を部署して宮城及び九門を嚴戒して之に備へたり七月十九日

長軍は三營均しく兵を進め宮城近く押し寄せたりしかば幕軍逆へ戦ひて激烈なる市街戦を演出し砲聲銃聲喊聲相和して物凄く特に市街は兵火に罹つて焰煙天を焦し平安の京忽ちにして修羅の巷と化しぬ就中激戦の中心となりしは會津薩摩等強藩兵の守れる蛤門にして猛將來島又兵衛を初めとし我が高木内田の諸士が戦没せるも實に此の門なりしなり

既にして長軍勇戦の甲斐もなく衆寡の勢敵せずして三道の軍盡く潰敗し國司福原益田等の三國老は讒に身を以て脱れ歸り世子定廣等の一行は既に國を發して讃岐に達せしが此の敗報を得てまた空しく旆を返せり

此の一戦長州は禁闕發砲の罪名を得て遂に幕軍の征討を受け非常の苦境に陥り尊攘黨はこゝ暫く回復の望を失ふに至りしそ是非なけれ(殉難十六志士略傳)

内田氏略系



内田家は宗敬の没後家運振はなかつたから玄真秀行の二子は親戚松村大成方に引取られて其の教育をうけ松村氏は肥後勤王家の領袖であつたから其の教育をうけた秀行等が勤王運動に盡瘁せしはいふまでもないが一は加藤公の遺跡である上の屋敷を我が家としてゐた歴史的自然の教訓も亦與つて力あつたであらう秀行の上京せんとせし時妙光寺に墓参りに來り「明日より遊學(實は清川八郎等と勤王運動のため)の爲めに上京しますから暫らくは御目にかゝりませぬ」といつたそうである住職大器は直に其志を悟つて秀行をこめて姪の志喜子(存命七十八才)に命じて三方を取り出し別れの杯をなし門前まで見送り後妻を眺め惜しい人物を失ふとつぶやいて名残を惜んだと言ふことである

秀行の兄玄真佐久間象山に洋學を學び後八代に出て醫を業とした伯爵内田康哉は其の子である、

(加藤公の高瀬川治水工事の一節)

六、荒木 同

同志中の一人荒木同は玉名伊倉村の人なるが其家は地方の富豪にして數代郷士たり性質極めて廉潔にして毫も心を名利に煩はさず武術を嗜み劍道弓馬に長じ殊に劍術は最も熟達せる處なりき加之風流の嗜みありて書畫に長じ文雅の友も尠からざりき壯年の頃より敬神の念深く林先生の人物を敬慕し上野堅吾の紹介によりてその教を受け太田黒伴雄等と交通頗る密なるに至れり家固より富みしかば地方公共の事に資を投ずるは勿論同志を厚遇せしを以て同志の荒木家に寄食するもの常に絶えず又同志の軍用金等を調

達し居たりその下僕下婢に對しても善く之を愛用せしかば何れも其恩に感じ其徳に服して久しく其門に出入したり擧兵の事決して十月二十一日午後四時頃親善の同志宮本篁十郎來りて事の切迫せるを報ずるや荒木は喜色面に溢れて左の一首を詠せり

から衣いつか打たんとおもひ寝の

夢おごろかす初雁の聲

此時同志今村榮太郎來り寓し居りしかば愉快に物語りして宮本は當夜熊本に歸りその跡に鶴田伍一郎も亦た擧兵の報を齎して來談したり翌二十二日荒木は神職を招待して家中に神事を執行し鶴田今村の二人を初め家人を集めて神酒を披露し心ばかりの離杯を催したるも家人はその何の心なるかを解せざりき聽てして午後近き頃となり荒木は急に出熊の準備を整へて家を出でんとし母に向ひ所用ありて熊本に赴き約四五日の間滯泊の豫定なれば留守中鎮守參拜の折には自分の神詣での衣を召されたしと云ひしが想ふに我が亡き跡にも敬神の家風を永く荒木家に傳へよとの遺言せし心なるべし斯くて忠僕重藏に對して留守中一家の取締を命じ他の忠僕新藏をして荷物を負はせ鶴田今村の兩人と共に家を出でしが一旦門前迄出で再び立戻りて内に入り來りしを以て家人は怪みて之を問ひしに唯忘物ありと云ひて中座敷に入り祖先の位牌前にて何事をか爲し又た部屋に入りて爲す事もなく姑くして立ち出でたり此時一子成男(三歳)部屋に午睡中なりしかば其寝顔を視て名残を惜みしものなるべし如何に勇み立てる武士も愛兒の別れに

は腸千切るゝ想せしならんそれより熊本に至り鶴田今村と袂を別ち宮本宅に宿泊したるが翌二十三日に至り伴ひ來りし忠僕新藏を家に歸らしめ他の忠僕久七と代り來らしめたり久七は膽力あり且膂力勝れしを以て故更に呼寄せしものにて荒木は久七に事の秘密を打明かし打入の用意を爲さしめ繩梯子を製作せしめ當夜は之を持ち行きたり二十四日となりては宮本宅にありて國分方面の同志の來り會するを待ち受け馳せて藤崎神宮社に赴き砲兵營打入の隊に加はりたり荒木は久七をして繩梯子を柵に懸けしめ乗り入らんとせしが逸り勇める同志は各々先登を争ひて繩梯子に攀ち登りしを以て梯子は忽ち中間より切斷して用を爲さず是に於て久七はかねて膂力ある男とて主人荒木を初め其他の人々二十餘名を肩に乗せて柵上に取附かしめこれを押上げたり荒木は久七に對し汝の用はこれにて濟みたり直に馳せ歸るべしと命じて其儘砲兵營内に奮闘し後歩兵營に轉戦して勇ましき働きを爲し遂に彈丸に中りて斃れぬ時に年五十一久七は荒木を見失ひて柵外にさまよひしも遂に再び逢ふ能はずして歸り來り具さに當夜の戦狀を物語りしかば家族の驚き一方ならず上下共に悲歎し悲居たるに母は涙の中に同が平生の志は吾れも能く之を知れるに出陣の際何故に一言實を明かして呉れざりしぞ女ながらも未練な振舞はせざりしものを是ばかりは残念なりと語りて打ち歎きし由なり女としては感すべき逸話ならずや。(血史敬神黨)

七、池邊 吉十郎

池邊氏、名は重章通稱は吉十郎回情と號す、天保九年熊本に生る。氏は資性豪宕俊逸にして記憶力至つ

て強し、長じて時習館に入り木下韓村に學ぶ、廿五歳の時家を繼ぎ御番方組脇となる。慶應二年には小倉に出陣し全三年には京師に守衛す。其の後玉名郡代となり御物頭に列せらる。明治二年熊本藩少參事に登用せられしが時勢に感ずる處あり職を辭して玉名郡横島村に閑居す。茲にて私塾を開き育英の道を楽しむ。明治十年二月西郷隆盛兵を擧げて熊本城を圍むに當り熊本隊を率ゐて薩軍に投し肥薩の野に轉戦し病後民家に潜伏中捕へられて長崎に刑せらる時に年四十、横島村丘上に葬る。

池邊 吉 十 郎

明治の初年熊本藩の少參事と爲り釐革する所あり後職を罷めて横島村字外平に屏居し自ら耕耘を事とし傍ら子弟を教育す人と爲り狀貌魁偉身長六尺少壯經史に通じ兼て武術に達す居恒己を持する端正嚴毅人に接する寛弘濶達士争て之に附す身田舎に屏居すと雖隱然東肥の首領たり明治十年の事起るや同志を率ゐて薩軍に投じ日薩の間に轉戦し防戰甚だ力めしも遂に官軍の爲に破られて其の擒となり遂に斬に處せらる實に明治十年十月廿六日なり。

事志と違ひ其身は賊名を負ふと雖勤王の志甚だ厚く報國の丹心實に堅し詩あり。

丹心期學魯陽戈

奈此皇威日墜何

聞說蝦夷交換事

丈夫亦自淚痕多

と宜なる哉後世志士其の高風を追慕し同志招魂の祭嘗て絶えず墓は横島村字外平にあり土地高燥にして開豁有明の海洋々一眸の裡に收むべく海を隔て、遙に温泉岳に對す山高く波清し以て志士の靈を慰する

に足る(玉名郡誌)

池邊吉十郎先生の家系及び生立

池邊先生の先祖はもと豊後の大友家の支族で池邊式部といつた人である大友氏の没落後浪人となつて鶴崎に住つて居つた其子道怡適々島原に天草四郎の亂を起した時諸國より出征するを見て技藝に堪へず己も仕ふる主人あらばと羨望して居たが肥後藩主細川忠利世子光尙兩公の出征を聞くに至り兩公は嘗て一たび謁見の榮を得て居つたから奮然起つて其の後を追ひ島原の陣に推參して配下に從ひ落城の日まで滯陣し凱旋の時賞賜を受け辭して鶴崎に歸り身を終つた其の子宗川出でて光尙公に仕へ熊本に移住し綱利公に代つて食祿四百石まで賜つたが老衰に及びて致仕した其の子次右衛門は年僅に八歳であつた爲に拾人扶持を賜り御中小姓に召仕はれて十四歳に達した時食祿二百石を賜つて御番方となつた此の御番方といふは一騎士のことである其の子彌忠太孫吉右衛門と代々家督相續して吉左衛門は御番方組脇をも務め其の子次郎助は御番方組脇砲術師範役を命せられ次郎助の子宗左衛門は御郡代御穿鑿頭(穿鑿頭は今)
の裁判長御鐵砲三拾挺頭を務め其の子仙太郎後次郎助と改名して砲術師範役御番方組脇を務め文久二年七月病死せられた此の次郎助といふのが即ち先生の父君である

先生の名は重章と云ふ通稱は幼時武彦といひ長じて宗右衛門と稱し明治維新の後吉十郎と改められた天保九年正月十一日を以て熊本京町字土小路に出生された母は熊本高麗門住綾部四郎助の二女である先生

は幼時から其の舉止尋常ならずして大いに他の群兒と異り天性豪氣容貌俊邁記憶力に富み大人も及ばぬやうなことがあり物事に聞きわけがよくてわけのわからぬことを言はず又他の兒童と喧嘩口論をする等いふことなく凡て子供の時分から人と競争することが嫌ひであつた但し子供の遊びごとなどには余り器用でなく正月の獨樂遊びも不調法であつたといふ先生と同年の楯岡四郎助(後四郎と稱し西南役に出づ)や二つ年長の遠山彦助(維新後司法官となる)などいふは其の幼な友達である先生年五歳頃のこと一日附近の槍術道場にて他流稽古の盛んな様子を見て子供心にも深く其の武者振の勇ましきに感奮し其の翌日前記の楯岡と竹槍を以て戯れに槍術の真似を爲した時相手の楯岡から衝かれた鋒先きが過つて先生の右眼に當つた爲め其の負傷が原因となつて遂に一眼の明を失し先生は生涯隻眼となられたのである。

先生の家庭

先生の一家は始め兩親の外姉ユキ子を加へて四人の家族であつたが文久二年先生廿五歳の時父次郎助翁死去の後同年熊本古京町柳瀬尉助の長女セキ子を迎へて室としその間に長男吉太郎(後號三山)次男松次郎三男獲三郎長女スマ子の三男一女が生まれた(次男松次郎は明治十七年三月十六日十三歳にて早世す)三男獲三郎は現在しスマ子は高島義恭(熊本縣士)に嫁して今は東京に在る先生の子孫は嗣子吉太郎の明治四十五年二月故人となつて後其息一郎家を繼いで東京赤阪に在住す姉ユキ子は熊本通町松田謙

助に嫁し(京町中村家の養子たりし人)後故あつて離縁となり一子三彦を携へて池邊家に復歸されたので明治五年一月一家横島移住後の先生の家庭は複雑なる家庭にて殊に農業の爲めに數人の僕婢さへ置かれ多人數であつたけれども一家は常に春風の如く平和の空氣満ち満ちて温かき愛情に富んだ家庭は同時に又眞摯の氣漲り雇はれてゐる下僕下婢の如きも一旦先生の家に入ると何時までも勤めが續いて容易に外へ出替るといふ事無く又一度辭して去つた後にも主家の徳を思ふて末永く出入を續けるといふ有様であつた

父は砲術師範

先生の嚴父次郎助翁は三破神傳流の砲術師範であつた但し同流本來師範家の系統を引かれたものではないが熊本にて初代の砲術師範須佐美權正秀次から第十六代の師範渡邊滿之允死去の後次郎助翁其の高弟として師範役を繼がれたのである(池邊吉十郎傳)

明治四年

△八月廿九日 軍次同伴酒行 在宅所吟味(編者云軍次とは池邊軍次酒と同性平太郎の住居せし處)
△九月二日 伊倉邊吟味

三日 歸り

六日 廢藩一件の御書は廻來組合中へ通達

第三編 處 誌 第五章人物

十八日 軍次同伴平太郎を酒に訪ふ酒に賣家有之由申來り候故也
十九日 横島里正より示談の趣きにて在宅致し候儀希望の由なり外平に參り里正を訪、不逢京溜
吉崎猶八を訪ふ

二十日 横島里正服部運太に逢ひ屋敷地の儀頼置く

廿一日 高瀬邊散步梅田を訪ふ

廿二日 歸宅

△十月三日 宗元通鑑卒業

十五日 竹添より明史借受

十九日 長持一棹高橋船より横島へ仕出

二十日 兩鎌田井澤同伴松崎を網田に訪ふ

△十一月二日 長持着 服部運太明家を借受一人假寓

六日 洒行 大工 大江壽一郎へ家立方相頼一切引受 二十七貫五百目にて出來の約

十一日 三彦 吉太郎連れ横島行

十五日 須磨儀一社參 祝酒

十八日 在宅願書差出左の通り

私儀小田郷横島組の内へ在宅仕度奉願候事

年號日

名

千葉城出張所

十九日 横島行

△十二月四日 諸品荷造

八日 横島行

十一日 穿井始

十四日 地築 十六日改て穿井

廿一日 棟上げ質地の儀服部より相談有之四反五畝の田作地三ヶ年質にて代錢二十四貫五百目に
約束

廿七日 歸府

明治五年

△正月五日 諸道具取片付荷作り

廿四日 所々暇乞廻り 在宅願濟

廿六日 御母様奉初家内不殘小田郷横島組外平の地へ移徙

△二月八日 移徙の祝酒、迺家瀬崎、大江、服部、魚住、尾池、加藤、三津家、田代、栗崎等並に外平の十長不殘招酒宴

九日 栗尾の利右衛門といふもの百姓僕の相談にて今日より入込

(池邊吉十郎傳)

横島私塾

公立小學校に次で先生の私塾が出来た小學校の二階を増築して其の私塾に充てたのである是より先き先生は夙に私塾開業の事を思ひ立つて明治五年四月其の筋へ開塾上申書を提出された同村田代家から建物の寄附があつてそれを小學校に建繼いで二階が私塾階下が小學校であつた開塾上申書に依れば經史學を授くところがあるが明治五年四月晦日文部省布告の趣旨によるので斯くの如くして小學兒童教育の傍らに青年相手の塾生を薰陶しつつ、又自身の修養は常に怠ることなく當時伊倉に塾を開ける竹添井々を訪うて時々書籍を借受け若くは不審の點を正されたといふ其の開塾の始めは先生の長子吉太郎甥三彦其他の縁者等僅かの人に過ぎなかつたが後には漸次入門者の數を増して獨り玉名地方のみならず熊本方面からも續々先生の人物を慕うて其の門に學ぶもの多きを加ふるに至つた時に時習館廢止の後明治七年七月熊本にては温故堂が出来て舊藩の子弟殊に坪井連山崎連通丁運是に入つて學んだのであるが是より先き先生が鹿兒島遊學の後横島に私塾を開かれたに就いて其の温故堂に學んで居た少壯子弟の如きは殊に先生の爲す

あるべきに心を動かし志あるの士は須らく横島に向ふべし宜しく先生の門に入るべしと風を望んで其の塾生となるもの踵を接するに至り最初入塾したる高島義泰、高橋長秋、池田案山子、松村勝三、能勢運雄、園哲雄などいふ人々に續いて大塚泰喜、辛島格、志水元吾、池邊源太郎、阿部充家、永田熊五郎、坂崎半也、右田政雄、林通信、楯岡甚太郎、高橋長次等又横島地方よりは畠本金造、中山岩太郎等も入塾して教を受けたることである

横島塾の讀書

塾にありては漢籍を主とし四書殊に論語孟子を精讀し教授法の如きは概ね以前の時習館流に倣へる講讀法により塾生は豫習をして質問時間に不審の點を質し四書の外、書經、七書、就中孫子、吳子の類又文章軌範、唐宋八大家文、通鑑綱目等を用ゐる年少の塾生には日本外史、十八史略進んでは資治通鑑を勧められ又日本政記、國史纂論なども讀んだのである資治通鑑の如きは輪讀をなし難解の個所を質問し殊に唐本の白文を用ゐたものなどは主として學力の進んだ塾生に限られ先生の息吉太郎の如きは極めて年少なるにも似ず何の苦もなく其等を讀破して他の塾生を驚かしめたといふ漢籍の中にも史記は殊に獎勵して精讀を勧め「史記を充分に讀み註まで讀み得るに至らば他の書は概ね讀まれぬことはない」と子弟を指導し又論語孟子は朱熹集註を基とし四書鈔說、四書大全、四書正解等を用ゐるものが多かつた平素先生は素讀を重んじ大意に通ずるに先だち單語或は一二句の字解に就いて懇切なる説明を與へ素讀には

常に早讀の弊を矯正しなるべく緩やかなる調子に恰も詩吟の速度を以つて讀んで行くがよいと言つて居られた又是迄の學問は和漢だけで充分であつた即ち和漢の學問のみにて能事終れりとして居つたけれども今後は更に洋を加へて和漢洋の大勢に通ずる必要があるとて輿地誌略或は萬國歴史等を翻譯書にて教へられたのである

兵學は孫子

先生は深く孫子を愛讀し「各國の兵式はあるが凡そ兵學は孫子に勝るものなし」とて孫子の書一卷は全部本文を小冊子に寫して懐中し私塾に於ても孫子の會は特に趣味を以て之を講じ一席の會にて盡きぬ折には「註解は何々を見よ」と書名を示して各自の研究心を獎勵し嘗て先生が時習館居寮生時代には同郷黨赤尾口連の壯年子弟を集めて孫子の講義を聞かされたこともあつたといふ

又先生平生文天祥を推稱し時々人に語り「文天祥くらゐ眞の學者は居らぬ恐らく支那一流の學者たるべしとて深く崇拜し且つ曰く「仕事は宜しく諸葛孔明を學ぶべし但し人物は文天祥たるべし屈原の如きは吾が取らざる所即ち國家に盡さんには宜しく諸葛孔明の如くなるべし」といはれた

横島塾の朝會

横島塾には朝會といふがあつた毎朝食事前の行事として必ず是を開き論語又は大學の講義がある即ち修身齊家治國平天下の講話を聽くのである先生は常に子弟を戒め「一日中實行すべきとは朝飯前に行ふが

よい」といはれた塾は先生の居宅と半丁余も隔つてゐたが塾生等は先生の聲に目を覺まされて俄に起き上がり朝會に出ることが尠くない「恐ろしい朝起きの早い先生だ」と驚いたものである殊に夏など先生は毎朝未明に必ず水車を用ひて田地二反歩の灌漑水を踏み上げてから足を洗ふて朝會に出で「まだ目が覺めぬか」と微笑みつつ背中を叩かれるには塾生も恐縮して互に相戒めたといふことである

塾生の體育

體育法には擊劍游泳兎狩など殊に獎勵されたのは擊劍塾の庭先きの椎の木の蔭を道場に充て夏期の游泳には高瀬川の洪水に大游泳を試みたこともある或時は三日間連続の兎狩を強行して身心の鍛練に力め又先生から漁に伴はれて波瀬掻きなどに掛けたこともある時として鷹簞酒を携へ獲物を下物に塾生と楽しみを分つたこともある又孝心の厚い先生は斯る時に獲物を持歸つて母堂に饗せらるるのが最も楽しみであつたといふ先生は農業の副業として近村の寺田村に茶畑をもつて製茶を營み毎年四五月頃は寺田の茶摘とて塾生も總出で手傳ひをする斯くの如くして學問勉強の一方には様々な體育獎勵に力め智徳體三育を以て進み凡て實踐躬行倫理修身を主として薰陶せられ經學には殊に細かな注意を拂ひ經學がよくないど何事も出來ぬ且つ常に時勢に後れぬ學問で無ければならぬと子弟を戒め斯くの如くして先生は農事の傍ら幾多の人材を養成し以て國家有用の材たらんことに力められたのである

お酌に塾生

先生の横島に居を移されてから諸方より來訪の志士が常に絶わぬ先生は快く是等の人々を迎へて共に天下國家を論じ時には手製の濁酒を汲んで深更に及び互に肝膽を開き議論を戦はして意見を交換し「濁酒粗肴勿辭醉、悠然共笑見浮雲」などいふ詩が其の頃の述懐として遺つて居る其等の場合には塾生を座に呼んでお酌を命ぜられたこともあるといふ

賓 至

幽棲地僻少來賓、倒屣柴門迎故人、苔砌命童新灑水、草堂躬自爲舖茵、家貧祗應供粗糲、市遠何由買鮮鱗、相對清風馮曲檻、聊傾薄酒極歡親、

晴 耕 雨 讀

先生常に陶淵明の語を引いて子弟を諭し「お前たちは宜しく晴耕雨讀でなければ善くない即ち天氣晴れた日には農事に勵み雨降つて家居する時は讀書に努めねばならぬ」と勤勉の心懸けを説き聞かされたこともあつた

塾 生 は 輪 講

先生は時々變裝して深笠を冠り人知れず家を出でて二三日も姿を見せぬ事があつた先生はそんな外出の際塾生には輪講を命じ又小學校の方は加藤小軍太、津留菊郎など言へる教師に補欠授業を依頼されたといふ

塾 生 と 母 堂

先生の母堂は塾生に對して常に愛顧を垂れ殊に寄宿の塾生に向つては「お前方は國家の爲めに遠方から費用をかけて學問に來てゐることなればなるべく勉強せねばならぬ」と一段の獎勵を加へて居られた斯くの如くして横島塾は名聲次第に廣まり多數の人士が集まつて來て一時は塾舎の狹隘を告ぐる程であつたが明治九年敬神黨の變に依つて塾生の間に嫌疑がかかるなど熊本方面から入塾して居た人々は塾を引揚げて歸るものもあつたが土地の人は尙殘つて勉學を續けた向きもあつた

斷 髮 令 と 先 生

先生の横島小學在勤中明治九年六月時の安岡權令から斷髮令が出で世間には議論大に沸騰したことがある結髮は逆上の患ひあり衛生上にも有害なれば速かに切り捨てて散髮にしたがよいといふのである先生は七月三日其の命令を受け

横島塾生徒は削髮の者不尠異体の風に付散髮致し度心得候得共便利故行はれ不申位にて結髮の者は僅々に候便利は義務と違ひ人情赴き易く候得ば遠からず結髮は相止み申べく因て御指令の趣も候得共舊來の風體を變じ身を以て誘ひ候程の儀無之候間散髮不仕候此段相達仕置候事

年 號 月 日

横島塾教員

名 印

と認め其の筋に上申し結髮必ずしも不可ならざる旨の申立てである其れに對し左の様な指令を以て却

下せられた。

書面當縣達之旨を遵行せず届出の趣は不都合之至に候條早々散髪可致因て書面差下候事

明治九年七月七日

熊本縣權令 安 岡 良 亮 印

これが遂に一問題となり先生は散髪を肯せずして小學校を辭し只家塾教育をのみ擔當せらるゝこととなつた。

又先生から東叢の教務を依頼されたる吉村市次も亦斷髪を厭ひ此の月十八日職を退いて郷里菊池に歸ることとなつたのである。(池邊吉十郎傳)

自 誓 書

嘆夫國步艱難届る所を知らず懼れざるべけんや痛哭せざるべけんや古昔天祖三器を以て天孫に授け天孫之れに象りて天下に君臨し極を建て倫を明かにし以て彝訓を垂れ玉へり是を以て億兆一心内皇上を奉じ外四夷を御す爾來列聖相承け偉業を繼述す時に或は汚隆ありと雖も數千年を経て未だ嘗て神器を覬覦する者あらず又未だ嘗て外侮を受けず皇統連綿千萬世に傳へて虞あること無き所以のものは君臣分定て大義明らかなればなり今や則ち或は然らず何ぞや曰く人情世態往日の純一なるか如くならず輕薄風を成す謂へらく忠孝必ずしも務めず貨賄にして光榮なりと是を以て貴賤皆汝々自ら利するを以て急なりとす官

途却て私を營むの地となり亦大義あるを知らず祖宗忠孝建國の遺風地を拂ふの勢あり懼れざるべけんや痛哭せざるべけんや加之輕薄の徒歐米の富強を羨みて以爲く制度文物彼か如くならざれば共に相對峙すること能はしと是を以て民權論を張るものあり共和政治を唱ふるものあり耶蘇教を誘ふものあり服食器用皆彼に模倣するものあり終に將に此を以て彼に易へ而後己まんとす、懼れざるべけんや痛哭せざるべけんや夫れ厚世利用は經國の急務なり然れども時勢を量り彼此を辨せされば本末序を失ひ無益となるのみならず却て有益を害するに至る今洋風を羨望する者長を採り短を補ふを以て口實とし民心を眩惑し遂に洋外の異物を貴んで皇國の用物を賤み服食器用皆彼に資するもの多し而して貨財日に耗し負債月に積る將た何を以てか國用を支せん懼れざるべけんや痛哭せざるべけんや洋外各國強梁日に甚しく人の地を略し人の財を掠め法懦恐嚇し弱小を凌轢す其の我に接するや或は彼の民法以て我民に施すことあり而して我律令以て彼の民を糾さしめす或は海關稅法を遵守せず或は戍兵を我捕頭に置き或は北海道を侵略す其傲慢無禮亦己に甚し義を忘れ利に趣き彼を羨望するの風を以て盡くるに垂んたるの國用を度支し猖獗彼れが如き各國に接す縱令彼内屬を欲せざるも我將に之か奴隸とならんとす況んや狡焉封疆を開かんと欲する者あるに於てをや懼れざるべけんや痛哭せざるべけんや方今聖明上に在し俊傑朝に滿つ豈憂慮の此に及ふ無からんや然り而して懼るべく痛哭すへきもの日一日より甚しければ則ち皇國の興廢遠きにあらざるや必せり嗚呼吾輩も亦皇國の一丈夫數千年の皇澤に浴し。

而して此の厄際に當る豈悲憤に堪ふへけんや忠孝は天性なり祖宗列聖の遺風猶存するものあり則ち世亦應に吾輩と志を同うするものあるべし相共に大義を明らかにし誠忠を盡し同心戮力以て國難に赴き必ず寶祚を無窮に維時し國威を宇宙に震輝せんのみ然れども國運の此に至る積累の然らしむる所にして一朝之れを挽回し難きものあり千蹉萬跌敢て屈撓せず鞠躬盡力死して已まざらん若し此の志を變ずる者あらば明神之を殛せん

明治九丙子歲

(池邊吉十郎傳)

寺田立山の戦

熊本隊がまだ健軍神社に勢揃して居つた頃即ち廿二日既に薩軍は城北向阪(山鹿街道)にて乃木隊と衝突し廿三日は又木葉にて衝突があつたといふので佐々友房、北村盛純、深野一三の三人は熊本赤尾口にて鳩首議して「征討官軍南下し來つて既に植木方面にて薩軍と衝突せりと聞く徒らにこゝに在つて城を包圍せんよりは北方高瀬を衝き一快戦をなして奇功を奏するに如かず」と是を以て出町の本營に建議して同意を得三小隊を指揮して其の日の夕陽北進して途を吉次越に取るべく木留村(鹿本郡)に至つて宿泊し廿四日吉次を越えて伊倉に達し廿五日薩軍の小天出張兵と協同して高瀬を進撃した官兵は僻易して北方へ退き小岱山の麓或は玉名山等に據り熊本隊は岩崎原に進みて銃火を交へ夜に至つて復た伊倉に退いたのである此の時先生は熊本出町の本陣に在つて殘る諸隊を統轄して居たが城兵出でて出町を衝いた仍

て城市郎の隊をして薩兵と俱に激撃して城内に追込ましめた同廿五日高瀬口の官軍益々加はり大舉して將に來襲せんとする勢あるを聞き先生は先に薩に向つて高瀬攻撃を請うて居られたから直に四番内柴小隊を菊池街道の石坂に至り守衛せしめ外の十一小隊を發して伊倉の熊本兵を救援せんとて先生自ら之を率ゐ北進して其の夜木留に宿泊し翌廿六日拂曉木留を發し自ら陣頭に起つて進まれた時に一農夫來り先發の熊本隊寺田村(現今八嘉村の一區川を隔て、高瀬町に接せる地點)に在りといふ依つて先生は益々前進し寺田に至つて遙かに敵地を瞻望すると官軍は己に高瀬町の上流より川を渡つて小兵を丘上に上げし大軍を丘下に整列せしめたのである依つて官軍猶ほ遠きにありと思ひ勇往之に向つて進まんとするに前方の林中に兵ありて小紅旗を動かし熊本隊を驚くもの、様である(紅旗は熊本隊長指揮旗なり)此に於て衆怪訝躊躇し漸く進んで之に近づくに忽ち林中より萬銃齊しく發し飛丸雨の如く降り來つた熊本隊は固より戦に熟せず隊伍を亂し縦横に交戦した先生は寺田村の某神社内に在つて一部隊を率ゐ堅く制して動かす然るに官軍漸次左右の翼を張つて包圍し民屋に火を放つて益々迫つて來た部下速男の面々は先生に勸めて官軍を斬破つて突出せんといふ先生は少しも動する色なく傍なる大石に踞し從容として邊りに濁酒のあつたのを煽りつ、「我輩所は即ち此處なり各々眠らんと欲するものは睡るべし」とて更に應ずる色なき程に官兵益々加はり二重三重に包圍して其の退路をも斷絶するので彼の速男の面々即ち六番小隊長古賀作十郎半隊長佐藤健太郎分隊長八木左門等外十數名は遂に堪へかね白刃を閃して鋒銳を揃

へ木葉方面に向つて斫つて出でんとしたが忽ち敵の銃丸に中つて悉く斃死した先生は之を見て益々部下を制し「時機を見て指揮すべし其れまで決して動くべからず」とて愈々泰然自若たれば各々静まつて其の命に服して居た然るに火は家を焼落し次第に下火となつたが攻勢も稍々弛んだ時先生蹶起大勢を發して號令し各々一齊射撃して銃を負ひ刀を揮つて突撃すべしとて先生自らも銃を取つて官兵二人を射殺し勢に乗じて部下と共に抜刀吶喊して熊本とは反對の方面なる高瀬に向つて圍を突き血路を開いて出で高瀬川の堤より迂回して山を越わ谷を下り遂に伊倉方に出でさて吉次峠を越えて熊本へ歸つた（當時先生在宅の横島では軍中の先生が伊倉通過の消息を聞き傳へ握飯等を持つて慰問に出たといふ）此の時包圍せられたる中の十番小隊半隊長菅十洲外十數名亦斃れたが、先生は腹部に銃創を負うた先生が初め包圍に陥り從容自若として「我が墓所は即ち此處なり」とて部下を鎮靜したのは孫子に「死地吾將示之以不活」とあるものにて衆に示すに必死を以てして其の志を勵まし各々自ら奮つて生を求むるの念を強くせしめたのであらう又先生に從つて無事圍みを逃れたる永田熊五郎は曰く「池邊先生が居られたから、自分も斫り破つて出ることが出来た」と先生此の時の勇壯な突進は恰も孫子の所謂「始如處女敵人開戸、後如脱兔、敵不及拒」といふが如き有様であつた

先生退却途中のこと立岩小屋にて一番佐々隊の半隊長の眞鍋新太郎の率ゐたる半小隊が守備し焚火をして居ると先生來り同じく蹲居して其の火に當り「今日はごうも敗北した々々官軍からオビキ込まれるや

うになつて閉口した始めての戦ではあるが寺田で包圍されてはとてよくないと思ふて眞先に官軍の兵二人を斃し関の聲を揚げて斬り破つた時は實に危かつた」と語り負傷は如何と聞かれ「生命には障らぬ何アに鶏卵の白實を二三度もぬつたらよくなるだらうとて平然として少しも騒がれる様子はなかつた又此時寺田より先生の傍らに隨從して俱に立岩小屋に來たのは朝山忠一と萩原孫彌太との二人であつたが其の二人の語に「寺田を出づるまでは數十人先生に從つて居たが道にてポロポロ落伍者があつて漸次減少せしにある小松山に出でたる所適々官兵一小隊計前方の道を横切りて進み來るものがある是を見たる先生は皆々居伏よとて地物の陰に隠れ居たるに彼官兵の目前近く進み來りし時先生蹶然として立ち大聲を發し「大隊氣を附け」と號令せられしが彼の官兵の將は恐愕して忽ち停止し「退却」と號令して踵を廻らし退却したる其間に疾走して無事危地を免れて此に來るを得たり」といふた、先生屢々奇策を回らして此の日の難を免かれたのである是は當時親しく其の守備隊中にあつた松村勝三、宇野東風、三浦喜傳等の實話である又或る農夫は先生が敗走途中稍々危険を脱出してから「煙硝が附いてゐると肉が腐るからとて藁屑で擦つて居られたところを目撃したと言つた（池邊吉十郎傳）

大矢野、國友兩人へ贈る書

曩に人吉に在るや兩翁公の遺書を抱き來り教示懇懃重章憂國の情己む可からざるを以て敢て違背し素志を達せんと欲す爾來戰數々不利佐土原の敗重章久病之後に方て氣力未だ復せず驅馳する能はざるを以て

單身敵兵の中に陥れり遂に潜行百方吾軍に入らんと欲すれども敵陣守嚴にして越入るを得ず而して吾軍終に鹿兒島に敗績す重章乃ち薩摩郡山郷花尾に割腹す公をして多干城の舊臣を失はしむるは偏に是重章之罪死して猶餘罪あり然と雖も兩翁も亦重章之意を知らん爲に請ふ善く公に謝するを得ば幸甚々々更に請ふ四方の君子に告げよ

朝廷當今の轍を改め忠直を擧げて姦邪を退け廉恥を尊て貪利を抑へずんば神州外夷の奴隸となるや必せり身此に死す之を奈何とすること無し噫 再拜

明治十年九月二十六日

池邊吉十郎

大矢野次郎八殿

國友殿

(池邊吉十郎傳)

口供書

自分儀竊に輓近の形勢を熟察するに明治維新後は勉めて舊弊を去り國是を定め以て皇威を萬國に震輝せらるべきに却て其儀なく廉恥の俗日に衰へ貪利の風月に盛に隨て金貨濫出し四民困弊す之に加ふるに上一體洋臭に心酔し或は民權を主張し或は共和政治を談じ其の弊害一にして足らず遂に神祖建國以來忠孝の遺風地を攘ふの勢に至る故に外人は益々猖獗し偶々狂暴を我國人に加ふるに至るも未だ自國の律を以て之を罪するを得ず且つ彼の我を輕侮する其の一を擧げて言はんに千島交換の如き其の證なり何とな

れは千島は素より我版圖にあるを以て其名は交換なるも其實は彼に奪はれたるなり是等皆政府其宜しきを誤るものにして竟に萬國に冠たる萬世不朽の皇統も今は其憂慮なきを保つ可からず未だ曾て受けざるの外侮も今は其禦ぐ可きの術なきに至れり故を以て慨歎措く能はず其の弊害一二を建白せんと欲し其の稿を起せしことも之れ有り候得共回想するに島津久光公の忠言も竟に納れられず況んや微賤の我輩に至りては縱令千百言を陳する共到底採用なきは必然なり之を要するに蓋し二三の權臣内に在りて 天皇陛下の聰明を蔽ひ以て然らしむるならん到底此の奸臣を除くに非ずんば再び國運を輓回し皇威を震輝する能はざる儀と深く自信して慨嘆に堪へざる折柄本年二月中旬西郷隆盛、桐野利秋、篠原國幹等を暗殺せんが爲め政府より刺客を遣したることの露顯せしにより西郷等其因由を政府へ尋問の爲め己に大兵を率ひ上京するに決したりと聞き果して然らば刺客の一件も要路にある奸臣の所爲に相違なかるべしと臆想し愈々此奸邪を掃攘せんと欲し篤と考ふるに一旦西郷が兵(一に足)を擧る時は奸臣を斃し以て其目的を達するは必然なるべしと雖此際空しく傍觀する時は西郷が志を得るの後に假令權を專にする有るも毫も嘴を挿むの地なかるべし彼が名義とする處のものは未だ安くにあるやを詳にせずと雖も奸臣を除くは同一徹なるを以て先づ彼れと力を戮せ事成るの後に至り彼れ縱令專横の事あるも我之を匡正する亦難きにあらざるべし素志を達するは此の時にあり時を失ふべからずと心竊かに之を決し同月十四日熊本に出て同志松浦吉太郎、山崎定平、櫻田惣四郎等に面會し屢々論談すれども西郷が事を遂ぐる時は權を專にし威

福を弄するに至らんと云ひ或は刺客の爲め兵を擧ぐるは名義立たすと云ひ一時は衆論紛々更に一決せざりしが二三日を経て遂に衆論一定す時に薩兵の先鋒小川町に達し別府晋介之を指揮せりと聞き同月十九日單身馳せて小川に至り晋介に面會し我素志を告げ且熊本攻撃の方略を問ふに彼答へて云ふ只通過するのみ若し台兵我道を塞ぐあれば直に之を一蹶して通らぬのみ何の方略か之あらんと是に於て自分は直ちに別を晋介に告げて去り翌廿日熊本に歸り來れば市中は已に灰燼となり壯年輩は五六十若くば七十名許健軍社其他所々に屯集せりと聞き自分直ちに健軍に赴き松浦新吉郎に談ずるに隊伍整列のことを以てす翌廿一日薩兵攻城の事に決し別府晋介より教導を依頼し來るに付池田案山子外四五名を撰み遣したり然も我舊藩に於ては元來薩人の事を爲す多は皆權謀に出で其實詳かにし難きを以て今日の如きも亦何等の詐謀に出るを疑ふの色あるに因り尙ほ薩人の動止を諦視せんが爲め夜に入り自分直に川尻に赴き篠原國幹に面會し攻城の策を談じ且翌廿二日部署を定め篠原が自ら部下を指揮して段山口より攻撃するに決したるを以て自分も其軍にありて之を見認め翌廿三日京町赤尾口に歸り來れば既に松浦新吉郎隊伍を整列す其の數殆ど七百人許翌廿四日自分西郷に面會せしに同人語て曰く今夜神風連が抜刀して城中に切入らんと云ふに付此機に投じ我が惣軍も共に夜襲し一舉して城を抜かんと欲すと自分は應じて曰く神風連は昨冬の擧に於て勇敢の徒は悉く皆斃れ今殘る所の者は其實卑怯にして論するに足らず此舉恐らくは嘘ならん事ろ薩軍のみにして夜襲せば或は勝利を得べしと雖も神風連を恃むは甚だ非なり且大擧夜襲する

時は死傷必ず多からん大軍を用ふるは白日の利あるに如かざるべしと西郷氏又地理を尋ぬるに付悉く之を語りしに夜中襲撃の事は先づ地理を詳かにし然る後大擧夜襲を決せんと云ふ暫らくして西郷に別を告げ歸れば既に北村盛純佐々友房三小隊を指揮して高瀬口に出兵す同廿五日右出兵先より急を報じ來るに付自分之れが指揮をなし惣軍を率て木留に進み寺田立山に於て頗る激戦し爲に銃傷を負ひ餘儀なく兵隊を松浦新吉郎に譲り自分は二本木病院に於て療養し尙ほ彈藥其他の事を指揮し本營を此に置く我兵田原吉次等に於て連日防戦將士頗る力む此時に乗じて兇惡無頼の徒各所に出沒し豪農豪商に押入り財産を奪ひ良民の妨害をなす實に甚だしきに至るを以て別に鎮撫隊を編成し以て巡邏査察せしめたり然るに官軍は八代口に廻り追々進撃す我軍敵を南北に受け防禦容易ならざるに至るを以て縣士族弓創新なるもの來り議するに石塘川を堰き留め水を城下に注ぎ圍城の兵を省て南北の防禦に備へんことを以てす此策甚だ佳なるを以て自分直に桐野利秋に議するに輒ち同意せるに付速に此策を施し頗る南北防戦に力を盡すこと雖日ならずして川尻口に敗軍し止を得ず全軍圍を解きて木山其他に引揚たり此際自分も銃傷稍々平癒せるを以て復た自ら隊下を指揮して御船に進み抗戦す亦た敗れて矢部に退く此に於て我兵を中隊に編成し總員を五中隊と爲し佐々友房、北村盛純、岩間小十郎、深野一三、牧柴謙十郎を以て中隊長となし自分之れが總軍を指揮し人吉に赴き一中隊は五木口に四中隊は水股口に進軍せしむ各隊防戦數十回殆ど五十日を経終に敗れて大口に引揚げたり夫より且つ戦ひ且つ退ひて本城、大久保、財部、山ノ口等を経轉

戦して宮崎に至る當時我軍大に衰へ兵器甚だ挫け、戦ふ毎に利あらず且つ自分軍中にあるも近頃病氣に之あり身體少々衰弱を覺ゆ然りと雖も大に兵士を鼓舞して保北川に防戦す。時に川上に屯集せし薩兵既に敗れて敵軍我背後を絶つゝの勢あるに付速に自分麾下の一中隊を遣し背後の敵に備へ尙援兵を遣さんと欲し他の一中隊に令を傳へ其の兵の未だ至らざるに既に自分は官軍に横撃せられ病中旁々進退度を失ひ餘儀なく自ら叢裡に匿れ夜に入りて我軍に走らんとすれども四圍皆敵にして未だ走るを得ず餘儀なく民家に潜伏し其後椎葉山を回りに延岡に至らんとす途中我軍米良にあるを聞き急に至り見れば最早行方知れず又引返して佐土原に潜伏中九月一日西郷等鹿兒島に突入の説を聞き間行して鹿兒島近邊迄到りたれども官兵嚴重にして城中に入るを得ず尙潜伏して時の至るを待ちしに同月廿四日西郷を始め桐野村田等皆戦歿し其の餘は一同降伏したりと聞き大に落膽し最早頼るべき無きを以て屠腹せんと決心せしところ眞の西郷は全く遁れて未だ死せざりしとの風説を聞き此説若し眞ならば尙後圖を爲すに如かずと存じ所々潜匿能る内本月十六日捕縛に相成候

右御吟味に付 前段有體に申上候

明治十年十月廿四日

池邊吉十郎

(以上池邊吉十郎傳拔萃)

八、宮崎眞郷

宮崎眞郷通稱は八郎嘉永四年荒尾村に生る幼にして秀才の名あり九歳の時より村内往相寺の住僧禪大儀に就き漢籍を修む其の進歩驚くべきものありしといふ。

十四歳の時小倉騒動あり其父長藏小倉に出陣す眞郷亦之に従ひて功あり十五才の時より月田蒙齊に就きて學を修む蒙齊の没後木下韓村に就きて學び次で藩費時習館に入る常に俊秀の名あり或年藩侯時習館の秀才三十餘名を選抜して上京修學せしむ眞郷亦其選に入りて上京す。

幾もなく經費の都合によりて數名を減少せらるることとなりしかば眞郷自ら進んで官費生を辭退し以て學友の爲に盡せりといふ明治七年臺灣征伐の事あるや眞郷亦征討隊に加りて武功あり明治十年の役起るや同士の率ゐて薩軍に投じ智謀を以て稱せらる八代の戦薩軍の猛將逸見十郎太頗る苦戦身方に危し眞郷曰く君は薩軍の勇將なり懸軍前途尙遠君の力を要するもの甚だ多し君此の戦場に命を殞さば薩軍の士氣蓋し憂ふべきものあり予乞ふ自ら當らんと直に逸見の軍扇を執りて全軍を指揮し勇戦奮闘遂に八代に於て戦死す時に年二十七眞郷幼より和歌詩文に長じ其作亦少からず

いざやこら峻しき國を平らげて

わが敷島の道ひらきせん

月影は筑紫の海にかはらねど

ゆめおごろかすそこの濱風

前者は臺灣征討の首途其の父に示せしものにして後者は戦地よりの書簡の末尾に記せしものなりといふ
奉賀伯祖父七十壽

虚空峰秀火海東、傳之人間蓬瀛宮、波浪捲山山欲動、恍見群仙遊其中、積善之家帝賽福、遂令名姓入
僊族、仙子爲傳長生方、醜顏鶴髮風姿肅、春風漾盪明酒香、滿眸風物盡祥光、虚空峰下火海畔、開蕊
爭酌九如觴、海風碧天山氣紫、片々相和濫觴裏、起而獻之爲君祝、眉壽如山又如水。
是れ其の伯祖父古稀の壽を賀せし祝辭にして其の揮毫は今に存すといふ。

眞郷末路朝敵となり賊名を負ふと雖も其の志固より經國安民に在り志士の芳名長く傳ふべきなり

(玉名郡誌)

三十三年夢の一節 故郷の山川

然れども余が母上は猶ほ七十有余の高齡を以て其故郷に在せり若し余が唱ふ落花の歌を聞き玉はど如何
に感じ玉ふべき母上の在す故郷には余の妻子も亦あり猶波々の苦を忍んで其夫其の父の夢を護れり若し
余の奏する落花の典をさかば如何に言ふらん歸去來乎市藏、兵吉は如何とか思はん歸りなば故郷の山川
は當に如何んか余を迎ふべき實に加藤肥州が夢の名殘の銀杏城を去る西北十余里大道髪如き長州街道
のゆく／＼將に筑後の國境に入らんとする處に一小村落あり荒尾村と云ふ民貧なりと雖も純村に地瘠せ
たりと雖も形勝を占む余や此の寒村の名族たる古の所謂郷士の家に生れて旦那々々崇められ朝に小僧

八郎行平の居城たりし七面峰を東に眺め夕に白浪脚底を洗ふ有明灣を隔て、遙かに肥前の温泉多良二峰
を西に望み俯仰大聲を放つて英雄起處地形好を歌ひしこと幾度ぞや而して余や今斯の如き嗚呼地形余に
背きたるか抑も英雄とは如何なるものぞ。

余が家庭

家庭の教育は人一代の運命を作ると云へる事あり豈に旨ならんや但余に於ては果して如何父上は余が十
一歳の時に此の世を去り玉ひたればそのことの記憶に存することの少なけれ共擊劍の道場を開いて子弟
を教導せられしことは微かに余が記憶に残れり手作の西瓜を馬につけて親ら村中の老人病者を恵み廻は
り玉ひしことも記憶せり時に酒に酔ふて大聲を發し大手を擴げて無作法に歌ひ舞ひ玉ふ其の面影の如何
に恐ろしかりし事も記憶せり殊に明々地に頭腦に印せられて忘れざるは豪傑になれ大將になれと日に幾
分となく余が頭をなで、繰返し玉ひしこと金錢に手をふる、毎に幾多非人の所爲なりとて酷く叱りし玉
ひしことなり母上も亦よく父上の氣を承け玉ふて心強く常に戒めて疊の上に死するは男子何よりの恥辱
なりと教へ玉へり而して余が親類縁者や村中の老齊老婆等はみな言を極めて兄様のようになりなさいと
煽りたり兄様とは明治の初年に自由民權を主張して四方漂浪して十年西郷の亂に與つて戦死したる余
が長兄の事なりされば余は未だ大將豪傑の何者なるやを知らずして大將豪傑たらんと望み未だ自由民權
の何物たるを知らずして自由民權を善き事と思ひまた官軍や官員や總べて官のつく人間は泥棒悪くの類

にして賊軍と謀叛とか云ふことは總べて大將豪傑のなすべきこと、心得居たり嗚呼家庭は今に善からずして與余家庭に善からざりし與抑大將豪傑とは如何なるものぞ余が同胞は男八女三合せて十一人にて余は實に其の末弟なり此の十一人の外に猶ほ一人の養兄ありし由なれ共余は終に之を知らず母上の物語り玉ふを聞けば此の養兄をして家督を相續せしめ實子は皆一と通りの教育を施して自由に放任し各々其の欲する所に従はしめ各自の成行を眺めて樂まんとの父上の願望なりし由なれども其の常に家督を相續すべき筈なる養兄は逸早く家を棄て、藩を脱して四方に流浪し後長州に一味して天皇の御謀叛に加擔し終に蛤御門の戦に討死せりとのことなり爾余の兄弟亦皆夙く天して世と親まず父上逝去の時には僅に二姉二兄の余が上に残りしのみ當時二姉は已に他に嫁し二兄は共に近郷の某私塾に學び而して余は近村の小學校に通學しけるが習字作文の課業に自由民權の字を濫用して幾度か教師の譴責を受けたり然れ共余や先天的自由民權家なり教師の譴責に依りて匡正せらるべき病癖にあらず十五の年小學校を卒へて中學校に入りし後も同一なる校長教員の譴責に逢ふ殊に深く同窓生に疎惡せられて夜襲を受けんとしたる事も再三なりき

三月二十日、明治六年馬賊蜂起の際清の曾根君に與へたるもの、一節

先般馬賊の一群蜂起せりとの報あり爾來狀況如何に御座候や早速御詳報被下度候事によりては萬事を放棄して直に大陸に踏込度きものに候

島國の事に至つて一も謂ふべきものなし唯一も速やかに大陸の空氣を呼吸仕度夫のみ相樂み待居申候

以上三十三年の夢

備考 協同隊のことは「熊本評論」(新聞)に某氏の記事あり精し

臺灣征伐日記は大野村柴尾氏所持せり、未だ借覽するを得ず。

第三節 事業 家

一、荒木八郎右衛門

八郎右衛門は鍋村扇崎に生る當時大野莊と小代莊との間に入江あり船舶出入して扇崎、下村、中程、土器屋、下野口、前原、築地、庄山、友田、林田、西照寺、金山、赤崎、折地、腹赤等の低地は海水浸水し泥土を以て充さる而も扇崎折地間僅に百數十町の堤防を埋築する時は千町近き耕地を得らるゝを以て加藤清正之が設計をなして土功に着手されたり八郎右衛門才德衆に卓絶し人望高かりしを以て加藤公の選拔を蒙り普請奉行を仰付らる藤公の工事に銳意なる日々熊本より乘馬にて出張せられて毎朝地方人夫出發前に着せられしと云ふ。

八郎右衛門能く其の職務に精勵し常に藤公の到着前工場に在り工事の監督の宜しきを得たるを以て深く藤公の旨に協ひ功を以て豊太閣朝鮮征伐の陣立表一卷鞍骨一基田地七町歩及其居住の地を賜りたり蓋陣立表は豊太閣より藤公に賜りしものを更に八郎右衛門に下されしものなりとぞ。

藤公新地を埋築し終り「此地行未繁昌すべし」と曰へり此より其地名を行末といふ果して岡村、松村等の富豪を出す亦一奇といふべし

八郎右衛門より現今(明治四十二年)に至る十六代子孫相繼ぎ地方の推重を受く(玉名郡誌)

二、小田次左衛門

小田次左衛門はもと荒木氏なり、玉名郡玉名村に生る。寶曆四年小田手永の總庄屋となり初めて小田氏を稱す。常に心を水利土功に用ゐて民福を計る。或は菊池川の堤防を修理し或は道路橋梁を修築して交通の便を助け或は灌漑の便を開き等して晝夜懈らざりき、就中其の功績の著しきものは小田牟田の灌漑工事なり。元來伊倉下の小田牟田は加藤公の開墾後日猶淺ければ灌漑の利に乏しく農家の困苦甚だしきければ之を救濟せんと思ひ立ち、多年研究の末終に工を起しぬ。然るに寶曆 年半にして斃れしかば嗣子茂助父の志を繼ぎ之が完成に努め第一期の工を終る。次左衛門父子の墓は共に玉名村ドウシ山にあり

井手の碑

玉名郡小田のあかた伊倉塘下といへるは畠地少にして田は六百町に餘れり固より水乏しくて木葉川の末をせき入て養ふ所なれば早する時はいふも更なり纔に井手の底に溜れるを桶をもて汲揚げなどしつゝよるひる是をつとめとして平年安きころなし爰に小田次左衛門といふは内田の縣玉名村の産なりしが登庸せられて此縣の大長となる其子茂助父を助けて大に民の困苦をうれへて高瀬川の水を引きて木葉川の

餘水と一流にせんと様々心を碎き爰に樋を据へ井手を通じ是がために寢食を忘れ年をわたりて其の勞大方ならず辛して寶曆十四年申年成就しぬ爾來用水潤澤にして六百町に餘れる田地竟に早損の患を免れ村民枕を高ふすることを得たり是誠に小田父子の大業にして數十年の今日に至り仰けば高きものならん其を星移霜消て末の世には父子の功澤を語り傳ふ人もなくなり竟には其の績の名の朽なん事をおしみて今此天保六乙未の年村々の長心を一にし村民をして長く父子の餘澤を仰かしめ且つは昔の艱苦を忘れざらしめんがため其のあらましを文につくり石に刻んで後に傳ふとふい事しかり

先祖歴代記

一、明和五戊子十一月三十日酉刻卒去

釋教榮信士

俗名荒木次左衛門邦好 行年 六十七歳

小田手永御惣庄屋御代官兼帶す十三年勤後當所に隱居す

一、安永二癸巳歳二月七日夜戌刻卒去

釋淨覺教祐信士

俗名小田中富庄頭

荒木茂助久眞 行年 三十九歳次左衛門次男

三、付根 叢 蘭

一、先祖は 關根藤九郎—全藤九郎—左九郎—俊助—藤九郎—左五郎 養子 初源之允養子
 俊助寛政十年七月跡目御番方享和二年七月御近習御目附文化三年十月御目附七年四月御役座兼御免十
 四年二月御天守方御目付文政元年四月御番方組協六年二月御側御弓十挺頭十一年十二月御斷御番方天
 保五年十一月八代御城附七年二月十四日病死。

一、關根俊助剛彦文政年間人工隸書花赤記録

一、關根俊助、名之玄、字玄之、藩士、善墨蘭隸書、號叢蘭、肥後書人名錄

一、熊本藩士關根俊助云は資性雋爽眼光炯然刀槍諸技無不善也、酷多工致、嘗て手づから甲冑を製す
 他人の手をからず甚妙なり髹工を巧にす國候命して別紅印籠を作らしむ絶妙なり善書及隸書自ら號叢
 蘭道士、又古器物を愛し古玉を集む勾玉和一首あり余に其稿を示す尙篋中に存す。

一、玉名郡賢木村字龍の原小借山の内牝の小路桂木兩家の陶器竈あり後牝小路は絶家にて瀬上某之を繼
 で小代焼と稱す關根俊助擔當の際は最趣味ある上品の製造器多し桂木の旁に今も關根屋敷と云地残れ
 り本山御殿に御庭に御取寄製造あり其節は關根俊助差圖にて出來たり其時の始末詳細書類、瀬上の家
 に存す(加悦榮七郎筆記)

四、小森田七右衛門

小森田七右衛門と白石堰

偉人の出でない郷土は空虚である我が小森田七右衛門の如き偉人を出したのは正しく郷土の誇りである
 小森田氏名は雅寛通稱を七右衛門と言ふ花牟禮城主小森田彈正親廣の後裔であつて家代々内田手永の總
 庄屋を勤めてゐた七右衛門は資性英邁にして經世救民の志が甚だ厚い人であつた常に小田梅林牟田の荒
 廢を歎いて如何にかして困苦を救はんと日夜心を碎いてゐた當時小田村あたりでは田畑が荒れて上納米
 が調はない爲娘に田畑を引かせてお嫁にやることか普通の例であつた其れで七右衛門は竈門村より用水
 を引かんと工夫したが川上よりの故障で行はれず遂に白石堰を設け西福寺鼻の岩壁に水道を穿つて用水
 を引ことになつた是れ實に文政三年の春であつて藩主齋護公も痛く其の勞を賞し作紋袴羽織及金子二百
 疋を賜はつた今までお嫁の引田とまでなつて厄介がらしてゐた田畑は皆美はしい水田となつて民は豊な
 る生計を送る様になつた七右衛門の功も偉大なりと言はねばならぬ

小森田家畧系



二代全上 吉右衛門 三代全上 理左衛門 四代全上 吉郎助 五代全上 七右衛門 六代全上 武八郎 武平太 武雄(當代)

七右衛門墓 (前面) 臺岳院義高道一居士

(右面) 玉名郡内田總莊屋小森田七右衛門雅寛

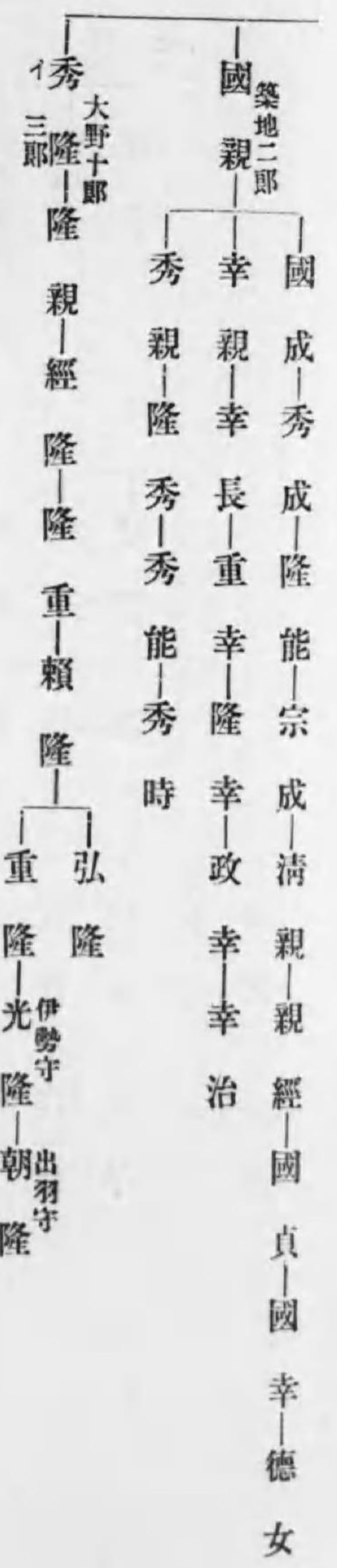
天保十一年庚子八月沒享年七十二

五、大野十左衛門

大野十左衛門は滑石村の人なり。深く勸業に心を用ひ、文化年間に數度海面埋立の事業を起し滑石村及び隣村高道村に互り百五十九町六段十五歩の新地を得たりこの一郷開四郷開救民開是なり、又養水十分にして年々農民の憂をなせしかば菊池川の水を引き灌漑の路を開き數里の溝渠を通して養水の便を與へたり世に之を十左衛門堀といふ。民村其の恩澤を思ひ小祠を建て之を祭る

大野別府地頭職系圖

以下不明
紀隆村……清賢
紀貫之之孫也
大野別府八ヶ村地頭職
國隆 中村太郎
男三人 時隆保隆若熊女
女五人



大野家系圖

大野家者其之紀貫之孫隆村奉

勅來於東肥應和壬戌二年建玉名縣繁根木八幡祀隆村護之賜大野郷故以爲氏其子孫開田日嶽城高道城數世連綿守之天正庚辰八年三月大野左馬助與小代家戰于金山原不利而自殺從士多死其子新助幼而不能守城避亂飽田縣川尻滑石邑長馬見五郎兵衛者累世蒙大野家之恩澤是以召新助之子四郎兵衛親秀親秀來居滑石邑爾來子孫代々居住

元和元年酉七月十四日卒

紀親秀——親道(寛文七年乙未十一月廿四日行年二十一才)

親昌(寛延三年四月初日卒)

第三編 處 誌 第五章人物

